ACCR Central Rally2020

参加車両

本ラリーはＪＡＦ公認準国内競技として開催されるため、参加車両規則も 2019 年ＪＡＦ国内競技車両規則 第2編 ラリー車両規定 第2.5条ＲＦ車両規定に定義される条件を満たしてなければならない。
特に下記のＡＣＣＲ特別規則および安全項目に関する規定については、公式車両検査において確認するので、十分注意し準備すること。

【ＡＣＣＲ特別規則】
△参加可能な車両
ACCR 本戦クラス：
1984 年までに生産された車両およびその同型車（マイナーチェンジを含む、エンジンも同型車）で、1985 年以降の継続生産車で車検を取得し、一般行動を走行できる車両に限る。また、一般公道を走行するためには、車両の最低地上高である 9cm をクリアしていなければならない。

△車体カラーリングについて
車両製作に当たっては、クラシックカーのラリーイベントであることを踏まえ雰囲気を考慮して仕上げる。奇抜なボディーカラー（蛍光色など）は禁止。
ただし、当時使用されていたカラーリングであることが認められた場合には許可する。

【参加クラス】
・Vintage クラス　1965 年までに生産された車両
　1300cc 以下/2000cc 以下/2001cc 以上
・ Classic1 クラス　1975 年までに生産された車両
　1300cc 以下/2000cc 以下/2001cc 以上
・ Classic2 クラス　1993 年までに生産された車両（1989 年までの同型車）
　1300cc 以下/2000cc 以下/2001cc 以上
・ F クラス　1993 年までに生産された車両の内、年式に拘わらずエンジン載せ替え等、大幅な改造をしている車両
　1300cc 以下/2000cc 以下/2001cc 以上

全てのクラスでブレーキキャリパー＆ロータの変更は安全上の配慮により認める。
ターボ＆スーパーチャージャー＆ロータリーは排気量を 1.5 倍として計算する。
＜大幅な改造の例＞

・競技車輌として製造された車輌
・他メーカーのエンジンを積んだ車輌
・型式認定以外のエンジンを積んだ車輌
・ミッションケースを変更した車輌
・オーバーフェンダーへ変更した車輌

＊参加クラスは、車両の製造年度を基本とし、それぞれのオリジナリティを考慮した各クラスを設定する。
＊参加車両の少ないクラスが発生した場合は、クラスを統合する場合がある。
＊チューニングのレベルについては自己申告を原則とするが、チューニングの内容によっては再車検を実施する。また、事実と異なる場合は賞典外とする。

【参加資格】
△全日本ラリー出場経験のある者、又は ACCR Practice に参加し、講習を受けた者に限る。
△ドライバー及び、コドライバーは国内 B ライセンス取得を義務とする。未取得者は速やかに ACCR 大会事務局に申し出を行い、取得すること。(JAF 会員になっていること)

【安全規定】
△ロールケージ/ロールバー
2019 年ＪＡＦラリー車両規定 第 2 章 第 4.2.1 条に沿ったＲＦ車両用ロールゲージを装着すること。但し、初年度登録が 2002 年以前の車両についてはＲＢ車両として参加を認める。クルーの保護を目的に参加車両は 6 点式以上のロールケージ/ロールバーを装着することを義務とする。オープンカーについては鉄 or アルミ製のハードトップの装着を義務とする。
メインロールバーは、車体下部の堅固な構造材にしっかりと取り付けられ、ドライバーが運転席に着席した状態でヘルメットの先端よりも高くなければならず、かつその幅はドライバーの肩より広くなければならない。なお、通常の運転姿勢におけるドライバーのヘルメットは、いかなる場合であってもロールバーと接触してはならない。
ロールケージを構成するパイプの仕様は、材質は冷間仕上継目無炭素鋼(引抜鋼管)とする。円形の断面を有する継目のない1本のパイプを使用すること。最小寸法は40mm(直径)×2mm(肉厚)とする。

＊車両の構造上、規定通りに不可能な場合は事前に許可を得ることとする。
＊オリジナル車両がボディ内部にロールバーを内蔵するなど、ロールバーが装着されていなくても参加を認める場合があるが、事前確認を得ること。

△けん引用穴あきブラケット
2019年ＪＡＦラリー車両規定 第2章 第6条に沿った けん引用穴あきブラケットを装着すること。
すべての車両は、前後に車両をけん引しうる強度/取り付け部分をもつリング状、または鋼板に穴をあけたけん引用ブラケットを備えること。
このけん引用穴あきブラケットは、黄色オレンジあるいは赤色に塗られ、明らかに確認できるようにする。
また、強度が十分耐えうるベルトフックタイプや、車両に標準で搭載されている脱着式牽引ブラケットも使用可能とする。

△安全ベルト
2019年ＪＡＦラリー車両規定 第2章 第2条に沿って 安全ベルトを追加装着すること。
安全ベルトは、ターン式バックル、あるいはレバー式のワンタッチ式フルハーネスタイプなど、4 点以上の安全ベルトを装着することを義務とする。安全ベルトは、製造から10 年以内の製品を使用すること。

△消火装置
2019年ＪＡＦラリー車両規定 第2章 第3.1条に沿って 手動消火装置を搭載すること。
1つ、あるいは2つの容器で粉末2ｋｇ以上の内容量を装備すること。
消火器は製造年月日から2年以内のものとする。(消火剤の充填期日もしくは前回の点検期日から2年を過ぎて使用してはならない)また、ドライバーやコドライバーが速やかに操作できる状態で車室内に搭載しなければならない。また、クラッシュ時、急減速度がいかなる方向に加えられても耐えられるように車室内に取り付けなければならない。

△競技車両に搭載する物
非常用停止表示板（三角停止板）を2枚、非常用信号灯を1点、救急薬品セットを1点、牽引用ロープ、A3版の ”OK“ ”SOS“ カード（車内の取出しやすい位置に置くこと） を搭載することを義務とする。

△公式車両検査で不合格となった場合
改造および付加物取り付けなどにより技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従い自車のスタート時刻３０分前までに改善し、再車両検査に合格しなければ出走できない。

△ クルーの安全

＊ レーシングスーツは、耐火炎、防炎性素材生地の一体式であるものを使用すること。
＊グローブを着用すること（ｺ・ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰは任意）。
＊ また、フェイスマスクの着用を強く推奨する。
＊ ヘルメットは製造から 10 年以内のものを使用すること。
＊ 本競技会においては、頭部および頸部の保護装置（FHR システム、HANS 等）の装着を強く推奨する。

△シート
シートは、FIA 規格のシートでなくても許可する。ただし、シート及び、シートレールが車両にしっかりと固定されているものとする。倒れるシートやローバックタイプは NG とする。

△サーキットブレーカー
サーキットブレーカーは不要とする。

△タイヤ&ホイール
基本的にはラジアルタイヤで、尚且つ下記のメーカブランドとする。
ヨコハマ　NEOVA
ブリジストン　71R
ダンロップ　ZIII
クムホ　V700
これ以外の場合は、ACCR 競技委員まで確認すること。
ホイールはノーマルに対して縦方向２インチまで UP 可能。
タイヤサイズの幅は２サイズまで UP 可能。

△マフラー音量
マフラーの音量は、それぞれの車種ごとにおける車検の規定の範囲内の音量とする。但し、旧車両で排気音量が大きい事は理解するが、今まで開催されたＡＣＣＲにおいてリエゾン区間の排気音が非常に大きいと、地域住民や所轄官庁より指摘を受けているので、リエゾンや住宅地街の走行では大きな排気音量を立てない様、十分注意して走行すること。

詳細は JAF 規定３種類ファイル①②③を必ずご確認ください。

第２編　ラリー車両規定

※文中の太字斜体部分は、2019年ＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定からの改定個所を示す。

第１章　一般規定

第１条　総則

本規定に定める車両は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、公道を走行するにたりる条件を満たしていなければならない。

車両の部品を変更または交換したり新たな部品を装着し使用する場合には、車両の使用者の責任において上記の保安基準に適合させるとともに、常にその適合状態を維持しなければならない。

完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。また、コンバーティブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。

なお、本規定は国内規定であり、国際格式ラリーの参加車両についてはＦＩＡ規則に従うこと。

第２条　車両の定義

2.1）ＦＩＡ公認車両（Ｒ車両）

ＦＩＡによりグループＡ、Ｒ、Ｎ（公認有効期限後***8***年を経過していない車両を含む）として公認された車両で、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、本編に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有する車両。

2.2）ラリーＲＪ車両（ＲＪ車両）

ＪＡＦ登録車両で、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、本編に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有する車両。

2.3）ラリーＲＰＮ車両（ＲＰＮ車両）

ＪＡＦ登録車両で、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第４章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1997年以後のＪＡＦ国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびＪＡＦ登録車両規定第２条２による車両は除く。）で、第４章ＲＰＮ車両用改造規定に従った道

路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両とする。

参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務付けられる。

2.4）ラリーＡＥ車両（ＡＥ車両）

電気モーター、または電気モーターとエンジンを併用して動力とする車両で、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第***5***章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1997年以後のＪＡＦ国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびＪＡＦ登録車両規定第２条２による車両は除く。）で、第***5***章ＡＥ車両用改造規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。

参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務付けられる。

2.5）ラリーＲＦ車両（ＲＦ車両）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、本編に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有する車両。

参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務付けられる。

第３条　車両の公認、登録および型式に関する定義

3.1）公　認

グループＡ／Ｒ／Ｎの公認とは、あるモデルの生産台数が、当該年ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項に分類される量産条件に達したことをＦＩＡが公式に証明することをいう。公認申請は、ＪＡＦによってＦＩＡに提出され、公認はＦＩＡの規則に基づいて行われる。

公認は前年の１月１日時点で生産継続中であるモデル、または前年の１月１日以降に生産を開始したモデルにのみ与えられる。

3.2 ）公認書

ＦＩＡによって公認されたすべての車両の詳細は、公認書とよばれる書類に記載される。公認書には、そのモデルの識別を可能とするための諸元が記入される。公認記載項目、記入要領ならびに公認申請要領は「ＦＩＡ車両公認規則」に示される。

競技車両の型式は打刻によって証明される。オーガナイザーは車両検査時に公認書の提示を要求することができる。

当該車両を車両公認書と照合した結果、何らかの疑義が生じた場合、車両検査員はそのモデルの整備解説書を参照するか、またはラインオフ状態の同一モデルと比較して検査を行うものとする。

参加者は自分の車両が生産された国のＡＳＮから、その車両の公認書、および必要な場合は公認付属書（正常進化・変形公認の公認書等を含む）の交付を受け、常に携帯することが義務付けられている。

3.3 ）登録車両

ＪＡＦ登録車両規定に基づいて登録された車両。ＪＡＦ登録車両での参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務付けられる。

3.4 ）同一車両型式

自動車検査証または当該自動車製造者発行のカタログの型式欄に記載されている「記号および数字（ただし、Ｅ、ＧＦ、ＧＨ等の排出ガス規制を表す記号を除いたハイフン以降の記号部分をいう。ＴＡ－ＡＥ123とあれば、ＡＥ123を指す。）」が同一の車両を同一車両型式として取り扱う（ただし、ＪＡＦ登録車両規定第２条２による車両は除く）。

第 4 条　車体の定義

4.1 ）車　体

車体とは以下のことを意味する。

4.1.1 ）外　側

ボンネット、フェンダー、ルーフ等、外気にさらされる車体のすべての主要

部分。

4.1.2 ）内　側

車室内に位置する範囲のすべての部分。

第 5 条 車両の改造

本条5.1）～5.5）に基づく第３章～第６章の一般改造規定に従った作業。

なお、第３章～第６章における当該車両について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置または連結装置を取外して行う車両の整備または改造であって道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第３条で定めるものをいう。）をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。ただし、分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りではない。

5.1 ）修正加工

元の部品を使用することで旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工等が許される。また、少なくとも原型から外観が著しく変更してはならない。

5.2 ）交換

同一の部品（部材）に交換することでありボルトオンを基本とする。従って、交換に際しての改造や修正加工作業は許されない。

5.3 ）追加

部品類を追加および新たに設置（装着）することであり、取付けに伴う最小限の改造は許される。

5.4 ）変更

同等の機能を有する部品（部材）に変更することであり、取付けに際して支持具（部）に対する最小限の改造が許される。変更には交換および修正加工作業が含まれる。

5.5 ）調整

部品および車体構造に対して改造や修正加工作業を伴わない整備作業。

第 6 条 車両の整備

車両に対して行うことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用や事故による摩耗や損傷した部品の交換に必要な作業のみであり、使用や事故による摩耗や損傷した部品と全く同一の市販されている部品（当該自動車製造者が補修用として設定している部品を含む）によってのみ交換することができ

る。

第７条　気筒容積（総排気量）別クラス区分

7.1）気筒容積別クラスについては、任意に設定する事ができる。

7.2）過給装置付エンジンはもとの排気量の1.7倍のクラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.0倍のクラスとみなす。

第８条　燃　料

***8.1*）燃　料**

燃料は、石油会社で生産され、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）ガソリンでなくてはならない。

***8.2*）ディーゼル**

ディーゼルエンジンの場合、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）軽油でなくてはならない。

***8.3*）燃料への混入物**

複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し、空気を除き、その他の気体／液体／固体を混入して使用することは一切禁止される。ただしロータリーエンジン搭載車両は、エンジンオイルに限り、車両改造申請書にその種類を明記することにより、燃料への混入が認められる。

第９条　最低重量

各車両の最低重量は下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなくてはならない。

9.1）Ｒ車両については当該年のＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項に夫々定められた車両重量値とする。ただし、グループＮとして公認された車両については公認書に記載された車両重量に安全装備（ロールケージ等）の重量として35kgを加えた値とする。

9.2）ＲＪ車両、ＲＰＮ車両、ＲＦ車両およびＡＥ車両についてはカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値（小数点以下切り捨て）を減じ、これに安全装備（ロールケージ等）の重量として35kgを加えた値とする。

同一車両型式に複数の車両重量が設定されている場合は、その最小値を当該車両の車両重量として適用する。また、同一車両型式に過給器付きと過給器な

しの両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値を適用する。

9.3）重量計測の条件は下記の通りである。

①搭乗者、搭載物、工具およびジャッキの重量は含まない。

②潤滑油、冷却水、ブレーキ油等の液体は標準容量を満たす。

③燃料タンク、ウインドスクリーンウォッシャータンク、ヘッドライトウォッシャータンク、水噴射タンクは空にする。

④スペアホイール：

・Ｒ車両については、最大２本までのスペアホイールを搭載する（スペアホイールを２本搭載している場合は、計測前に１本を取り外す）。

・ＲＪ車両、ＲＰＮ車両、ＲＦおよびＡＥ車両については、スペアホイールの重量は含まない。

9.4）バラストの搭載は安全上の理由から原則として認められない。ただし、やむを得ずバラストを積む場合は、第１編レース車両規定第３章3.3）に従うとともに、競技会技術委員長の確認を受けなければならない。

なお、ＲＰＮ車両およびＡＥ車両は、バラストを搭載することができない。

第２章　安全規定

第１条 配管類

1.1 ）配管類の保護

燃料およびオイルとブレーキ配管は、外部から損傷を受けぬよう（飛石、腐触、機械的損傷等)、すべてを考慮して保護策をとらねばならない。また、室内には絶対に火災および損傷を発生させない配慮を必要とする。

当初の保護物をそのまま維持するのであれば追加の防護は不要であるが、防音材および防振材等を取り除くことにより配管や配線類が露出する場合には適切なる防護策を講じなければならない。

1.2 ）配管類の取付け

1.2.1 ）冷却水または潤滑油を収容する配管：車室外部になくてはならない。

1.2.2 ）燃料または油圧液を収容する配管：車室を通過して良いが、第２－１図および第２－２図に従った前後の隔壁部分とブレーキ回路およびクラッチ液回路を除き、車室内部にいかなるコネクターも有さないこと。

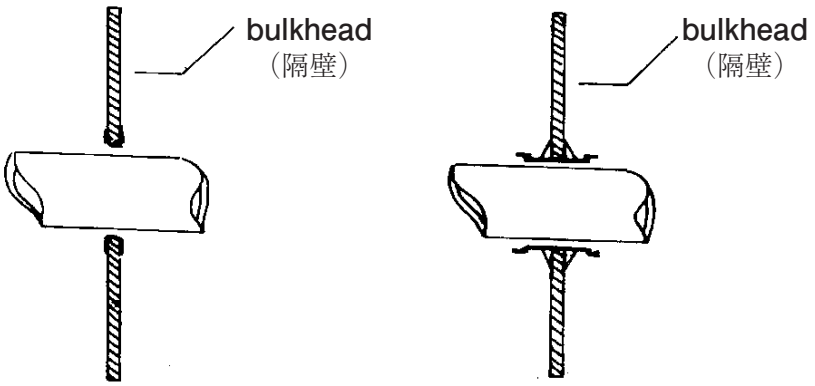

第２－１図

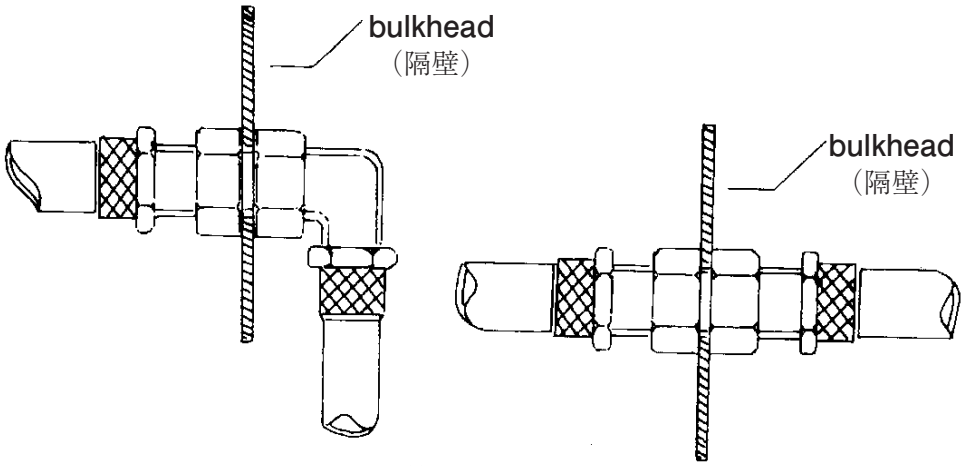

第２－２図

1.3 ）配管および取付け具の仕様

1.3.1 ）燃料、潤滑油または油圧液を収容する配管が柔軟なものである場合、これらの配管はネジ山のついたコネクター、はめ込み式のコネクター、または自動的に密閉されるコネクターと、摩擦と炎に耐え得る（燃焼しないもの）外部保護鋼材を有していることを推奨する。

1.3.2 ）燃料を収容する配管は、135℃（250° Ｆ）の最低作動温度で計測した場合に、70bar（1000psi）の最低破裂圧力を有していることを推奨する。

1.3.3 ）潤滑油を収容する配管は、232℃（450° Ｆ）の最低作動温度で計測した場合に、70bar（1000psi）の最低破裂圧力を有していることを推奨する。

1.3.4 ）油圧液を収容する配管は、232℃（450° Ｆ）の最低作動温度で計測した場合に、280bar（4000psi）の最低破裂圧力を有していることを推奨する。

油圧システムの作動圧力が140bar（2000psi）を超える場合は、作動圧力の少なくとも２倍の破裂圧力がなければならない。

第２条　安全ベルト

メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（３点式等）に加え、４点式以上の安全ベルト（ＦＩＡ公認安全ベルトの使用を強く推奨する。）を装備することを強く推奨する。なお、ラリー競技開催規定における第２種アベレージラリー競技開催規定における第４条３に該当する区間ならびにスペシャルステージが設定されている場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。

装備する場合、下記条件に従わなければならない。

①追加装備する安全ベルトはワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第４編***細則***

「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」または第４編***細則***「レース競技における安全ベルトに関する***細則***」またはＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条安全装置第6項「安全ベルト」のいずれかに従うこと。ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条に定められた取り付け方法も可（第２－３図～第２－５図参照）。

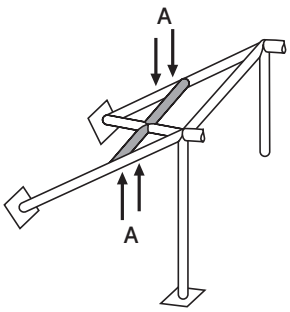

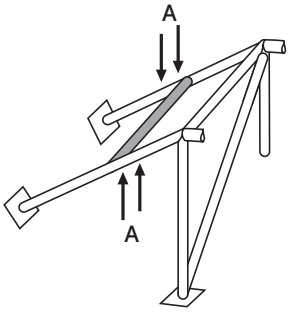

Ａ：安全ベルト取り付け用の穴

第２－３図　　**第２－４図**

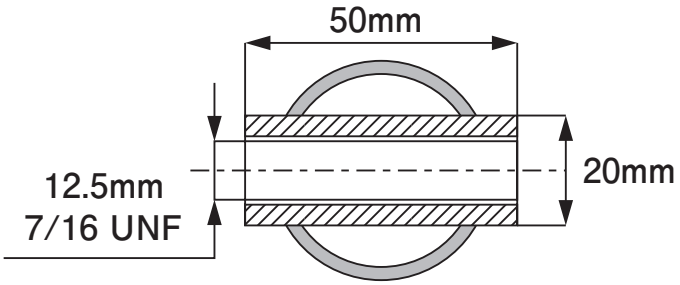

第２－５図 － Ａ穴の断面図

②追加装備する安全ベルトは、既設の安全ベルト（３点式等）の取り付け装置にフック等を用いて容易に着脱できる構造でなければならない。

③追加装備する安全ベルトは競技走行中のみ装着することが許される。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルト（３点式等）を装着すること。

④競技中に４点式以上の安全ベルトを装着する場合には、乗車定員は２名とすること。

⑤４点式以上の安全ベルトを追加装備することにより後部乗員の乗降性が確保できなくなる場合には、各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと。

第３条　消火装置

手動消火器または自動消火装置を装備することを強く推奨する。なお、ラリー

競技開催規定における第２種アベレージラリー競技開催規定における第４条３に該当する区間ならびにスペシャルステージが設定されている場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。これらの消火装置はＦＩＡの認定を受けたものであることが望ましく、装着する場合は下記条件に従わなければならない。

3.1 ）手動消火器

手動消火器とは消火器単体をドライバー等が取り外して消火を行うための消火器をいう。

3.1.1 ）取り付け

各々の消火容器の取り付けは、クラッシュ時の減速度がいかなる方向に加えられても耐えられるように取り付けなければならず、取り付け方向は車両の前後方向中心線に対し直角に近い状態であること。（リベット止めは禁止される）

金属性ストラップの付いたラピッドリリースメタル（ワンタッチ金具）の装着のみ認められる。

3.1.2 ）取り付け場所

消火器はドライバー等が容易に取り外せる位置に取り付けられなければならない。

3.1.3 ）検査

下記情報を各消火器に明記しなければならない。

－　容器の容量

－　消火剤の種類

－　消火剤の重量もしくは容量

－　消火器の点検日

3.1.4 ）消火器の点検日は、消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から２年以内とする。（消火剤の充填期日もしくは前回の点検期日から２年を過ぎて使用してはならない。）但し、２年毎の点検を継続したとしても消火器の製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することはできない。

－　消火器の製造者が有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用期限は製造期日（または初回充填期日）から７年間を目処とする。

－　消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年（月）表示である場合、有効期間の起算日は当該年（月）の末日とする。

外部が損傷している容器は交換しなければならない。

3.1.5 ）仕様

１つあるいは２つの消火剤容器とする。粉末2.0kg以上（ＡＥ車両はＡＢＣ消火器を推奨する）、または、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条に記された消火剤および内容量を装備すること。

3.2 ）自動消火装置

自動消火装置とは、車両に固定された消火装置が、車室内とエンジンルームに対し起動装置によって同時に作動するものをいう。

3.2.1 ）取り付け

各々の消火装置の容器は、いかなる方向にクラッシュ時の減速度が加わってもそれに耐えられるように取り付けられなければならない。

3.2.2 ）操作・起動

２つの系統は同時に起動しなければならない。いかなる起動装置も認められる。しかしながら、起動系統が機械式だけでない場合、主要エネルギー源からでないエネルギー源を備えなければならない。

運転席に正常に着座し、安全ベルトを着用したドライバーが起動装置を操作できなければならない。

車両の外部のいかなる者も同時に操作できること。外部からの起動装置はサーキットブレーカーに隣接して、あるいは、それと組み合わせて位置しなければならない。また、赤色で縁取られた直径が最小10cmの白色の円形内に赤色でＥの文字を描いたマークによって表示されなければならない。

ヒートセンサーによる自動起動装置が推奨される。

装置はいかなる車両姿勢にあっても、たとえ車両が転倒した場合でも作動しなければならない。

3.2.3 ）検査

下記情報を各消火装置に明記しなければならない。

－　容器の容量
－　消火剤の種類
－　消火剤の重量もしくは容量
－　消火装置の点検日

3.2.4 ）消火装置の点検日は、消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から２年以

内とする。（消火剤の充填期日もしくは前回の点検期日から２年を過ぎて使用してはならない。）但し、２年毎の点検を継続したとしても消火装置の製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することはできない。

－　消火装置の製造者が有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用期限は製造期日（または初回充填期日）から７年間を目処とする。

－　消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年（月）表示である場合、有効期間の起算日は当該年（月）の末日とする。

外部が損傷している容器は交換しなければならない。

3.2.5 ）仕様

ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条に記された消火剤および内容量を装備すること。

消火装置は耐火性でなければならず、また、衝撃に対して防護されていなければならない。消火剤の噴出ノズルは、乗員に直接消火剤がかかることのないように取り付けなければならない。（凍傷の危険）

3.2.6 ）放射時間

車室内　：最短30秒／最長80秒

エンジン（ＡＥ車両については電気モーターを含み）：最短10秒／最長40秒

両方の消火装置が同時に作動しなければならない。

第４条　ロールケージ

4.1 ）Ｒ車両は、ＦＩＡまたはＡＳＮによって公認されたロールケージを装着しなければならない。ただし、グループＮとして公認された車両は、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条第８項に従ったロールケージを装着することも許される。

4.2 ）ＲＪ車両は、ＪＡＦ国内競技車両規則第１編レース車両規定第４章公認車両および登録車両に関する安全規定に従ったロールケージを装着し、かつ運転席および助手席側に左右対称に構成されたドアバーの装着が義務付けられる。また、同規定におけるルーフの補強に関する第４－17Ａ図および第４－17Ｂ図の構成は認められない。

なお、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条第８項１およびＪＡＦ国内競技車両規則第１編レース車両規定第４章公認車両および登録車両に関する安全規定第６条6.1）規定〈注〉については適用せず、推奨とする。

〈注：コクピット内部において、車体側面の部材とロールケージの間に電気ケーブル／液体（ウインドウォッシャー液を除く）用配管／消火器用配管を通すこと〉

ＦＩＡまたはＡＳＮによって公認されたロールケージの使用は許されるが、アルミニウム製ロールケージの使用は許されない。公認ロールケージに対する改造はいかなるものでも認められない。

ロールケージの材質はスチールとし、下記の規定に従うこと。

4.3 ）2016年11月１日以降に指定を受けた型式指定自動車（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの）および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの）で2018年11月１日以降に継続生産された車両に上記4.1）または4.2）に従いロールケージを装着する場合は、別途定める手続きに基づき、ＪＡＦに申請を行うこと。

4.4 ）ＲＰＮ車両、ＲＦ車両およびＡＥ車両は、下記のロールケージを装着すること。

4.4.1 ）６点式＋左右のドアバーを基本構造（第２－６図～第２－７図参照）とし、第１章一般規定第５条に従い換算した後の気筒容積が2, 000ccを超える車両については、少なくとも１本の斜行ストラット（第２－８図～第２－９図参照）を取り付けたロールケージを装着することを強く推奨する。

なお、ラリー競技開催規定における第２種アベレージラリー競技開催規定における第４条３に該当する区間ならびにスペシャルステージが設定されている場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。

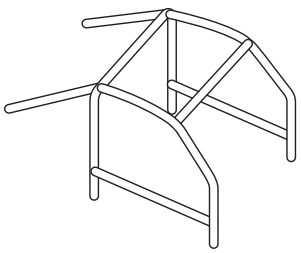

第２－６図

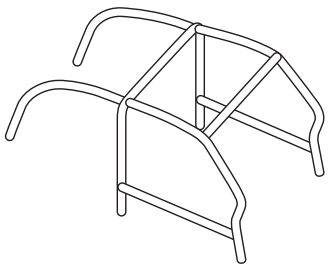

第２－７図

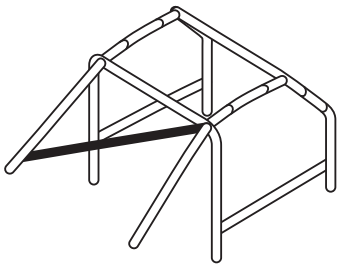

第２－８図

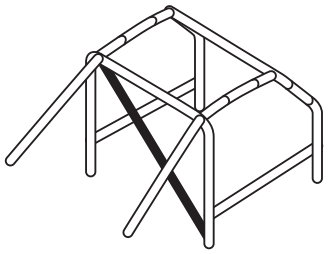

第２－９図

4.4.2 ）ロールケージを構成するパイプの仕様

①材質は冷間仕上継目無炭素鋼（引抜鋼管）とする。

②円形の断面を有する継目のない１本のパイプを使用すること。

③最小寸法は40mm（直径）×2mm（肉厚）とする。

④最小寸法以下のパイプで構成されるロールケージをすでに装着している車両については、当該ロールケージを継続使用することができる。ただし、メインロールバーとハーフ・サイドロールバーのうち、少なくとも一方が最小寸法未満である場合は、第２－10図に示される通り、それらの連結部を補強しなければならない。上記に関わらず、35mm（直径）×2mm（肉厚）未満のパイプの継続使用は認められない。

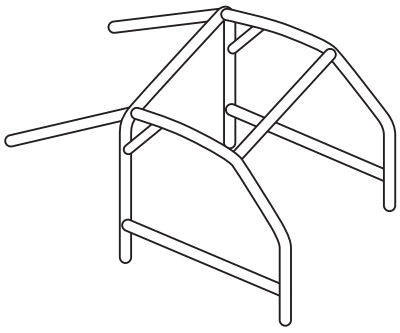

第２－10図

4.4.3 ）遵守事項

ロールケージの装着に関して下記の規定に従うこと。

①ロールケージを取り付けた状態における乗車装置は、座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井（ロールバーが頭部付近にある場合はロールバー）までの距離が800mm以上であること。

②乗員の頭部等を保護するため、頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆われていること。

③乗員が接触する恐れのあるロールバーは、半径3.2mm未満の角部を有さない

ものであること。

④ロールケージを取り付けることにより、前方視界およびバックミラーによる視界を妨げるものでないこと。

⑤ロールケージを取り付けることにより乗員の乗降を妨げるものでないこと。なお、ロールケージの取り付けにより後部乗員のための室内高の確保および乗降口等の確保ができない場合には、各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続を行うこと。

⑥ロールケージ取り付けのための最小限の改造（ダッシュボードの貫通、内張りの切削等）は許される。

⑦ＡＥ車両については、高電圧部位およびその配線などに接触の恐れがないように取り付けること。

⑧2016年11月１日以降に指定を受けた型式指定自動車（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの）および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの）で2018年11月１日以降に継続生産された車両に上記に基づくロールケージを装着する場合、フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの支柱の補強バー（第２－11図～第２－13図参照）を取り付ける場合は、別途定める手続きに基づき、ＪＡＦに申請を行うこと。

第２－11図

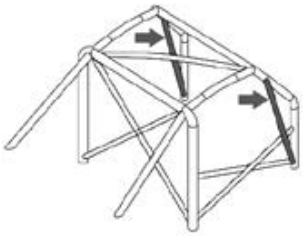

第２－12図

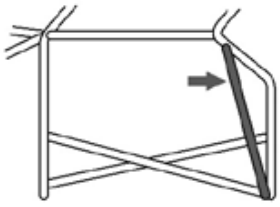

第２－13図

4.4.4 ）車体への取り付け

ロールケージの最少取り付け点数

・メインロールバーの支柱１本につき１ヶ所。

・サイドロールバー（あるいは、フロントロールバー）の支柱１本につき１ヶ所。

・リアストラットの支柱につき１ヶ所。

①支柱側の最少取り付け点における車体への取り付け板は、面積60cm^2、板厚2.5mm以上を有すること。この取り付け板は支柱に溶接されていなくてはならない。

②車体側の補強板は、面積120cm^2、厚さ3.0mm以上を有し、第２－14図～第２－28図（全周を溶接すること）に示すように取り付けること。

但し第２－14図については、補強板を必ずしもボディシェルへ溶接しなくともよい。

③各支柱と車体との結合は、下記のいずれかの方法によること。

i）直径８mm以上（４Ｔ以上）のボルトを３本以上使用し、緩み止め効果のあるナット（ワッシャー／セルフロッキング等）で、支柱の周辺に分散して取り付ける。（第２－14図～第２－28図を参照）

ii）溶接により取り付ける場合、車体あるいは骨組み（フレーム）に溶接して取り付ける。ロールバーの脚部取り付け板は、補強板無しで、直接ボディシェルに溶接してはならない。

i）およびii）の取り付け方法は最少限を示すものである。ボルトの数を増加することや取り付け点の数を増やすことは許される。また、ロールケージを取り付けるためにヒューズボックスを移動することは許される。

特殊な場合：

非鋼鉄製のボディシェル／シャシーの場合、ケージとボディシェル／シャシーとの溶接は一切禁止され、ボディシェル／シャシー上に補強板を接着することのみ許される。

④ＲＰＮ車両およびＡＥ車両のロールバーの基本取付け部の車体への取り付けは、連結部を含めボルトオンのみとする。

i）メインロールバーはセンターピラーにボルトオンで取り付けることができる。

ii）ピラーの既存の取付部（シートベルト等）等を利用したボルトによる取付のみが認められる（車体側の加工は出来ない）

iii）ロールバーにステーを溶接することは認められる。

4.4.5）取り外し可能な連結金具

ロールケージに取り外し可能な連結金具を使用する場合

ＪＡＦが認可した方式、あるいはそれに準拠したものを用いなければならな

い（２－29図～２－36図参照）。

ボルトの最小直径は十分なもので、材質は４Ｔ以上のものでなければならない。

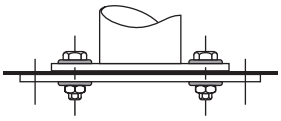

第２－14図

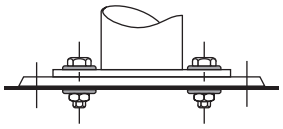

第２－15図

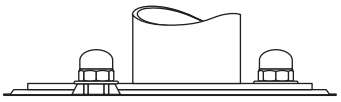

第２－16図

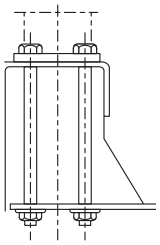

第２－17図

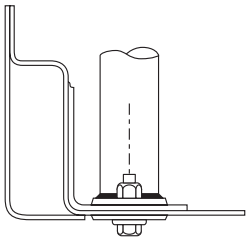

第２－18図

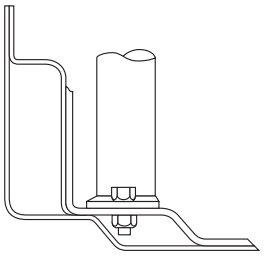

第２－19図

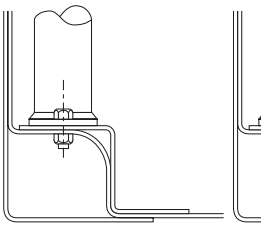

第２－20図

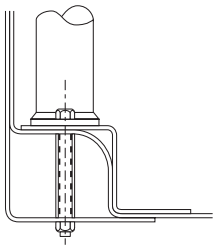

第２－21図

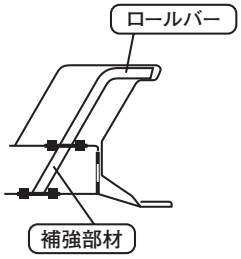

第２－22図

（ロールバーはバルクヘッドを貫通していない。）

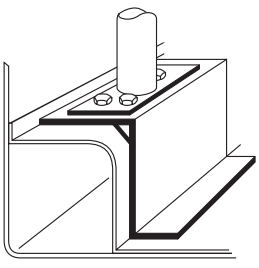

第２－23図

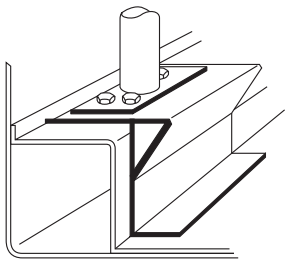

第２－24図

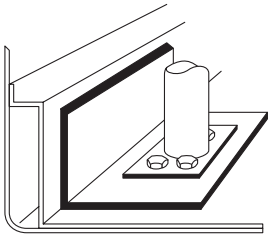

第２－25図

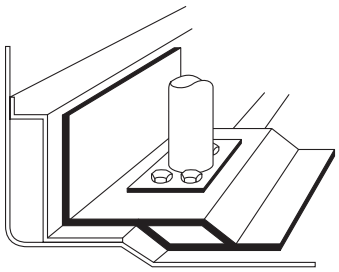

第２－26図

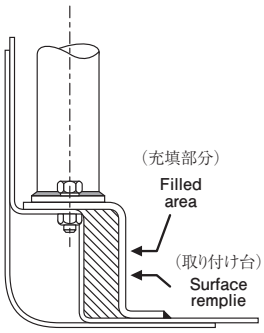

第２－27図

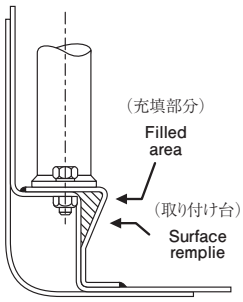

第２－28図

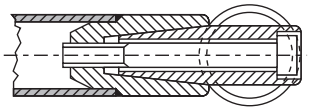

第２－29図

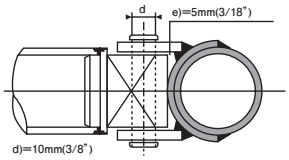

第２－30図

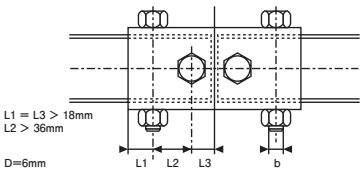

第２－31図

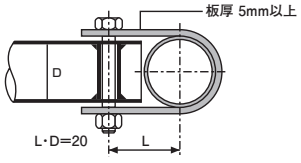

第２－32図

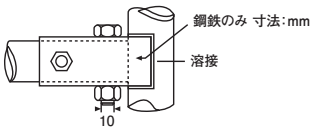

第２－33図

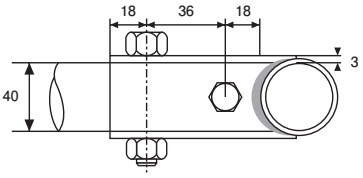

第２－34図

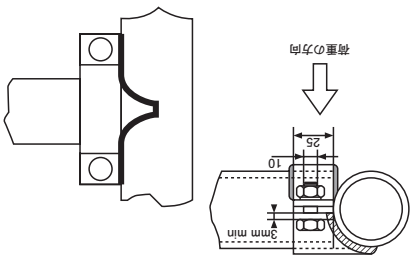

第２－35図

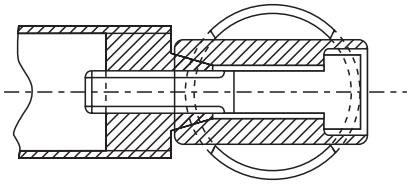

第２－36図

第５条　サーキットブレーカー

下記規定に従ったサーキットブレーカーの装着を強く推奨する。

イグニッションスイッチおよび燃料ポンプスイッチは、その位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。イグニッションスイッチおよび燃料ポンプスイッチを変更する場合、ＯＮの位置が上、ＯＦＦの位置が下になければならない。

また、運転席および車外から操作できるすべての回路を遮断する各々独立した放電防止型のサーキットブレーカー（主電源回路開閉装置）を装備しなければならない。これらはすべての電気回路を遮断できるものであり、エンジンを停止することができるものであること。その場所は外部から容易に確認できる位置とし、赤色のスパークを底辺が最小12cmの青色の三角形で囲んだ記号で表示すること。引くことにより機能する車外操作部を持つサーキットブレーカーを運転席の反対側のフロントウインドシールド支持枠の下方付近に設置すること。ただし、車両の構造上フロントウインドシールド支持枠の下方付近に設置することが不可能な場合、運転席の反対側のセンターピラーあるいはクォーターピラーの外部から操作可能な位置に装着することが許される。ＡＥ車両にサーキットブレーカーを装着する場合は、高電圧系の回路を改造することは許されない。装着するサーキットブレーカーは、運転席および車外から操作できる12Ｖ電気回路を遮断する各々独立した放電防止型のサーキットブレーカー（12Ｖ電源回路開閉装置）とする。これらは12Ｖ電気回路を遮断できるものであり、エンジン・電気モーターを停止することができるものであること。

第６条　けん引用穴あきブラケット

すべての車両はすべての競技に際して前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

このけん引用穴あきブラケットは車両が自由に移動できる場合にのみ使用されるものとする。

また、これは明確に確認でき、黄色、あるいは赤、またはオレンジ色で塗装され

ていなければならない。

ただし、第１種アベレージラリーに出場する車両についてはけん引用穴あきブラケットを装備することを推奨とする。

また、これらは各車両用として装備されている牽引部分／純正の緊急用・牽引工具も認められる。

第７条　飛散防止フィルム

側面および後部のウィンドウに無色透明の飛散防止フィルムを貼付することが強く推奨される。

第３章　Ｒ／ＲＪ車両用改造規定

第１条　許可される変更

本規定で許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。

改造の範囲や許可される取り付けは下記に規定され、これを除いては、車両に対して行うことのできる作業は、通常の整備に必要な作業、または使用や事故により摩耗・損傷した部品の交換に必要な作業のみとする。当該部品の交換は、市販されている全く同一の部品（当該自動車製造者が補修用として設定している部品を含む）とのみ行うことができる。

Ｒ車両については、本章以下の条項で許可されている改造のみ、ＦＩＡ公認部品以外の使用が認められるが、その他はＦＩＡ公認状態を維持しなければならない。これを除いて車両に対して行うことのできる作業は、道路運送車両法および保安基準適合に係わる事項のみ許される。

・第５条5.1）、5.3）
・第６条6.1）①③～⑧、6.2）
・第７条7.1.1）、7.1.5）～7.1.7）、7.2）
・第９条9.1.6）、9.3.2）、9.4）
・第12条

第２条　公認部品等

2.1）Ｒ車両***のうち、ＦＩＡグループＡおよびグループＲとして公認された車両***については、道路運送車両の保安基準に適合したＦＩＡグループ***Ａおよび***Ｒに有効なオプション変型（ＶＯ）、プロダクション変型（ＶＰ）または供給変型（ＶＦ）として公認されている部品の使用も認められる。

なお、グループＮとして公認された車両については、道路運送車両の保安基準に適合し、本規定で許可されている改造であれば、ＦＩＡグループＮに有効なオプション変型（ＶＯ）、プロダクション変型（ＶＰ）または供給変型（ＶＦ）として公認されている部品の使用が認められる。

加えて、下記の項目に限り、ＦＩＡグループＡのオプション変型（ＶＯ）として公認されている部品の使用も認められる。

①当初のものと同一直径・同一重量のエンジンフライホイール（当初のエンジ

ンフライホイールが２分割構造の場合に限る）

②オートマチックトランスミッションのフライホイール

③オートマチックトランスミッション

④安全ロールケージ

⑤座席取り付け具および支持具

⑥セーフティハーネス（安全ベルト）の取り付け点

⑦２／４ドア変型

2.2 ） ＲＪ車両については、ＪＡＦ登録車両と同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。ただし、本改造規定が優先される。

第 3 条　エンジン

3.1 ） エンジンルーム内の機械部品を覆うことを目的としたプラスチック製エンジンシールドで、美観を保つこと以外に機能を有さないものであれば、取り外しても良い。また、エンジンルーム内の防音材の取り外しは認められる。

3.2 ） アクセルケーブルの交換または二重化は認められる。また、フライバイワイヤー方式（電気信号により操作するもの）を機械式に変更することも許される。

3.3 ） ボルトおよびねじは同じ材質であれば変更することが許される。

3.4 ）点火装置

スパークプラグ、レブ・リミッター、ハイテンションコード・イグニッションコイルの銘柄および型式はその機能が維持されていれば変更することが許される。

3.5 ）電子制御装置

変更は許されるが、変更されたユニットは当初のものと完全に互換性がなければならない。すなわち、いかなる場合であっても当該ユニットを量産ユニットと交換してエンジンが正常に稼動しなければならず、入力側のセンサーおよびアクチュエーターはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様と同一であること。

3.6 ）データロギング（エンジン制御データおよび実走行データ記録装置）

データロギングシステムの使用は認められるが、入力側のセンサーはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様であること。ただし、水温、油温、油圧、エンジン回転についてはセンサーの追加も認められる。

ケーブルリンクおよびチップカード以外の方法による車両のデータ変更は認められない。

3.7 ）冷却装置

サーモスタット、および冷却ファンの作動開始時の温度は制御方式（ファンクラッチ）を含み自由。ラジエターキャップおよびホース類の変更は自由。

3.8 ）キャブレター

当初の装置が保持され、かつ燃焼室への燃料の流入量を調整する構成部分が空気量に影響を一切与えないということを条件に改造することが認められる。

3.9 ）インジェクションシステム

当初の方式を変更することは許されない。

インジェクターは、作動原理および取り付け方法を保持していれば流量の変更は認められるが、構成部品が吸入空気量に影響を一切与えないことを条件とする。

3.10 ）エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

3.11 ）潤滑油系統

オイルパンへのバッフル（仕切り板）の追加が認められる。当初の方式を維持していればオイルフィルターカートリッジの変更も認められる。

オイルクーラーの変更および取付けも認められる。ただし、新たに取付ける場合は、配管については第２章第１条に従った配管とすること。

ターボチャージャー付きエンジンについては、ターボチャージャーの潤滑配管を、第２章第１条に従った配管に置き換えることができる。これらの配管にはスナップ・コネクターを取り付けることができる。

3.12 ）マウント・ブッシュ

エンジンおよびトランスミッションマウントのブッシュは、取り付け点の数を維持し同一材質および形状であれば硬度の変更は認められる。

3.13 ）排気系（エキゾーストマニホールドは含まれない）

変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第４編***細則***「ラリー車両およびスピードＳＡ車両の後付マフラーに関する***細則***」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる（マフラーおよび排気管の変更

について制限することも含む)。

①排気管は左または右向きに開口してはならない。

②触媒コンバーター、排気ガス再循環装置、O_2センサー、二次空気導入装置等が当初の通り取り付けられていること。

③遮熱板等の熱害対策装置は同一の構造を有し、かつ同じ位置に備えられ損傷・脱落がないこと。

④いかなる場合も、当該車両の保安基準適合品への変更であり、音量規制値および排気ガス規制値に適合していること。

3.14 ）シリンダーヘッドガスケット

当初の厚さを維持していれば材質の変更は許される。

3.15 ）オートクルーズ

装置の接続は外すことが許される。

3.16 ）総排気量

自動車製造者が当該型式原動機の補修用として設定しているオーバーサイズピストンを含み変更は認められない。

3.17 ）過給器

過給器付きエンジンについては下記の規定が適用される。

①過給器はメーカーラインオフ状態の仕様と同一でなければならない。

②すべての過給器のコンプレッサーハウジングの吸気側にいかなる温度条件下においても最大内径33mm（外径：39mm未満）のリストリクターを装着しなければならない。ただし、並列する２基のコンプレッサーを有するエンジンの場合、各コンプレッサーの吸気内径は最大22.6mmに制限される。

③リストリクターの取り付けは、ブレードの最上部から50mm以内とし最低でも下流方向に３mmの幅が維持されていること。

④リストリクターは単一の素材で作られていなければならず、シリンダーに供給される空気はすべてこのリストリクターを通過しなければならない。

⑤ディーゼルエンジンのリストリクターは、最大内径35mm、外径41mmとする。

⑥スーパーチャージャー付き車両についてはリストリクターの装着は不要とするが、システム駆動関係のプーリー径の変更は認められない。ただし、リストリクター装着車両との性能の均衡が保たれない場合には、本取り扱いを

見直す可能性がある。

⑦過給器のコンプレッサーハウジングの内径が市販状態で32mm以下である場合はリストリクターの装着は不要とする。ただし、リストリクター装着車両との性能の均衡が保たれない場合には、本取り扱いを見直す可能性がある。

⑧リストリクターの取り付けについてはＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第254条第６項に準拠するものとし、その取り付けに必要なコンプレッサーハウジングへの最小限の加工は認められる。

第４条　駆動系統

4.1）駆動方式の変更は認められない。（4WD ←→ 2WD等）

4.2）フライホイール

フライホイールは自由。ただし、数の変更ならびにカーボン製の使用は許されない。

4.3）クラッチ

クラッチディスクおよびクラッチカバーは重量を含み自由。ただし、数および直径の変更、ならびにカーボン製の使用は許されない。

4.4）ギアボックス

ギアボックス内部の改造は自由。

4.5）ディファレンシャル

量産ハウジングを改造（内部を除く）することなく装着できる機械式リミッテドスリップディファレンシャル（機械式ＬＳＤ）の装着は認められる。同様に、量産ハウジングを改造することなく装着できるものであれば、ビスカスクラッチ式ＬＳＤを機械式ＬＳＤに変更することも許される。また、油圧または電気式制御でなければ機械式ＬＳＤの方式を変更することも許される。

オリジナル車両が油圧または電気式制御を装備している場合はそのまま使用してよい。この場合、電子制御装置の変更は許されるが、変更されたユニットは当初のものと完全に互換性がなければならない。すなわち、いかなる場合であっても当該ユニットを量産ユニットと交換したときにデフが正常に稼動しなければならず、入力側のセンサーおよびアクチュエーターはその機能および電気配線の数を含みメーカーラインオフ時の仕様と同一であること。

また、ＬＳＤの装着に伴うファイナルギアの変更およびアウトプットシャフトの最小限の変更（スプライン数の変更等）は認められる。

4.6 ）オートマチックギアボックス

4.6.1 ）ギアボックス内部およびトルクコンバーターの改造は自由。

4.6.2 ）オイルクーラーの変更および取付けも認められる。ただし、新たに取付ける場合は、配管については第２章第１条に従った配管に置き換えることができる。これらの配管にはスナップ・コネクターを取付けることができる。

4.6.3 ）上記変更に伴う電子制御装置の変更については、第３条3.5）に従うものとする。

第 5 条　サスペンション

ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。

5.1 ）コイルスプリング

長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。また、車高調整式への変更も許される。ただし、最低地上高がアンダーガードを含み９cm以下とならないこと（Ｒ車両については公認書に記載されたホイールハブの中心とホイールアーチ開口部間の最小高さ寸法を遵守し、かつ最低地上高がアンダーガードを含み９cm以下とならないこと）。

5.2 ）リーフスプリング

長さ、幅、厚さ、キャンバーは自由。

5.3 ）ショックアブソーバー

数、形式、作動原理、取り付け位置を保持していれば変更は自由。サスペンションに組み合わされるショックアブソーバーのアッパーマウントをピロボール式に変更することは、取り付け部を含む車体側に一切の変更を施さないことを条件に認められる（キャンバー角度等の調整機能を有していても良い）。またリザーバータンクは独立式でもよい。車室内からショックアブソーバーの減衰力を調整する装置を取り付けることは認められない。

5.4 ）スプリングシート

形状および材質は自由。

5.5 ）サスペンションブッシュ

当初の方式および材質を維持していれば、その剛性の変更をすることができ

る。

5.6 ）スタビライザー

ブッシュを含み変更することはできるが、取り外すことは出来ない。また、車室内からの調整式は認められない。

第 6 条　ホイールおよびタイヤ

6.1 ）ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①Ｒ車両に装着するホイールは、ＦＩＡ公認書に記載されている数値を最大値とすることができる。***（ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。）***

②ＲＪ車両に装着するホイールは、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅がカタログに記載されている数値を最大値とすることができる。***（ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。）***

③部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。

④ホイールの材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製（アルミ合金製、マグネシウム合金製など）とする。

⑤ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接することはホイールスペーサーの使用とみなされる。また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何にかかわらずホイールスペーサーの使用とみなされる。

⑥ホイールの寸法を小さくすることは許される。

⑦いかなる場合にも、車両のトレッドを拡大することは認められない。ただし、ホイールの変更に伴う最小限のトレッドの変化は許される。

⑧ホイールに追加される排風装置の装着は認められない。

6.2 ）タイヤ

前項規定に合致したホイールを適用リムとし、これに装着できるタイヤとしてJATMA YEAR BOOKに記載されているもの、またはこれと同等なものであり、かつ下記の条件を満たしていなければならない。

①公道走行が認められている一般市販タイヤおよび***ラリー用として認められたＦＩＡ公認タイヤ（注１）***に限られる。競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない***（注１は除く）***。

②タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと（ステアリングを左右に最大に操作した場合等に、タイヤおよびホイールが他の部分と接触しないこと）。

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。

⑤いかなる場合であっても、タイヤに対する加工は許されない。

⑥タイヤのウォームアップ、溶剤塗布などは認められない。

⑦***原則として***スパイクタイヤの使用は認められない。

⑧タイヤ内部に空気以外のものを充填することは禁止される。

6.3）スペアホイール

車両には１本または複数のスペアホイールを搭載しなければならない（ただし、当初の車両に搭載されていない場合はこの限りではない）。スペアホイールは必ずしっかりと固定されていなければならない。

第７条　制動装置

7.1）主ブレーキ

7.1.1）ブレーキライニング（パッド）については、変更することが許される。またその取り付け方式（リベット・接着等）を変更することも許される。

7.1.2）ブレーキホースの変更は自由。

7.1.3）バックプレート（保護用プレート）の取り外しまたは改造は自由。

7.1.4）リアブレーキへのプロポーショニングバルブの装着は、車両公認書のオプション変型（ＶＯ）として公認されたもの、および同一車両型式に設定されたものに限り認められる。

7.1.5）ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングを追加することは許される。

7.1.6）ホイール内に付着した泥を排除することを目的としたスクレッパーの取り付けは許される。

7.1.7）ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められる。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

7.2 ）ハンドブレーキ

レバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持していなければならない。

第 8 条　操舵装置

8.1 ）パワーステアリングとラックを繋いでいる配管を、第２章第１条に従った配管に変更することができる。

8.2 ）ステアリングホイールは、舵取装置の衝撃吸収装置に影響を与えないものであれば、ステアリングホイールハブを含み変更することができる。ただし、クイックリリースタイプは認められない。

第 9 条　車体

9.1 ）外　観

9.1.1 ）ホイールキャップは取り外さなければならない。

9.1.2 ）ヘッドライト保護用のカバーの取り付けは許されるが、いかなる場合でも空力特性並びに冷却特性に影響を及ぼすものであってはならない。

9.1.3 ）車体下部を保護することを目的とした空力効果を生じない保護体（アンダーガード等）の装着は認められる。

9.1.4 ）前後ワイパーブレードの変更は許される。

9.1.5 ）空力装置については純正装着のものを取り外すことは許される。また交換、追加することも許されるが、その場合は公認書およびカタログに記載されているものを強く推奨される。また、第４編***細則***「アクセサリー等の自動車部品」の１に該当する部品については、取り付けが堅牢であることを含み、同***細則***「エア・スポイラの構造基準」に合致しているものであれば装着が認められる。

9.1.6 ）マッドフラップは、以下の条件で装着することができる。

①柔軟な材質でかつ排気管等と干渉してはならず、車体外側表面部位は外側に向けて尖っていたり、鋭い部分がないこと。

②それらは少なくともホイールの全幅を覆い、かつマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の１／３以上であること。

③リアホイールより前方に装着されるマッドフラップ（センターフラップ）の左右の間には、少なくとも20cmの間隔がなくてはならない。

④これらのマッドフラップの底部は、車両停止時に乗員なしで地表から10cm以上に位置してはならない。

⑤垂直投影面にあって、これらのマッドフラップは車体から突出していてはならない。

9.2 ）内　装

9.2.1 ）前座席は後方に移動してもよいが、当初の後部座席の前縁を通る垂直面を超えてはならない。

9.2.2 ）後部座席および後部座席安全ベルトは取り外しても良い。

9.2.3 ）ダッシュボードとコンソールは当初のものを保持していなければならない（ロールケージ取り付けのための最小限の切除は除く）。メーカーラインオフ時から構成品が分割されていて、切り離しなどの改造が不要でかつ小物入れやオーディオなどのアクセサリー品を保持するためのものは取り外してもよい。

9.2.4 ）ドア内張りはドアの形状に変化が生じないことを条件としてドアから防音材を取り外すことが認められる。

内張りパネルは最低0.5mm厚の金属板、あるいは最低１mm厚のカーボンファイバー、もしくは最低２mm厚のその他の堅固な不燃性の素材で製作することができる。

サイドプロテクションバーの取り外しは許されない。

２ドア車の場合、後部側面ウィンドウより下に位置する内張りについても上記規則を適用する。

電動ウィンドウを手動ウィンドウに交換することが認められる。

手動ウィンドウを電動ウィンドウに交換することが認められる。

9.2.5 ）ルーフ、荷物室および乗員が着座しない空間の内張りとフロアーカーペットの取り外しは自由。

9.2.6 ）暖房装置は当初のものを保持していなければならない。ただし、エアコンの取り外しは配管およびコンプレッサー等を含み許される。

9.2.7 ）２ボックス車の着脱式リアシェルフの取り外しは許される。

9.3 ）追加アクセサリー

9.3.1 ）車両の美観または居住性向上などを目的としたアクセサリーは、車両の性能および特性に影響を与えない場合に限り取り付け、取り外しおよび変更が認められる。

9.3.2 ）操作性向上を目的としたペダルおよびシフトレバーの変更は、当初の原理および機構が保持されていれば認められる。フットレスト等の追加、変更は認

められる。

9.3.3 ）各種メーター（モニター機能のみを目的とするものに限る）の追加、変更は認められる。

9.3.4 ）障害者用操作装置の装着は認められる。ただし、健常者は使用しないこと。

9.4 ）座　席

変更する場合は下記の規定を満たすこと。

変更の有無に拘らず乗車定員分の座席を有すること。

①座席の幅×奥行は400mm×400mm以上確保すること。

②座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は800mm以上確保すること。

③座席および当該座席の取り付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。

④座席の後面部分（ヘッドレストを含む）は、衝突等で当該座席の後席乗員の頭部等が当たった場合に衝撃を吸収することができる構造でなければならない。

⑤追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置（ヘッドレスト）を備えるかまたは座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

⑥２名乗車車両のシートの車体フレームへの直付け（スライド機構無）は許される。

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条第16項を満たしたものであることが強く推奨される。

9.5 ）補　強

9.5.1 ）***補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第４－２図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第４－３図のように充填することにより補強することができる。***

また、補修を目的とした溶接等は認められる。

*9.5.2 ）*車体のサスペンション取り付け部を繋ぐ取り外し可能な（ボルトによる取り付け）補強バーの取り付けは許される。ただし、その取り付け点はサスペン

ションの取り付け点から100mm以内であること。また、メーカーラインオフ時に標準装着されているタワーバーについては、取り付け点を変更しなければ他のものに変更できる。

9.5.3 ）スペアタイヤのサイズを変更したことによって、当初の格納カバーが装着できない場合はそれを取り除くことができる。

9.5.4 ）マフラーの補強は脱落防止を目的としたものであれば許される。

第 10 条　電気系統

10.1 ）電　装

10.1.1 ）バッテリーは当初の搭載位置並びに電圧を保持していれば形状、容量、バッテリーケーブルは自由。バッテリーケーブルを室内配線に変更することは許される。

10.1.2 ）ダイナモをオルタネーターに変更すること（またその逆）は許されないが、発電容量の大きいものへの変更は認められる。

10.1.3 ）電気系統のヒューズの追加は認められる。

10.2 ）灯　火

10.2.1 ）前照灯

走行用前照灯（ハイビーム）は公道走行要件を満たすことを条件に追加、変更が認められる。

10.2.2 ）前部霧灯（フォグランプ）

追加、変更は認められるが、取り付けのためやむを得ずバンパー等を切除する場合は、必要最小限の範囲にとどめること。また前部霧灯の取り付け、取り外しに伴う全長の変化は、自動車検査証の長さ欄に記載されている数値から±３cmの範囲でなければならない。また、いかなる場合も下記の基準を満たしていなければならない。

①同時に３個以上点灯する構造のものでないこと。

②照射光線は他の交通を妨げないものであること。

③照明部の上縁の高さが地上0.8m以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

④照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

⑤灯火の色は白色または淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

⑥前部霧灯は左右同数であり（前部霧灯を１個備える場合を除く）、かつ前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。

⑦取り付け部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

10.2.3 ）後退灯

後退灯は、ギアレバーの後退と必ず連動していること。

第 11 条　燃料回路

燃料タンクは燃料ポンプ、燃料配管を含みメーカーラインオフ状態を維持すること。

第 12 条　ジャッキ

ジャッキアップポイントの補強、移動、追加は認められるが、あくまでもその改造はジャッキアップを目的としたものに限定される。

第４章　ＲＰＮ車両用改造規定

第 1 条　一般改造規定

第１章一般規定、第２章の安全規定および本章の一般改造規定で課せられている以外、すべての改造は禁止される。車両の構成要素は当初の機能を保持しなければならない。本規定によって許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。

改造の範囲や許可される取付けは下記（第２条～第***9***条）に規定される。

第 2 条　エンジン

2.1 ）**エンジンマウント**：エンジンおよびギアボックスの取付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

2.2 ）**点火装置**

2.2.1 ）スパークプラグ、ハイテンションコードの銘柄、型式は自由。

2.3 ）**吸気装置**

2.3.1 ）**フィルター**：フィルターカートリッジの変更は、当初のものと同一の方式のものであれば認められる。

2.4 ）**冷却装置**

2.4.1 ）サーモスタットおよび冷却ファンの作動開始時の温度は制御方式を含み自由。

2.4.2 ）ラジエターキャップの変更が許される。

第 3 条　シャシー

3.1 ）**最低地上高**：９cm（アンダーガードを含む）とする。また、車両の１つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストは出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われる。

3.2 ）**ラバーマウントおよびブッシュ**：ラバーブッシュは材質の変更が無いことを条件に硬度の変更が許される。ただし、マフラーマウント（取付具）を除き、取付軸は変更しないこと。

第 4 条　駆動装置

4.1 ）クラッチ：クラッチディスクおよびクラッチカバーは、数および直径を除き変更することができる。ただし、カーボン製（カーボン含有率がすべてを占めるもの）の使用は認められない。

4.2 ）シフトレバー：シフトノブの変更は許される。

4.3 ）ディファレンシャル：フロント・センター・リアディファレンシャルは、数を変更しなければボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ（ビスカスカップリングを含む）を取付けることができる。ただし、元のケースを使用すること。また、これに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

4.4 ）最終減速比：ギア比の変更は、同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであればボルトオンを条件に許される。

第 5 条　サスペンション

材料の追加によるサスペンションおよびその取付け部の補強を認める。サスペンションの補強部が、中空体を作ることになってはならない。部分的であっても、全体的であっても複合素材（カーボンコンポジット）から成るサスペンション部材は禁止される。

5.1 ）スプリング：数は、スプリングを連続して取付けることを条件として自由。

長さ、コイルの巻数、ワイヤーの直径、外径、スプリングの種類も自由。ただし、下記に従うこと。

スプリングの形状は、調整できる構造部分がスプリングシートの一部で、当初のサスペンション部分または車体部分から分離している（取外せる）場合、スプリングシートは調節できるものであっても良い。

①ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。

②溶接、肉盛または加熱加工を行わないこと。

③ばねの端部がブラケットから離脱しない（遊びがない）こと。

④切断等によりばねの一部または全部を除去しないこと。

⑤ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。

⑥ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

5.2 ）ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Ｃリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。別タンク式（別タンクの車体への取付けは許されない）のものに変更（使用）すること、アッパーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

5.3 ）スタビライザー：ブッシュ・ブラケット（リンクを含む）を含み変更することができるが、取付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。新規取付および取外すことは許されない。

第 6 条　制動装置

6.1 ）ブレーキパッド：ブレーキシュー、ライニングパッドの材質変更を含み交換、変更は許される。ただし、カーボン材（カーボン含有率がすべてを占めるもの）は使用できない。

6.2 ）バックプレート：保護用プレートは取外したり曲げても良い。

6.3 ）その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。また、マスターシリンダーストッパーを追加することができる。

第 7 条　タイヤおよびホイール

7.1 ）ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①ＲＰＮ車両に装着するホイールは、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅がカタログに記載されている数値を最大値とすることができる。***（ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。）***

②部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。

③ホイールの材質はスチール製またはＪＷＬマークのある軽合金製（アルミ合金製、マグネシウム合金製など）とする。

④ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接することはホイールスペーサーの使用とみなされる。また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何にかかわらずホイールスペーサーの使用とみなされる。

⑤ホイールの寸法を小さくすることは許される。

⑥いかなる場合にも、車両のトレッドを拡大することは認められない。ただし、ホイールの変更に伴う最小限のトレッドの変化は許される。

⑦ホイールに追加される排風装置の装着は認められない。

7.2）タイヤ

前項規定に合致したホイールを適用リムとし、これに装着できるタイヤとしてＪＡＴＭＡ ＹＥＡＲ ＢＯＯＫに記載されているもの、またはこれと同等なものであり、かつ下記の条件を満たしていなければならない。

①公道走行が認められている一般市販タイヤおよび***ラリー用として認められたＦＩＡ公認タイヤ（注１）***に限られ***る。***競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない***（注１は除く）***。

②タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと（ステアリングを左右に最大に操作した場合等に、タイヤおよびホイールが他の部分と接触しないこと）。

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。

⑤いかなる場合であっても、タイヤに対する加工は許されない。

⑥タイヤのウォームアップ、溶剤塗布などは認められない。

⑦原則としてスパイクタイヤの使用は認められない。

⑧タイヤ内部に空気以外のものを充填することは禁止される。

7.3）スペアホイール

車両には１本または複数のスペアホイールを搭載しなければならない（ただし、当初の車両に搭載されていない場合はこの限りではない）。スペアホイールは必ずしっかりと固定されていなければならない。

第 8 条　車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第４編***細則***に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

8.1 ）車体外部

8.1.1）～8.1.4）を簡易的（蝶ねじ等）または固定的（ボルト、ナット等）に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

8.1.1 ）空力装置

第４編***細則***「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①最低地上高

②鋭い突起を有していないこと。

③振動、衝撃等により緩みを生じないこと。

④第４編***細則***に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）およびリアスカートの部品を取外すことができる。

8.1.2 ）フロントスポイラー：装着・変更が許される。ただし、一体型を含みバンパーの変更は許されない。

8.1.3 ）リアスポイラー：装着・変更が許される。ただし、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。

8.1.4 ）サイドスカート：装着・変更が許される。（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）

8.1.5 ）マッドフラップ

マッドフラップは以下の条件の下で装着することができる。

－柔軟な材質で作られていなくてはならない。

－排気管等に干渉してはならず、車体外側表面部位は外側に向けて尖っていたり、鋭い部分がないこと。

－それらは各ホイールの少なくとも全幅を覆っていなくてはならないが、前輪、

後輪の後方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の１／３以上あること（第４－１図を参照）。

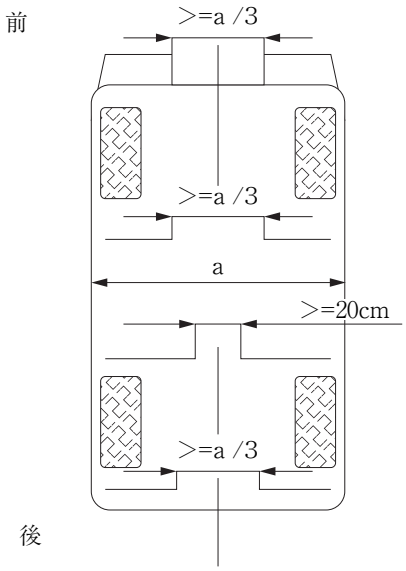

第４－１図

－リアホイールの前方のマッドフラップの左右の間には、少なくとも20cmの隙間がなくてはならない。

－これらのマッドフラップの底部は、車両に誰も乗車せず、停止した状態で、地表から10cm以上の所にあってはならない。

－垂直投影面にあって、これらのマッドフラップは車体から突出していてはならない。

前方へのはねを防ぐためのマッドフラップは、柔軟な材質で作られ、競技の特別規則書がそれらを認めるか、要請する時に車両の前部へ取付けることができる。それらは、車両の全幅より突出していてはならず、また当初の全長より10cm以上長いものであってはならない。また、フロントホイールの前方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の少なくとも１／３以上なければならない。

8.1.6 ）アンダーガード

車体下部を保護することを目的とした空力効果を生じない取り外し可能な保護体を取付けることが許される。

8.2 ）車体内部

8.2.1 ）コクピット：次の付属品のみ取付けが許される。スペアコンプリートホイール、工具、安全装置、通信装置。

コクピット内に位置するヘルメットと工具の収納容器は、非可燃性の材質で作られていなければならない。それは火災の場合に有毒ガスを発生してはならない。

8.2.2 ）**換気装置**：オリジナルの換気装置（デフロスター、ヒーター）を保持しなければならない。

8.2.3 ）**エアコン**：全車標準装備とされているエアコンについては、取り外しは認められない。

8.2.4 ）**内装**：車室内の見える範囲のすべての部品は削除することができない。ただし、下記に記載されたものを除く。

①フロアマット類およびアンダーコート

②ネジ等のカバー類

③元の座席位置に隔壁（8.2.11）を設置することにより運転席と空気の流入が遮断された車室外となる内装。

④ロールバーの装着に伴う最小限の内装切除。

⑤２ボックス車の着脱式リアシェルフは取外しても良い。

8.2.5 ）**ステアリングホイール**：下記の条件を満たしたものと交換することができる。

①スポーク部とボス部は堅固な取付け構造とし、衝撃を受けた場合に容易に脱落する恐れのないこと。

②計器盤の視認性を阻害しない形状をしていること。

③光の反射による運転の妨げとなるような部分がないこと。

④ステアリングホイールの変更により、かじ取装置の衝撃吸収装置に影響を与えるものでないこと。

⑤クイックリリースタイプでないこと。

8.2.6 ）**フットレスト・ペダルカバーおよびヒールプレート等**：装着することができる。ただし、確実に取付けること。

8.2.7 ）**追加アクセサリー**：車両の美観または居住性に関する付属品（照明、暖房、ラジオ等）といった、車両の動きにいかなる影響も及ぼさないものはすべて、制限なく認められる。ただし、これらの付属品が、例え間接的であっても、エンジン、ステアリング、強度、トランスミッション、ブレーキ、ロードホールディングの効率に影響を及ぼすことがないという条件の下に限る。

グローブボックスに追加区画を設けたり、ドアにポケットを追加することができる。ただし、オリジナルのパネルを使用すること。

8.2.8 ）一般消耗品：次の消耗品は、変更（同等品）が許される。

12Ｖバッテリー、オイルフィルター、エアフィルター、ワイパーブレード、バルブ等。

8.2.9 ）障害者用操作装置：障害者用操作装置を装着することができる。ただし、健常者は使用しないこと。

8.2.10 ）座席：変更することが許される。変更する場合は下記の規定を満たすこと。

変更の有無に拘わらず乗車定員分の座席を有すること。

①座席の幅×奥行は400mm×400mm以上確保すること。

②座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は800mm以上確保すること。

③座席および当該座席の取付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。

④座席の後面部分（ヘッドレストを含む）は、衝突等で当該座席の後席乗員の頭部等が当たった場合に衝撃を吸収することができる構造でなければならない。

⑤追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置（ヘッドレスト）を備えるかまたは座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条を満たしたものであることが望ましい。

8.2.11 ）隔壁：ロールバーの装着による乗車定員変更に伴い後部座席を除去した場合、難燃性の隔壁板を溶接、リベットおよびビスにより取付けることができる。ただし、隔壁板は後方視界に支障が出ない範囲に設置され、ロールバーやタワーバーと連結されてはならない。

8.3 ）補強

8.3.1 ）補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第４－２図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第４－３図

のように充填することにより補強することができる。

また、補修を目的とした溶接等は認められる。

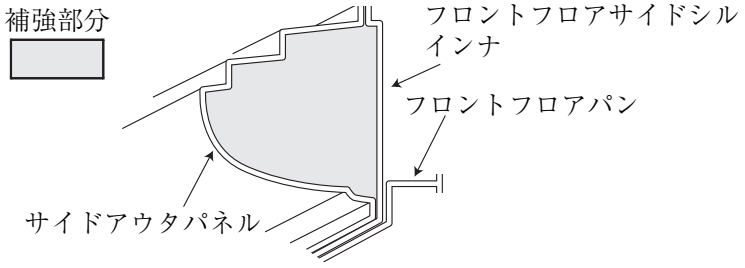

第４－２図

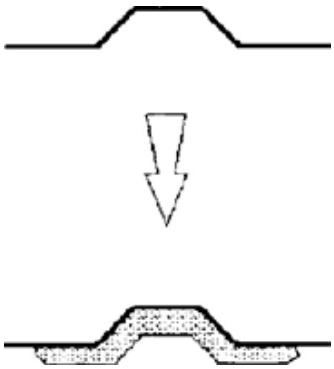

第４－３図

8.3.2 ）車体のサスペンション取り付け部を繋ぐ取り外し可能な（ボルトによる取り付け）補強バーの取り付けは許される。ただし、その取り付け点はサスペンションの取り付け点から100ｍｍ以内であること。また、メーカーラインオフ時に標準装備されているタワーバーについては、取り付け点を変更しなければ他のものに変更できる。

8.3.3 ）スペアタイヤのサイズを変更したことによって、当初の格納カバーが装着できない場合はそれを取り除くことができる。

8.3.4 ）マフラーの補強は脱落防止を目的としたものであれば許される。

第９条　電気系統

9.1 ）灯火

9.1.1 ）前部霧灯（フォグランプ）

追加、変更は認められるが、取り付けのためやむを得ずバンパー等を切除する場合は、必要最小限の範囲にとどめること。また前部霧灯の取り付け、取り

外しに伴う全長の変化は、自動車検査証の長さ欄に記載されている数値から±３cmの範囲でなければならない。また、いかなる場合も下記の基準を満たしていなければならない。

①同時に３個以上点灯する構造のものでないこと。

②照射光線は他の交通を妨げないものであること。

③照明部の上縁の高さが地上0.8m以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

④照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

⑤灯火の色は白色または淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

⑥前部霧灯は左右同数であり（前部霧灯を１個備える場合を除く）、かつ前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。

⑦取り付け部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

第５章　ＡＥ車両用改造規定

第１条　一般改造規定

第１章一般規定、第２章の安全規定および本章の一般改造規定で課せられている以外、すべての改造は禁止される。車両の構成要素は当初の機能を保持しなければならない。本規定によって許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。

改造の範囲や許可される取付けは下記（第２条～第***9***条）に規定される。

第２条　電気モーター、エンジン

2.1）電気モーターおよびエンジンのマウント：電気モーター、エンジンおよびミッションの取付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

2.2）電子制御装置

変更は許されるが、変更されたユニットは当初のものと完全に互換性がなければならない。すなわち、いかなる場合であっても当該ユニットを量産ユニットと交換してエンジンおよび電気モーターが正常に稼動しなければならず、入力側のセンサーおよびアクチュエーターはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様と同一であること。

2.3）データロギング（エンジン制御データ、及び実走行データ記録装置）

データロギングシステムの使用は認められるが、入力側のセンサーはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様であること。ただし、水温、油温、油圧、エンジン回転についてはセンサーの追加も認められる。

ケーブルリンクおよびチップカード以外の方法による車両のデータ変更は認められない。

2.4）潤滑油系統

オイルクーラーの変更、及び取付けも認められる。ただし、新たに取り付ける場合は配管は第２章第１条に従った配管とすること。

第３条　シャシー

3.1 ）最低地上高：９cm（アンダーガードを含む）とする。また、車両の１つの側

面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストは出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われる。

第４条　駆動装置

4.1 ）シフトレバー：シフトノブの変更は許される。

4.2 ）ディファレンシャル：フロント・センター・リアディファレンシャルは、数を変更しなければボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ（ビスカスカップリングを含む）を取付けることができる。ただし、元のケースを使用すること。また、これに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

第５条　サスペンション

材料の追加によるサスペンションおよびその取付け部の補強を認める。サスペンションの補強部が、中空体を作ることになってはならない。部分的であっても、全体的であっても複合素材（カーボンコンポジット）から成るサスペンション部材は禁止される。

5.1 ）スプリング：数は、スプリングを連続して取付けることを条件として自由。

長さ、コイルの巻数、ワイヤーの直径、外径、スプリングの種類も自由。ただし、下記に従うこと。

スプリングの形状は、調整できる構造部分がスプリングシートの一部で、当初のサスペンション部分または車体部分から分離している（取外せる）場合、スプリングシートは調節できるものであっても良い。

①ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。

②溶接、肉盛または加熱加工を行わないこと。

③ばねの端部がブラケットから離脱しない（遊びがない）こと。

④切断等によりばねの一部または全部を除去しないこと。

⑤ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。

⑥ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

5.2 ）ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Ｃリング等）を伴うものに変更（使用）すること

ができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンクの車体への取付けを含み、別タンク式のものに変更（使用）することができる。

遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

第６条　制動装置

6.1）ブレーキパッド：ブレーキシュー、ライニングパッド材質変更を含み交換、変更は許される。ただし、カーボン材(カーボン含有率がすべてを占めるもの)は使用できない。

第７条　タイヤおよびホイール

7.1 ）ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①ＡＥ車両に装着するホイールは、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を最大値とすることができる。***（ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。）***

②部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。

③ホイールの材質はスチール製またはＪＷＬマークのある軽合金製（アルミ合金製、マグネシウム合金製など）とする。

④ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接することはホイールスペーサーの使用とみなされる。また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何にかかわらずホイールスペーサーの使用とみなされる。

⑤ホイールの寸法を小さくすることは許される。

⑥いかなる場合にも、車両のトレッドを拡大することは認められない。ただし、ホイールの変更に伴う最小限のトレッドの変化は許される。

⑦ホイールに追加される排風装置の装着は認められない。

7.2 ）タイヤ

前項規定に合致したホイールを適用リムとし、これに装着できるタイヤとしてJATMA YEAR BOOKに記載されているもの、またはこれと同等なものであり、かつ下記の条件を満たしていなければならない。

①公道走行が認められている一般市販タイヤおよび***ラリー用として認められたＦＩＡ公認タイヤ（注１）***に限られ***る。***競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない***（注１は除く）***。

②タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと（ステアリングを左右に最大に操作した場合等に、タイヤおよびホイールが他の部分と接触しないこと）。

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。

⑤いかなる場合であっても、タイヤに対する加工は許されない。

⑥タイヤのウォームアップ、溶剤塗布などは認められない。

⑦原則としてスパイクタイヤの使用は認められない。

⑧タイヤ内部に空気以外のものを充填することは禁止される。

7.3 ）スペアホイール

車両には１本または複数のスペアホイールを搭載しなければならない（ただし、当初の車両に搭載されていない場合はこの限りではない）。スペアホイールは必ずしっかりと固定されていなければならない。

第８条　車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第４編***細則***に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

8.1 ）車体外部

8.1.1）～8.1.4）を簡易的（蝶ねじ等）または固定的（ボルト、ナット等）に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

8.1.1 ）空力装置

第４編***細則***「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①最低地上高

②鋭い突起を有していないこと。

③振動、衝撃等により緩みを生じないこと。

④第４編***細則***に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）およびリアスカートの部品を取外すことができる。

8.1.2 ）フロントスポイラー：装着・変更が許される。ただし、一体型を含みバンパーの変更は許されない。

8.1.3 ）リアスポイラー：装着・変更が許される。ただし、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。

8.1.4 ）サイドスカート：装着・変更が許される。（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）

8.1.5 ）マッドフラップ

マッドフラップは以下の条件の下で装着することができる。

－柔軟な材質で作られていなくてはならない。

－排気管等に干渉してはならず、車体外側表面部位は外側に向けて尖っていたり、鋭い部分がないこと。

－それらは各ホイールの少なくとも全幅を覆っていなくてはならないが、前輪、後輪の後方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の１／３以上あること（第６－１図を参照）。

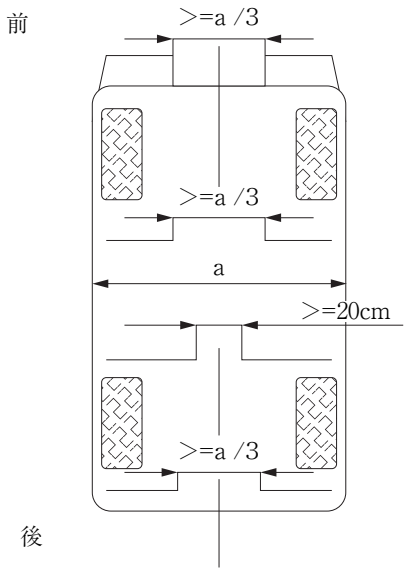

第６－１図

－リアホイールの前方のマッドフラップの左右の間には、少なくとも20cmの隙間がなくてはならない。

－これらのマッドフラップの底部は、車両に誰も乗車せず、停止した状態で、地表から10cm以上の所にあってはならない。

－垂直投影面にあって、これらのマッドフラップは車体から突出していてはならない。

前方へのはねを防ぐためのマッドフラップは、柔軟な材質で作られ、競技の特別規則書がそれらを認めるか、要請する時に車両の前部へ取付けることができる。それらは、車両の全幅より突出していてはならず、また当初の全長より10cm以上長いものであってはならない。また、フロントホイールの前方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の少なくとも１／３以上なければならない。

8.1.6 ）アンダーガード

車体下部を保護することを目的とした空力効果を生じない取り外し可能な保護体を取付けることが許される。

8.2 ）車体内部

8.2.1 ）コクピット：次の付属品のみ取付けが許される。スペアコンプリートホイール、工具、安全装置、通信装置。

コクピット内に位置するヘルメットと工具の収納容器は、非可燃性の材質で

作られていなければならない。それは火災の場合に有毒ガスを発生してはならない。

8.2.2 ）換気装置：オリジナルの換気装置（デフロスター、ヒーター）を保持しなければならない。

8.2.3 ）エアコン：全車標準装備とされているエアコンについては、取り外しは認められない。

8.2.4 ）内装：車室内の見える範囲のすべての部品は削除することができない。ただし、下記に記載されたものを除く。

①フロアマット類およびアンダーコート

②ネジ等のカバー類

③元の座席位置に隔壁（8.2.11）を設置することにより運転席と空気の流入が遮断された車室外となる内装。

④ロールバーの装着に伴う最小限の内装切除。

⑤２ボックス車の着脱式リアシェルフは取外しても良い。

8.2.5 ）ステアリングホイール：下記の条件を満たしたものと交換することができる。

①スポーク部とボス部は堅固な取付け構造とし、衝撃を受けた場合に容易に脱落する恐れのないこと。

②計器盤の視認性を阻害しない形状をしていること。

③光の反射による運転の妨げとなるような部分がないこと。

④ステアリングホイールの変更により、かじ取装置の衝撃吸収装置に影響を与えるものでないこと。

⑤クイックリリースタイプでないこと。

8.2.6 ）フットレスト・ペダルカバーおよびヒールプレート等：装着することができる。ただし、確実に取付けること。

8.2.7 ）追加アクセサリー：車両の美観または居住性に関する付属品（照明、暖房、ラジオ等）といった、車両の動きにいかなる影響も及ぼさないものはすべて、制限なく認められる。ただし、これらの付属品が、例え間接的であっても、エンジン、ステアリング、強度、トランスミッション、ブレーキ、ロードホールディングの効率に影響を及ぼすことがないという条件の下に限る。

グローブボックスに追加区画を設けたり、ドアにポケットを追加することが

できる。ただし、オリジナルのパネルを使用すること。

8.2.8 ）一般消耗品：次の消耗品は、変更（同等品）が許される。

12Ｖバッテリー、オイルフィルター、エアフィルター、ワイパーブレード、バルブ等。

8.2.9 ）障害者用操作装置：障害者用操作装置を装着することができる。ただし、健常者は使用しないこと。

8.2.10 ）座席：変更する場合は下記の規定を満たすこと。変更の有無に拘わらず乗車定員分の座席を有すること。

①座席の幅×奥行は400mm×400mm以上確保すること。

②座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は800mm以上確保すること。

③座席および当該座席の取付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。

④座席の後面部分（ヘッドレストを含む）は、衝突等で当該座席の後席乗員の頭部等が当たった場合に衝撃を吸収することができる構造でなければならない。

⑤追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置（ヘッドレスト）を備えるかまたは座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが望ましい。

8.2.11 ）隔壁：ロールバーの装着による乗車定員変更に伴い後部座席を除去した場合、難燃性の隔壁板を溶接、リベットおよびビスにより取付けることができる。ただし、隔壁板は後方視界に支障が出ない範囲に設置され、ロールバーやタワーバーと連結されてはならない。

8.3 ）補強

8.3.1 ）補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第４－２図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第４－３図のように充填することにより補強することができる。

また、補修を目的とした溶接等は認められる。

8.3.2 ）車体のサスペンション取り付け部を繋ぐ取り外し可能な（ボルトによる取り付け）補強バーの取り付けは許される。ただし、その取り付け点はサスペンションの取り付け点から100mm以内であること。また、メーカーラインオフ時に標準装着されているタワーバーについては、取り付け点を変更しなければ他のものに変更できる。

8.3.3 ）スペアタイヤのサイズを変更したことによって、当初の格納カバーが装着できない場合はそれを取り除くことができる。

8.3.4 ）マフラーの補強は脱落防止を目的としたものであれば許される。

第９条　電気系統

9.1 ）灯火

9.1.1 ）前部霧灯（フォグランプ）

追加、変更は認められるが、取り付けのためやむを得ずバンパー等を切除する場合は、必要最小限の範囲にとどめること。また前部霧灯の取り付け、取り外しに伴う全長の変化は、自動車検査証の長さ欄に記載されている数値から±３cmの範囲でなければならない。また、いかなる場合も下記の基準を満たしていなければならない。

①同時に３個以上点灯する構造のものでないこと。

②照射光線は他の交通を妨げないものであること。

③照明部の上縁の高さが地上0.8m以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

④照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

⑤灯火の色は白色または淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

⑥前部霧灯は左右同数であり（前部霧灯を１個備える場合を除く）、かつ前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。

⑦取り付け部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

以上

第6章　ＲＦ車両用改造規定

第 1 条　改造の制限

本規定で制限されていない改造を行った場合、車両の部品を変更または交換、いかなる部品を装着した場合にも、車両の使用者の責任において道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合させた状態とし、常に適合するよう維持しなければならない。

第 2 条　エンジン

当該型式原動機に対する改造は、加工の必要なく取り付けられるもの以外の使用は認められない。

2.1 ）総排気量

自動車製造者が当該型式原動機の補修用として設定しているオーバーサイズピストンを含み変更は認められない。

2.2 ）エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

2.3 ）電子制御装置

変更されたユニットは当初のものと完全に互換性がなければならない。すなわち、いかなる場合であっても当該ユニットを量産ユニットと交換してエンジンが正常に稼動しなければならず、入力側のセンサーおよびアクチュエーターはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様と同一であること。

2.4 ）オイルクーラーおよびインタークーラー

配管を含み車体から突出しないこと。

2.5 ）ブローバイガス還元装置

取り外さないこと。

第 3 条　排気系

3.1 ）排気系（エキゾーストマニホールドを含む）の変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第４編***細則***「ラリー車両およびスピードＳＡ車両の後付マフラーに関する***細則***」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制す

ることができる（マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む）。

①排気管は左または右向きに開口してはならない。

②触媒コンバーター、排気ガス再循環装置、O_2センサー、二次空気導入装置等が当初の通り取り付けられていること。

③遮熱板等の熱害対策装置は同一の構造を有し、かつ同じ位置に備えられ損傷・脱落がないこと。

④当該車両の保安基準適合品への変更であり、音量規制値及び排気ガス規制値に適合していること。

第 4 条　駆動系統

4.1 ）駆動方式の変更は認められない。（4ＷＤ←→2ＷＤ）

第 5 条　ステアリングホイール

下記の条件を満たしたものと交換することができる。

①スポーク部とボス部は堅固な取り付け構造とし、衝撃を受けた場合に容易に脱落する恐れのないこと。

②計器盤の視認性を阻害しない形状をしていること。

③光の反射による運転の妨げとなるような部分がないこと。

④ステアリングホイールの変更により、かじ取り装置の衝撃吸収装置に影響を与えるものでないこと。

第 6 条　車体

6.1 ）ドアの材質変更は認められない。

6.2 ）ドアの内張りについては、ドアの形状に変化が生じないことを条件としてドアから防音材を取り外すことが認められる。内張りパネルは最低0.5mm厚の金属板、あるいは最低1mm厚のカーボンファイバー、もしくは最低2mm厚のその他の堅固な不燃性の素材で製作することができる。

サイドプロテクションバーの取り外しは許されない。

２ドア車の場合、後部側面ウィンドウより下に位置する内張りについても上記規則を適用する。

電動ウィンドウを手動ウィンドウに交換することが認められる。

手動ウィンドウを電動ウィンドウに交換することが認められる。

6.3 ）窓ガラスの変更は認められない。

6.4 ）座席

変更する場合は下記の規定を満たすこと。

変更の有無に拘らず乗車定員分の座席を有すること。

①座席の幅×奥行は400mm×400mm以上確保すること。

②座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は800mm以上確保すること。

③座席および当該座席の取り付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。

④座席の後面部分（ヘッドレストを含む）は、衝突等で当該座席の後席乗員の頭部等が当たった場合に衝撃を吸収することができる構造でなければならない。

⑤追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置（ヘッドレスト）を備えるかまたは座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

⑥２名乗車車両のシートの車体フレームへの直付け（スライド機構無）は許される。

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条第16項を満たしたものであることが強く推奨される。

第７条　タイヤおよびホイール

7.1 ）ホイール

下記条件を満たしたホイールを使用すること。

①部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。

②ホイールの材質はスチール製またはＪＷＬマークのある軽合金製（アルミ合金製、マグネシウム合金製など）とする。

③ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接することはホイールスペーサーの

使用とみなされる。また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けるとは、その取り付け方法の如何にかかわらずホイールスペーサーの使用とみなされる。

④いかなる場合にも、車両のトレッドを拡大することは認められない。ただし、ホイールの変更に伴う最小限のトレッドの変化は許される。

⑤ホイールに追加される排風装置の装着は認められない。

7.2 ）タイヤ

装着できるタイヤはＪＡＴＭＡ　ＹＥＡＲ　ＢＯＯＫに記載されているもの、またはこれと同等なものであり、かつ下記の条件を満たしていなければならない。

①公道走行が認められている一般市販タイヤおよび***ラリー用として認められたＦＩＡ公認タイヤ（注１）***に限られ***る。***競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない***（注１は除く）***。

②タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと（ステアリングを左右に最大に操作した場合等に、タイヤおよびホイールが他の部分と接触しないこと）。

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。

⑤いかなる場合であっても、タイヤに対する加工は許されない。

⑥タイヤのウォームアップ、溶剤塗布などは認められない。

⑦原則としてスパイクタイヤの使用は認められない。

⑧タイヤ内部に空気以外のものを充填することは禁止される。

7.3 ）スペアホイール

車両には１本または複数のスペアホイールを搭載しなければならない（ただし、当初の車両に搭載されていない場合はこの限りではない）。スペアホイールは必ずしっかりと固定されていなければならない。

第 8 条　競技会における制限

音量規制等で特に必要がある場合には、当該競技会特別規則に規定することによって、当該競技会参加車両の改造を制限することができる。

２０２０年全日本ラリー選手権統一規則

第１章　大会告知

第１条　競技会特別事項

本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第１章の各項目を明記すること。
また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。

〇競技会の定義および組織

２０２０年ＪＡＦ全日本ラリー選手権第〇戦「［競技会の名称］」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という）の公認のもとにＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（ＪＡＦ）の国内競技規則およびその細則、２０２０年日本ラリー選手権規定、２０２０年全日本ラリー選手権統一規則、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

〇プログラム

１．参加申込の開始日時：
２．参加申込の締切日時：
３．レッキの受付日時および場所：
４．参加確認の日時および場所：
５．公式車検の日時および場所：
６．第一回審査委員会の日時および場所：
７．ブリーフィングの日時および場所：　　［開催する場合は記載すること］
８．スタートの日時および場所：
９．各レグのスタートリスト発表日時および場所：
10．リスタートの出走申請締め切り日時および場所：
11．暫定結果の発表日時および場所：　　（予定）
12．表彰式の開催日時および場所：　　（予定）

［※タイムスケジュールの詳細を記載する場合は、上記または別途記載すること］
例）〇月〇日（〇）　　［※別途定める場合］
００：００～００：００　項目

〇競技会の名称

２０２０年ＪＡＦ全日本ラリー選手権第〇戦　〇〇ラリー２０２０

〇競技の格式

ＪＡＦ公認：国内競技　　ＪＡＦ公認番号２０２０年〇〇〇〇号

〇競技種目

ラリー競技開催規定の付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

〇開催日程および開催場所

２０２０年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）の〇日間
〇〇県〇〇郡〇〇町周辺
ラリースタート　　：
ラリーフィニッシュ：

〇競技会本部（ＨＱ）

［※レイアウト図は、付則にて記載すること］

○コース概要

スペシャルステージ:[舗装（アスファルト、ターマック等）／未舗装（グラベル等）／積雪（氷結路面を含む）]
総走行距離：○○○ｋｍ（予定）
スペシャルステージの合計距離：○○○ｋｍ（予定）
※スペシャルステージの数：
※セクションの数：
※レグの数：
［※競技会までに変更が生じた場合は、公式通知にて訂正すること］

○オーガナイザー

オーガナイザーの名称：
所在地：〒
代表者名：
［共催の場合３クラブまでの名称を記載すること］

○組織

１）大会役員　［必要に応じて記載］
・大会会長　：　　大会副会長：
２）組織委員会
・組織委員長：　　組織委員　：
組織委員　：　　組織委員　：
３）競技会主要役員
（１）競技会審査委員会
・競技会審査委員長：　（ＪＡＦ派遣）
・競技会審査委員　：　（ＪＡＦ派遣）
・競技会審査委員　：　（組織委員会任命）
・技術アドバイザー：　（ＪＡＦ派遣）
（２）競技役員
・競技長　：
・副競技長　：
・コース委員長：
・計時委員長　：
・技術委員長　：
・救急委員長　：
・医師団長　：
・事務局長　：
（３）コンペティターズリレーションズオフィサー（ＣＲＯ）：
４）オブザーバー：　（ＪＡＦ派遣）

○参加申込受付期間

・受付開始：　［※プログラムと同様］
・受付締切：　［※プログラムと同様］

○参加申込および問い合わせ先（大会事務局）

・事務局　：　［※当該年日本ラリー選手権規定第１１条に従うこと］
・所在地　：〒
担当者名：
ＴＥＬ　：　　ＦＡＸ　：

e-mail　:　　［公開できる場合には記載すること］

・提出書類：

［※参加申込書、車両申告書、サービス員登録書等の必要な書類を記載すること］

所定の用紙に必要事項を記入し、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記までに申し込むこと。

・参加料：

・レッキの参加料：

・サービスカー登録料：

・サービス員登録料：

・その他（任意保険代、宿泊料等）：

［※エントリー拒否に伴い事務手数料を差し引く場合、参加車両やコ・ドライバーの変更、再車両検査等により事務手数料を徴収する場合は、該当する項目および料金を記入すること］

・支払い方法：

［※振込みの場合は、銀行名、支店名、口座番号、口座名義を記載］

〇保険

２０２０年日本ラリー選手権規定第１７条に基づき、対人賠償保険（無制限／〇〇〇万円以上）および搭乗者保険（または共済等）（無制限／〇〇〇万円以上）に加入していること。

［※上記金額を決定し明記すること］

〇音量規制

［※オーガナイザーがマフラーの音量を制限する場合、「マフラーは当該車両の純正品とする。」等を追記すること］

〇参加台数

総参加台数：　　台［９０台を上限とする］

〇レッキの実施方法

［※１．具体的な実施方法が記載できない場合は、「レッキのタイムスケジュール、実施の詳細はコミュニケーションにて示す。」を必ず記載すること］

［※２．レッキに使用する車両、タイヤを制限する場合はその旨記載すること］

〇タイヤおよびホイール

１）ホイール：

装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、カタログに記載されている数値を最大値とすることができる。

－総排気量１，４００ｃｃを以下の車両：最大直径１４インチ、最大幅６インチ

－総排気量１，４００ｃｃを超え２，０００ｃｃ以下の車両：最大直径１６インチ、最大幅７インチ

－総排気量２，０００ｃｃを超える車両：最大直径１７インチ、最大幅７．５インチ

※なお、２０２１年以降本項について変更を行う場合がある。

２）タイヤ：

本競技会で使用できるタイヤの本数は、　　本までとする。

［※１．舗装（アスファルト、ターマック等）スペシャルステージとして認定された競技会の場合、以下の条文を追記すること］

・ＦＩＡ公認タイヤについて、全日本選手権においてはその使用は認められない。ただし、ＦＩＡ公認タイヤのうち、ＪＡＴＭＡ ＹＥＡＲ ＢＯＯＫに記載されているもの、またはこれと同等なものであり、かつ公道走行が認められているタイヤについては使用することができる。

・下記事項を満たしたタイヤを使用すること。

ただし、下記（１）による縦溝のみを有したタイヤおよびスノータイヤ（「M＋S」、「M・S」、「M＆S」の表示があるタイヤ）の使用は認められない。

（1）タイヤ接地面にタイヤを１周する連続した複数の縦溝を有していること。
（2）当該縦溝はトレッドウェアインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されていること。
・安全上必要と判断した場合、競技長の宣言により規定本数に追加して２本使用することができる。本項に従ってなされた競技長の宣言に対して抗議することはできない。

［※２．未舗装（グラベル等）スペシャルステージとして認定された競技会の場合、以下の条文を追記すること］
・スノータイヤ（「M＋S」、「M・S」、「M&S」の表示があるタイヤ）を使用すること。ＪＡＦの承認を得て「M＋S」、「M・S」、「M&S」の表示のないスノータイヤを使用することができる。ただしこの場合、競技参加者は当該タイヤを使用する競技会の２ヶ月前までにＪＡＦに申請を行うこと。

［※３．積雪（氷結路面を含む）スペシャルステージとして認定された競技会の場合、以下の条文を追記すること］
・スノータイヤ（「M＋S」、「M・S」、「M&S」の表示があるタイヤ）を使用すること。ＪＡＦの承認を得て「M＋S」、「M・S」、「M&S」の表示のないスノータイヤを使用することができる。ただしこの場合、競技参加者は当該タイヤを使用する競技会の２ヶ月前までにＪＡＦに申請を行うこと。

［※４．競技会で使用できる最大本数の算出方法］
・舗装（アスファルト、ターマック等）スペシャルステージの距離が５０ｋｍ～１００ｋｍ未満の場合、６本とし、以降５０ｋｍ未満毎に２本追加（例：１００ｋｍ～１５０ｋｍ未満、１５０ｋｍ～２００ｋｍ未満）。
・未舗装（グラベル等）スペシャルステージの距離が５０ｋｍ～１００ｋｍ未満の場合、１２本とし、以降２５ｋｍ未満毎に２本追加（例:１００ｋｍ～１２５ｋｍ未満、１２５ｋｍ～１５０ｋｍ未満）。
・積雪（氷結路面を含む）スペシャルステージの距離が５０ｋｍ～１００ｋｍ未満の場合、８本とし、以降２５ｋｍ未満毎に２本追加（例:１００ｋｍ～１２５ｋｍ未満、１２５ｋｍ～１５０ｋｍ未満）。

［※５．以下の条文を記載すること。］
・本競技会では、使用する全てのタイヤのサイドウォールに競技車両番号をマーキングする。併せてスペアタイヤについては、トレッド面にもマーキングを施すものとする。なお、当該競技会中における未使用のタイヤについては、技術委員長の許可を得ることにより、新たにマーキングされた他のタイヤへ交換が許される。

○セレモニアルスタート／フィニッシュ

［※１．セレモニアルスタート／フィニッシュを設定する場合はその旨記載すること］
［※２．詳細が記載できない場合は、「詳細はコミュニケーションにて示す。」と表記すること］

○タイムコントロール

公式時刻は、日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。
［※各デイの最後のコントロール（その直前にサービスパークがある場合はその出口のコントロール）について、タイムペナルティを与えない場合は、その旨記載すること］

○スペシャルステージ

１）計測は、印字機能を持つクロノメーターにて１／１０秒まで計測する。
２）スタートは、スタートリスト順または直前のＴＣ通過順に１分間隔とする。
［※１．１分以上設ける場合はその旨記載すること］
［※２．観客対応等の観点から、競技の一部区間について特別な出走順とすることが必要と判断した場合はその旨記載すること］
３）スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定付則：スペシャルステージラリー開催規定２５条６．に従って行う。
［※スタート灯火信号を使用する場合は、故障時の対応も含め詳細を付則５．にて記載すること］

4）上記1）から3）に該当しないスペシャルステージを設ける場合、予めＪＡＦの承認を得たうえで、付則７．に記載すること。

〇整備作業

1）整備作業の監督を担当する競技役員名：
2）整備作業を行うことができる場所：
3）サービスカーの管理方法：
4）ラリー競技開催規定付則：スペシャルステージラリー開催規定第３章第１６条サービス（整備作業）に該当しないサービスを設ける場合、予めＪＡＦの承認を得たうえで、付則８．に記載すること。

〇賞典

ＪＮ－１クラス　１位～３位　ＪＡＦ楯
ＪＮ－２クラス　１位～３位　ＪＡＦ楯
ＪＮ－３クラス　１位～３位　ＪＡＦ楯
ＪＮ－４クラス　１位～３位　ＪＡＦ楯
ＪＮ－５クラス　１位～３位　ＪＡＦ楯
ＪＮ－６クラス　１位～３位　ＪＡＦ楯

［※１．副賞がある場合はその旨記載すること］
［※２．副賞を制限する場合、「ＪＡＦの賞典を除き、参加台数の…を下回らない範囲で賞典を制限する」等を記載すること。この場合、正式な数を記載した公式通知を発行し、参加受理書に同封すること］

〇その他

１．全日本ラリー選手権対象外の車両を参加させる場合には、下記事項の何れかに従うこと。
1）当該特別規則に追加する場合には、以下の項目を必ず記載すること。
①参加料等：
②参加車両：
③音量規制：　　［規制する場合のみ記載すること］
④クラス区分：
⑤参加資格：
⑥賞典：
2）当該特別規則に追加しない場合、または異なるアイテナリーに基づき走行するクラスを併催する場合には、別途特別規則を作成すること。
２．その他　［必要に応じ記載すること］

〇細則

オーガナイザーは、必要に応じ以下の付則を発表しなければならない。

細則１．アイテナリー

［※１．本細則のアイテナリーはあくまでも予定である旨記載すること。
例）Ver.１ …、Vol.１ …等　］
［※２．最終のアイテナリーの発表は、参加確認受付時に配布するか、公式通知にて告知すること］

細則２．レッキのスケジュール

細則３．コンペティターズリレーションズオフィサー（ＣＲＯ）

［※顔写真、行動予定表等を記載すること］

細則４．ＨＱレイアウト、サービスパークのレイアウト等

［※未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること］

細則５．信号灯によるスタート手順

［※未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること］

細則６．ゼッケンおよび広告

［※未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること］

細則７．スペシャルステージ（○スペシャルステージの４）を設ける場合）
［※未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること］
細則８．サービス（○整備作業の４）を設ける場合）
［※未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること］

［競技会名称］
大会組織委員会

第２章　競技参加に関する基準規則

第２条　参加車両
当該年の日本ラリー選手権規定第７条に従う。

第３条　クラス区分
１）当該年の日本ラリー選手権規定第８条に従う。
２）不成立となるクラスの車両が参加出走した場合において、当該車両は成立しているクラスのうちの最上位クラスに区分されるものとし、最上位クラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

第４条　参加資格
当該年の日本ラリー選手権規定第９条に基づき以下に従うこと。
１）参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許を取得後、１年以上経過していること。ただし、ドライバーもしくはナビゲーターのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、２回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。
２）参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、ＪＡＦ発給の競技運転者許可証を有する者は参加者を兼ねることができる。
３）競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な競技運転者許可証の所持者でなければならない。
４）満２０才未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書を提出しなければならない。
５）１台の参加車両に搭乗するクルーは、ドライバーおよびコ・ドライバーの２名とする。

第５条　参加申込方法および参加受理
１）所定の参加提出書類に署名捺印の上、参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。
２）参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名：ヴィッツ、マーチ等）を入れること。
３）組織委員会は国内競技規則４－１９に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してＪＡＦに報告しなければならない。この場合の参加料等は返金される。
なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
４）参加受理の諾否は参加受理書にて通知する。
５）参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第６条　参加者に対する指示および公示
１）競技会審査委員会は国内競技規則４－９および１０－１０に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
２）当該競技会に関する公示、ＪＡＦが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
３）競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第７条　参加確認

定められた時間内に、参加者、ドライバーおよびコ･ドライバーは、夫々本人が下記の書類を参加確認受付時に提出すること。代理は認められない。

1）ドライバーおよびコ･ドライバーの自動車運転免許証
2）ドライバーおよびコ･ドライバーの競技運転者許可証
3）競技参加者許可証

第８条　クルーおよび参加車両の変更

1）正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただし、コ･ドライバーおよび参加車両については、参加者から参加確認受付終了までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
2）参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

第９条　安全装備

1）クルーが着用するもの：
当該年国内競技車両規則第４編付則ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則に従ったヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。また、グローブも着用すること（コ･ドライバーは任意）。
なお、ＦＩＡ公認のＦＨＲシステムについて、２０２０年全日本選手権ではその着用を強く推奨する（２０２１年以降の全日本選手権では着用を必須とする）。
2）参加車両に搭載するもの：
（1）非常用停止表示板（三角）２枚
（2）片面に赤字で「ＳＯＳ」、もう片面には緑字で「ＯＫ」と書かれたＡ３判のカード２枚
（3）非常用信号灯（発煙筒）
（4）赤色灯
（5）牽引用ロープ
（6）救急薬品
（7）各車両規定に定められている仕様の消火器

第１０条　書類検査および車両検査

1．書類検査：
参加者は、書類検査時に以下の書類を提示すること。
1）自動車検査証
2）自動車損害賠償責任保険証
3）ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険証（人身傷害、共済等）の加入が確認できる書類等。

2．車両検査：
1）競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。
また、公式車両検査に参加車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
2）参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。
公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に出走できない。
3）すべての参加者は公式車両検査と同時にラリー競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査をうけること。
4）ＪＡＦが指定した競技番号（ゼッケン）および広告は公式車両検査前までに参加車両の両側面と前面の３箇所に貼付されていなければならない。前面の競技車両番号はオーガナイザーが別途指定するものに代えることが認められる。
なお、競技中に外部から視認できるよう維持されていること。
5）競技会技術委員長は、参加車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。
修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。

6）競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびクルーの参加資格について検査することができる。
7）競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
8）競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。
万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
9）参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
10）参加者は、本規則第３章第１３条に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て参加車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
11）参加者は、競技走行中に車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第３章　競技に関する基準規則

第１１条　ブリーフィング
当該年の日本ラリー選手権規定第１６条に従う。

第１２条　スペシャルステージ
天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。
なお、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第２５条１４．に該当する事象が発生した場合、競技長の指示により赤旗を提示する。

第１３条　燃料補給および充電
オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められない。

第１４条　整備作業の範囲
整備作業の範囲は、以下の通りとする。
1）タイヤの交換
2）ランプ類のバルブ交換
3）点火プラグの交換
4）Vベルトの交換
5）各部点検増締め
6）上記以外の整備作業を行う場合、競技会技術委員長の許可を得て、所定の申告書を必ず提出すること。

第１５条　リタイヤ
競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第１６条　リスタート
各レグにおいて競技から離脱した参加者は以下を条件に次レグへの出走が許される。
1）オーガナイザーが指定する時刻までに再出走の申請を行うこと。

2）オーガナイザーが指定する時刻までに再車両検査に合格すること。
3）当該競技会審査委員会の承認を得ること。

第１７条　競技結果

競技結果は、スペシャルステージで記録された所要時間とロードセクション、その他で課されたペナルティタイムを合計して決定する。

なお、オーガナイザーは各スペシャルステージ終了後に速報タイムを発表しなければならない。

また、オーガナイザーはレグ毎の競技成績を発表しなければならない。

第４章　抗議

第１８条　抗議

1）参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第１２条に従い、抗議する権利を有する。

（1）抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、５３，３００円を添えて競技長に提出すること。

（2）抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

（3）抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は、抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。

（4）審判員の判定、計時装置、安全上の判断に伴うタイヤの追加に関する競技長宣言に対して抗議することはできない。

（5）競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

2）抗議の制限時間

（1）競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

（2）成績に関する抗議は、暫定結果発表後３０分以内に提出しなければならない。

第５章　競技会の成立、延期、中止、または短縮

第１９条　競技会の成立、延期、中止、または短縮

1）保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止または短縮を行う場合がある。

2）競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第６章　賞典

第２０条　賞典

1）ＪＡＦ賞：全クラスの１位～３位に対してＪＡＦ楯が授与される。ただし、当該年の日本ラリー選手権規定第４条１．および２．に従い当該クラスが成立していること。

2）オーガナイザー賞：オーガナイザーが独自に設定する副賞を指し、当該競技会の特別規則に内容を記載すること。

3）表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第７章　本統一規則の解釈および施行

第２１条　本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は､競技会審査委員会が決定する。

第２２条　罰則

1）ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第２８条に従う。
2）規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
3）本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第２３条　本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

1）本統一規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
2）本統一規則に記載されていない事項については、ＪＡＦ国内競技規則とその細則、およびＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
3）本統一規則発行後、ＪＡＦにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上

第4編　細　則

レース競技に参加するドライバーの装備品に関する*細則*

装備品は、乗員の保護が最大の目的であり、モータースポーツの安全性をより高めるため各種の装備が必要となる。

競技運転者は、自らを保護するという認識のもと、モータースポーツに適した装備品を装着する必要がある。

ＪＡＦ／ＦＩＡは、競技用ヘルメット、耐火炎レーシングスーツなど主な装備品について公認しているので、参加する競技に適した装備品を選定すること。きつ過ぎる着衣は保護能力を引き下げてしまうので、着用者はきつ過ぎない着衣を身に着けること。

選手権統一規則、競技会特別規則、各サーキットが独自に定めている規則等が本***細則***より厳しい装備品（種類、仕様等）を指定している場合は、それに従うこと。

1. 装備品の種類

1）競技用ヘルメット

2）頭部および頸部の保護装置（FHRシステム）

3）レーシングスーツ（耐火炎レーシングスーツ）

4）アンダーウェア（耐火炎アンダーウェア）

5）バラクラバ（目出し帽）（耐火炎バラクラバ）

6）ソックス（耐火炎ソックス）

7）レーシングシューズ（耐火炎シューズ）

8）レーシンググローブ（耐火炎グローブ）

2. 適用

1）下表に従い装備品を着用すること。

◎：着用義務　　○：着用推奨（国際競技では義務付け）

競技種別	競技用ヘルメット	頭部および頸部の保護装置（FHRシステム）	耐火炎レーシングスーツ	耐火炎アンダーウェア	耐火炎バラクラバ	耐火炎ソックス	耐火炎シューズ	耐火炎グローブ
レース競技	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎

3. 競技用ヘルメット

1）レース競技では国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のテクニカルリストNo.25、No.33、No.41、No.49、No.69に記載された基準に適合したヘルメット***を使用すること。***

国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のテクニカルリストNo.25に記載された以下の何れかの基準に合致したヘルメット

（2019年７月31日現在）

STANDARD DESIGNATION	LABEL EXAMPLE	Recognised to be used with FHR[1]	Recognised to be used without FHR
FIA 8860-2018 and 8860-2018-ABP	 or 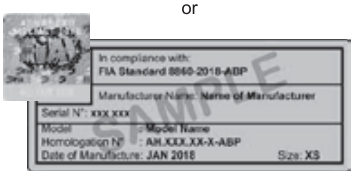	YES	YES
FIA 8860-2010 NOT VALID AFTER 31.12.2028	 or 	YES	YES
FIA 8860-2004 NOT VALID AFTER 31.12.2020		YES	YES
FIA 8859-2015	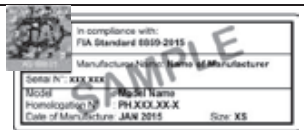	YES	YES
Snell SA2010 + FIA 8858-2002 NOT VALID AFTER 31.12.2023	 + 	YES	YES
Snell SA2010 + FIA 8858-2010 NOT VALID AFTER 31.12.2023	 + 	YES	YES

STANDARD DESIGNATION	LABEL EXAMPLE	Recognised to be used with FHR[1]	Recognised to be used without FHR
Snell SA2010 **+** **FIA 8858-2010** NOT VALID AFTER 31.12.2023		**YES**	**YES**
Snell SAH2010 **+** **FIA 8858-2010** NOT VALID AFTER 31.12.2023		**YES**	**YES**
Snell SAH2010 **+** **FIA 8858-2010** NOT VALID AFTER 31.12.2023		**YES**	**YES**
Snell SA 2010 NOT VALID AFTER 31.12.2023		**NO**	**YES**
Snell SAH 2010 NOT VALID AFTER 31.12.2023		**NO**	**YES**
Snell SA 2015 NOT VALID AFTER 31.12.2023		**NO**	**YES**

FIA-recognised Standards for helmets to be used together with FHR systems. Please check additional requirements regarding helmet use in Chapter III - Drivers' Equipment of Appendix L to the FIA International Sporting Code.

（FIAに承認されたヘルメットにはFHRシステムが併用されること。
FIA国際競技規則付則L項第３章「ドライバーの装備品」にあるヘルメットの使用に関する追加要件を確認すること。）

2）車両形式、競技形式などによるヘルメット種別の適用

(1) オープンシーター（フォーミュラカー、スポーツカー等）

バイザー付のフルフェイス型ヘルメットを着用すること。（ただし、競技会特別規則で特別の定めがある場合を除く。）

(2) クローズドカー（ツーリングカー、スポーツカー等）

バイザー付のフルフェイス型ヘルメットの着用を推奨する。（ただし、競技会特別規則で特別の定めがある場合を除く。）

(3) 競技中に燃料補給を伴う競技

バイザー付のフルフェイス型ヘルメットを着用すること。（ただし、競技会特別規則で特別の定めがある場合を除く。）

3）改造、加工の禁止

ヘルメット製造者が認めた方法および当該ヘルメット型番に認証を与えた国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のテクニカルリストに記載された基準機構が認めた方法を除き、ヘルメットに対し一切の改造、加工をしてはならない。

4）保護能力

(1) 塗料はヘルメットの帽体の素材と反応し、その保護能力に影響を与える可能性がある。ヘルメット製造者が定めたヘルメットの装飾、塗装に関する制限事項、あるいは指導要綱に従うこと。

(2) ヘルメットに強い衝撃を受けた場合、外観に異常がなくても保護能力が劣化している場合もある。ヘルメット製造者、あるいはヘルメット製造者が指定した工場、代理店などに専門的判断を委ねること。

5）使用限度

製造後「10年」を経過したものを使用してはならない。

4. 耐火炎レーシングスーツ

1）レース競技では耐火炎レーシングスーツを競技中常に着用すること。

2）ＪＡＦ／ＦＩＡ公認の耐火炎レーシングスーツの着用が義務付けられる。

(1) ＪＡＦ公認耐火炎レーシングスーツ

a．ＪＡＦ公認耐火炎レーシングスーツは、以下リストの通り。

b．ＪＡＦ公認耐火炎レーシングスーツには、下記のラベルがスーツの見やすい部分に貼付されている。ＪＡＦ公認品の証明であるので、取り外さないこと。

JAF公認ラベル

見本：

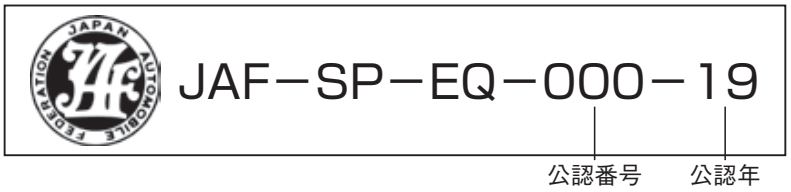

FIA基準8856-2000に従ったJAF公認耐火炎レーシングスーツのリスト

（2019年7月31日現在）

ＪＡＦ公認番号	ＦＩＡ公認番号	型　　式	製 造 者 名
JAF-SP-EQ-124-02	ＲＳ.０３６.０２	ARD-024 Type SX-DW	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-125-04	ＲＳ.０７９.０５	PRO FORMULA (LE-150)	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-126-04	ＲＳ.０８９.０５	SUPER PRO (LE-110)	〃
JAF-SP-EQ-129-04	ＲＳ.０６２.０４	DES-005	(有)ベ　　ア
JAF-SP-EQ-131-05	ＲＳ.０７７.０４	SUPER PRO (LE-120)	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-132-05	ＲＳ.０７８.０４	PRO FORMULA (LE-140)	〃
JAF-SP-EQ-137-05	ＲＳ.０８１.０５	ARD-024 Type SX-CD	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-138-05	ＲＳ.０８０.０５	ザマンレーシングスーツ (0770)	山 田 辰（株）
JAF-SP-EQ-139-05	ＲＳ.０８６.０５	Firelex F-32N	(株)グループ・エム
JAF-SP-EQ-140-05	ＲＳ.０９０.０５	ARD-010 Type FZ-R	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-141-05	ＲＳ.０９１.０５	ARD-022 Type ZX-R	〃
JAF-SP-EQ-145-05	ＲＳ.０９３.０５	ザマンレーシングスーツ TYPE-II(0742)	山 田 辰（株）
JAF-SP-EQ-150-05	ＲＳ.１１２.０６	JURAN 2000	(株) タ ニ ダ
JAF-SP-EQ-174-08	ＲＳ.１５０.０８	JURAN RS-03	〃
JAF-SP-EQ-175-08	ＲＳ.１５７.０８	ARD-110 CHEVRON X	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-182-09	ＲＳ.１７０.０９	THE MAN SPIRIT TYPE-X	山 田 辰（株）
JAF-SP-EQ-185-11	ＲＳ.２０８.１１	Silverstone RACING BROOKLANDS (RSN-100)	(有)アールエーシー
JAF-SP-EQ-186-11	ＲＳ.２０９.１１	Silverstone RACING BECHETTS (RSN-200)	〃
JAF-SP-EQ-189-13	ＲＳ.２３９.１３	Firelex ZERO-3X	(株)グループ・エム
JAF-SP-EQ-190-13	ＲＳ.２４０.１３	コンペティションギヤレーシングスーツ Stage 200	(株)エイチ・ピー・アイ
JAF-SP-EQ-191-13	ＲＳ.２４２.１３	コンペティションギヤレーシングスーツ Stage 300	〃
JAF-SP-EQ-192-13	ＲＳ.２４６.１３	Silverstone RACING RACING SUIT ABBEY (RSN-300)	(有)アールエーシー
JAF-SP-EQ-193-15	ＲＳ.２７４.１５	JURAN Racing Pro5000 α	(株) タ ニ ダ
JAF-SP-EQ-194-15	ＲＳ.２７５.１５	JURAN Racing Pro6000	〃
JAF-SP-EQ-195-16	ＲＳ.２８３.１６	PROGRESS A	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-196-16	ＲＳ.２９１.１６	ARD-1000 PROGEAR TYPE-1 Genisys	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-197-16	ＲＳ.２９２.１６	ARD-1100 PROGEAR TYPE-SX LT	〃
JAF-SP-EQ-198-16	ＲＳ.２９３.１６	ARD-1150 PROGEAR TYPE-TX	〃

ＪＡＦ公認番号	ＦＩＡ公認番号	型　　式	製 造 者 名
JAF-SP-EQ-200-18	***RS.338.18***	***Stage-100***	***㈱エイチ･ピー･アイ***
JAF-SP-EQ-201-18	***RS.343.18***	***JURAN 2000α***	***（株）タ ニ ダ***
JAF-SP-EQ-202-19	***RS.348.19***	***Firelex ZERO-B***	***㈱グループ･エム***

(2) ＦＩＡ公認耐火炎レーシングスーツ

a．次の基準に合致した耐火炎レーシングスーツ

　－ＦＩＡ基準8856-2000

b．ＦＩＡ公認耐火炎レーシングスーツには、下記のラベルがスーツの見やすい部分に貼付されている。ＦＩＡ公認品の証明であるので、取り外さないこと。

FIA基準8856-2000に従ったFIA公認耐火炎レーシングスーツのラベル

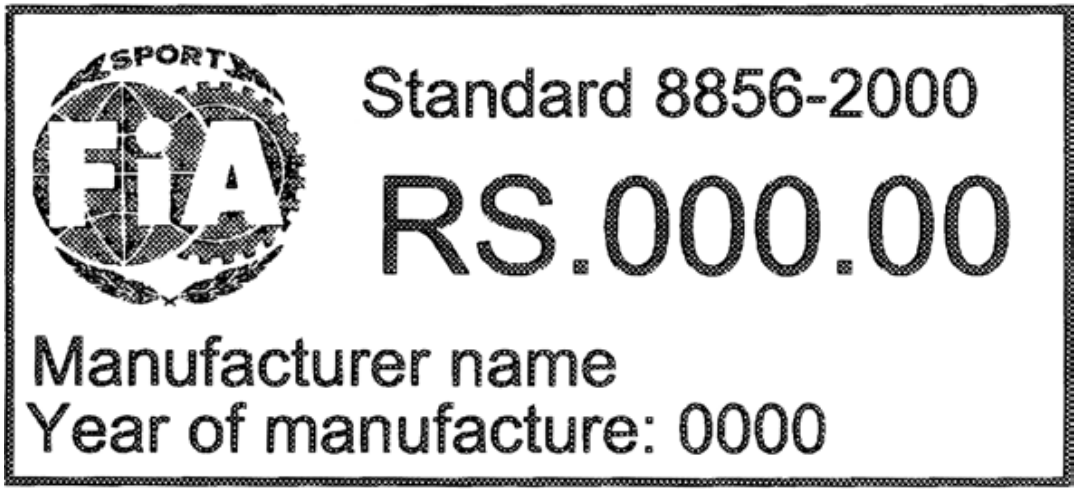

（2012年12月31日までのラベル）

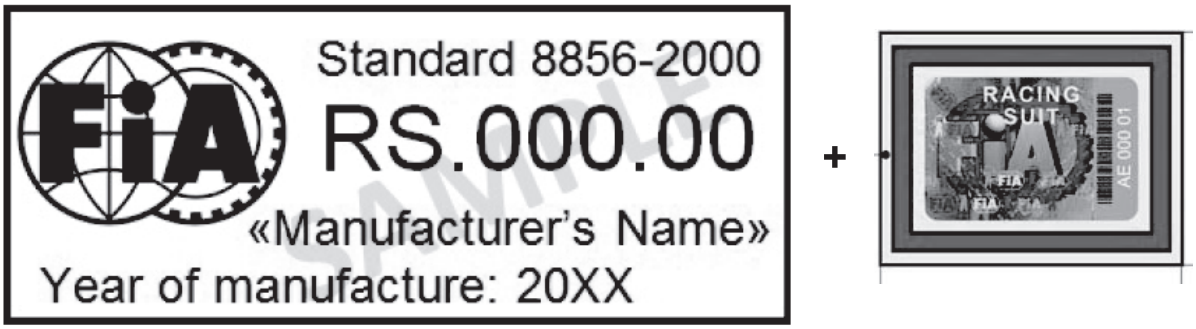

（2013年1月1日以降のラベル）

・ラベルサイズ：100mm×40mm

・基準名、製造者名、製造年の文字高：５mm

・公認番号の文字高：９mm

・ＦＩＡロゴはＦＩＡから入手可能

３）耐火炎レーシングスーツに施される刺繍または縫い付けられるバッジ

レーシングスーツに直接縫い付ける刺繍は、断熱効果を上げるために、最も外側の層にのみ縫い付けること。

バッジおよびサインをレーシングスーツに取り付ける場合、熱融着タイプの使用はせず、また被服類が切断されないこと。バッジの基部となる生地およびバッジをレーシングスーツに縫付ける糸は耐火性でなければならない。

5. 耐火炎レーシングシューズ

１）レース競技では耐火炎レーシングシューズを競技中常に着用すること。

２）ＪＡＦ公認／ＦＩＡ認定の耐火炎レーシングシューズの着用が義務付けられる。

(1) ＪＡＦ公認耐火炎レーシングシューズ

ＪＡＦ公認耐火炎レーシングシューズは、以下リストの通り。

FIA基準8856-2000に従ったJAF公認耐火炎レーシングシューズのリスト

（2019年7月31日現在）

ＪＡＦ公認番号	ＦＩＡ認定	型　　式	製 造 者 名
JAF-SP-EQ-148-05	認定済	ARD-335	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-149-05	〃	ARD-336	〃
JAF-SP-EQ-159-06	〃	CLA-X MID	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-187-12	〃	Silverstone RACING SHOES BTN-100	(有)アールエーシー

(2) ＦＩＡ認定耐火炎レーシングシューズ

次の基準に合致した耐火炎レーシングシューズ

- ＦＩＡ基準8856-2000

6. 耐火炎レーシンググローブ

１）レース競技では耐火炎レーシンググローブを競技中常に着用すること。

２）ＪＡＦ公認／ＦＩＡ認定の耐火炎レーシンググローブの着用が義務付けられる。

(1) ＪＡＦ公認耐火炎レーシンググローブ

ＪＡＦ公認耐火炎レーシンググローブは、以下リストの通り。

FIA基準8856-2000に従ったJAF公認耐火炎レーシンググローブのリスト

（2019年7月31日現在）

ＪＡＦ公認番号	ＦＩＡ認定	型　　式	製 造 者 名
JAF-SP-EQ-169-06	認定済	CLA PRO2000S	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-170-07	〃	ARD-260（ProRacer 200X）	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-171-07	〃	ARD-261（ProRacer 200CL）	〃
JAF-SP-EQ-172-07	〃	ARD-262（ProRacer 200R）	〃
JAF-SP-EQ-173-08	〃	0055	山 田 辰（株）
JAF-SP-EQ-178-08	〃	ARD-270（ProRacer 300X）	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-179-08	〃	ARD-270D（ProRacer 300DX）	〃
JAF-SP-EQ-180-08	〃	ARD-272（ProRacer 300R）	〃
JAF-SP-EQ-181-08	〃	ARD-272D（ProRacer 300DR）	〃
JAF-SP-EQ-183-09	〃	JURAN JRG-01	（株）タ ニ ダ
JAF-SP-EQ-184-10	〃	Firelex A-1N	(株)グループ･エム
JAF-SP-EQ-188-12	〃	Silverstone RACING GLOVE GLN-100	(有)アールエーシー

(2) ＦＩＡ認定耐火炎レーシンググローブ

次の基準に合致した耐火炎レーシンググローブ

- ＦＩＡ基準8856-2000

7. 耐火炎バラクラバ（目出し帽）

1）レース競技では耐火炎バラクラバを競技中常に着用すること。

2）ＪＡＦ公認／ＦＩＡ認定の耐火炎バラクラバの着用が義務付けられる。

(1) ＪＡＦ公認耐火炎バラクラバ

ＪＡＦ公認耐火炎バラクラバは、以下リストの通り。

FIA基準8856-2000に従ったJAF公認耐火炎バラクラバのリスト

（2019年7月31日現在）

ＪＡＦ公認番号	ＦＩＡ認定	型　　式	製 造 者 名
JAF-SP-EQ-133-05	認定済	LE-FM001	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-143-05	〃	ARD-531	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-144-05	〃	ARD-534	〃
JAF-SP-EQ-153-05	〃	JURAN RM001	(株)タニダ
JAF-SP-EQ-155-05	〃	0072	山田辰(株)
JAF-SP-EQ-157-05	〃	LE-FM002	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-158-05	〃	LE-FM003	〃
JAF-SP-EQ-160-06	〃	DES-1001	(有)ベア
JAF-SP-EQ-163-06	〃	Firelex FX-TYPE C	(株)グループ･エム
JAF-SP-EQ-166-06	〃	ARD-541（１穴）	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-167-06	〃	ARD-544（２穴）	〃

(2) ＦＩＡ認定耐火炎バラクラバ

次の基準に合致した耐火炎バラクラバ

- ＦＩＡ基準8856-2000

8. 耐火炎アンダーウェア、耐火炎ソックス

1）国際競技においては、ＦＩＡ基準8856-2000に合致したＦＩＡ認定の耐火炎アンダーウェア、耐火炎ソックスの着用が義務付けられる。

2）国内格式以下のレース競技では、ＪＡＦ公認／ＦＩＡ認定の耐火炎ソックスを競技中常に着用することが義務付けられる。また、ＪＡＦ公認／ＦＩＡ認定の耐火炎アンダーウェアの着用が推奨され、特に、燃料補給を伴う競技には強く推奨する。

3）ＪＡＦ公認の耐火炎アンダーウェア、耐火炎ソックスは、以下リストの通り。

FIA基準8856-2000に従ったJAF公認耐火炎アンダーウェアのリスト

（2019年7月31日現在）

ＪＡＦ公認番号	ＦＩＡ認定	型　　式	製 造 者 名
JAF-SP-EQ-134-05	認定済	LE-UW001	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-142-05	〃	ARD-530	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-147-05	〃	ARD-550	〃
JAF-SP-EQ-151-05	〃	JURAN RU001	(株)タニダ
JAF-SP-EQ-154-05	〃	0060	山田辰(株)
JAF-SP-EQ-156-05	〃	LE-UW002	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-161-06	〃	DES-1002（上）	(有)ベア
JAF-SP-EQ-162-06	〃	DES-1003（下）	〃
JAF-SP-EQ-164-06	〃	Firelex FX-UW057	(株)グループ・エム
JAF-SP-EQ-165-06	〃	ARD-540	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-176-08	〃	ARD-540D	〃
JAF-SP-EQ-177-08	〃	ARD-550D	〃
JAF-SP-EQ-199-17	〃	OPFIRE RESISTANT COOLING SHIRT	(有)大沼プランニング

FIA基準8856-2000に従ったJAF公認耐火炎ソックスのリスト

（2019年7月31日現在）

ＪＡＦ公認番号	ＦＩＡ認定	型　　式	製 造 者 名
JAF-SP-EQ-135-05	認定済	LE-SO001	(株)レアーズ
JAF-SP-EQ-146-05	〃	ARD-535	５ＺＩＧＥＮ インターナショナル(株)
JAF-SP-EQ-152-05	〃	JURAN RSX001	(株)タニダ
JAF-SP-EQ-168-06	〃	0085	山田辰(株)

9. ＦＩＡが認定した耐火炎アンダーウェア、耐火炎バラクラバ、耐火炎ソックス、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブに貼付されるラベル

ＦＩＡ基準8856-2000に従ってＦＩＡが認定した耐火炎アンダーウェア、耐火炎バラクラバ、耐火炎ソックス、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブには、下記のラベルが貼付されている。ＦＩＡ認定品の証明であるので、取り外さないこと。

（ソックスに使用されるラベル）

In compliance with FIA
standard 8856-2000
Manufacturer name

（2015年12月31日までに製造されたアンダーウェア、バラクラバ、シューズに使用されるラベル）

In compliance with FIA
standard 8856-2000
Manufacturer name

（2016年１月１日以降の新ラベル）

In compliance with FIA
Standard 8856-2000
Manufacturer name
Year of manufacture: 2016

+

FIA認定品ラベル貼付位置

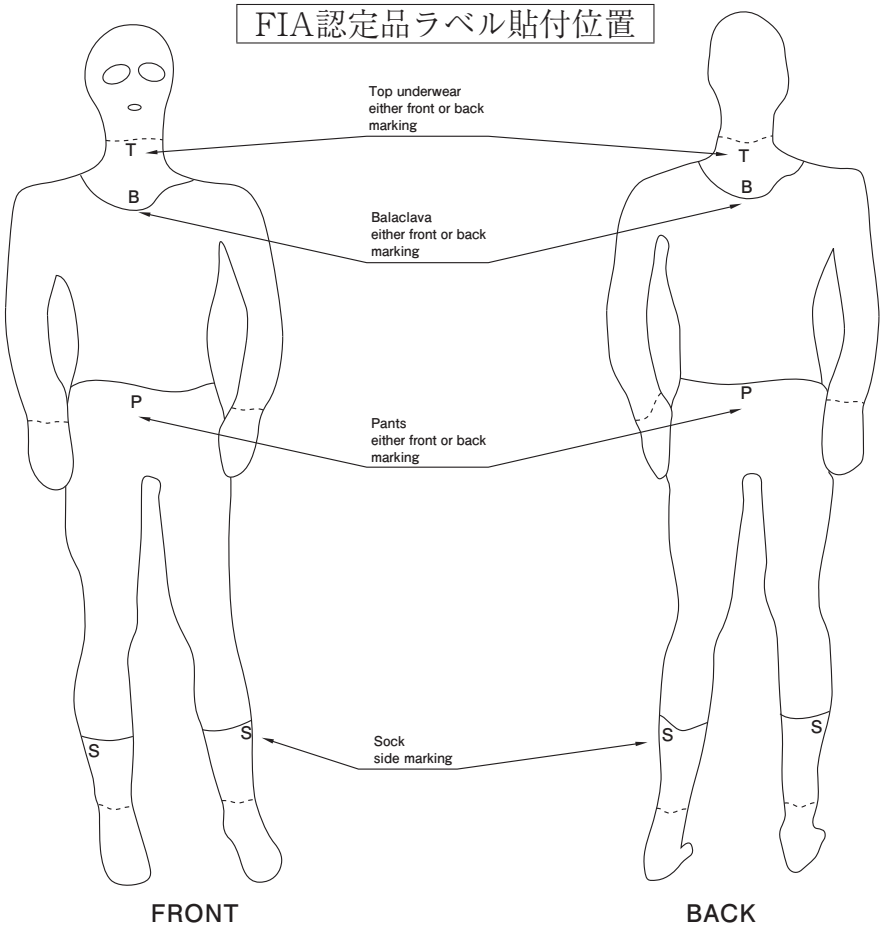

（2015年12月31日までのラベル貼付位置）

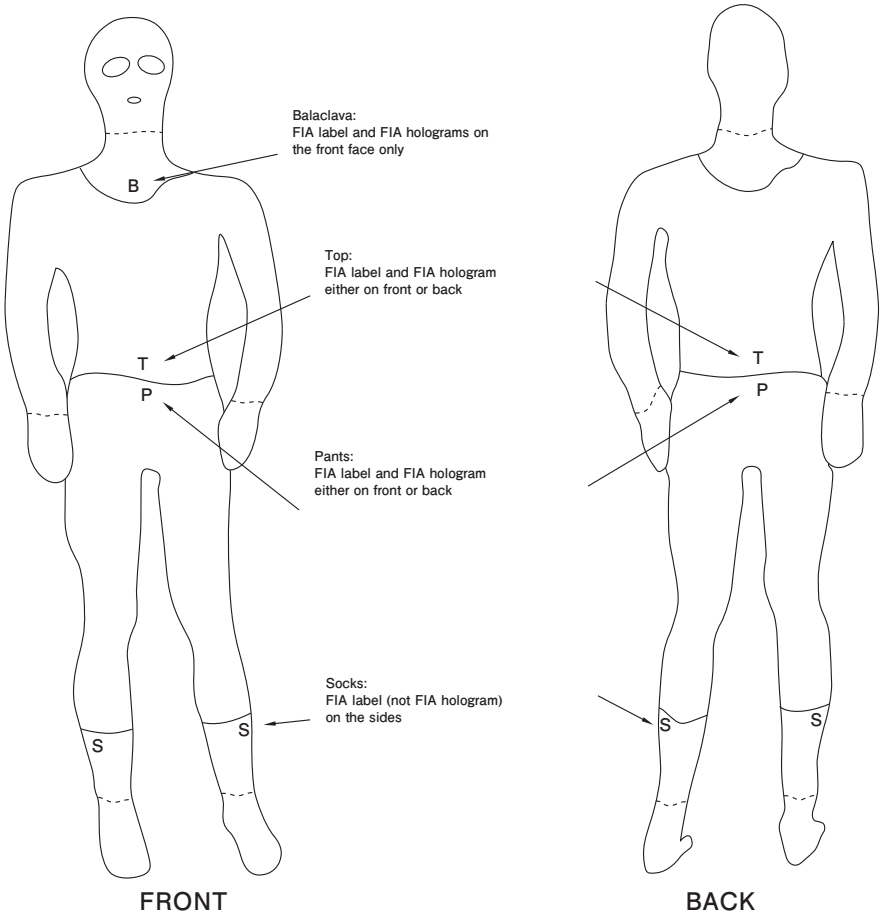

（2016年１月１日以降のラベル貼付位置）

（2015年12月31日までに製造されたグローブに使用されるラベル）

In compliance with FIA standard 8856-2000

Manufacturer name

（2016年１月１日以降の新ラベル）

In compliance with FIA

Standard 8856-2000

Manufacturer name

Year of manufacture: 2016

+

FIA Hologram on the interior of the cuff

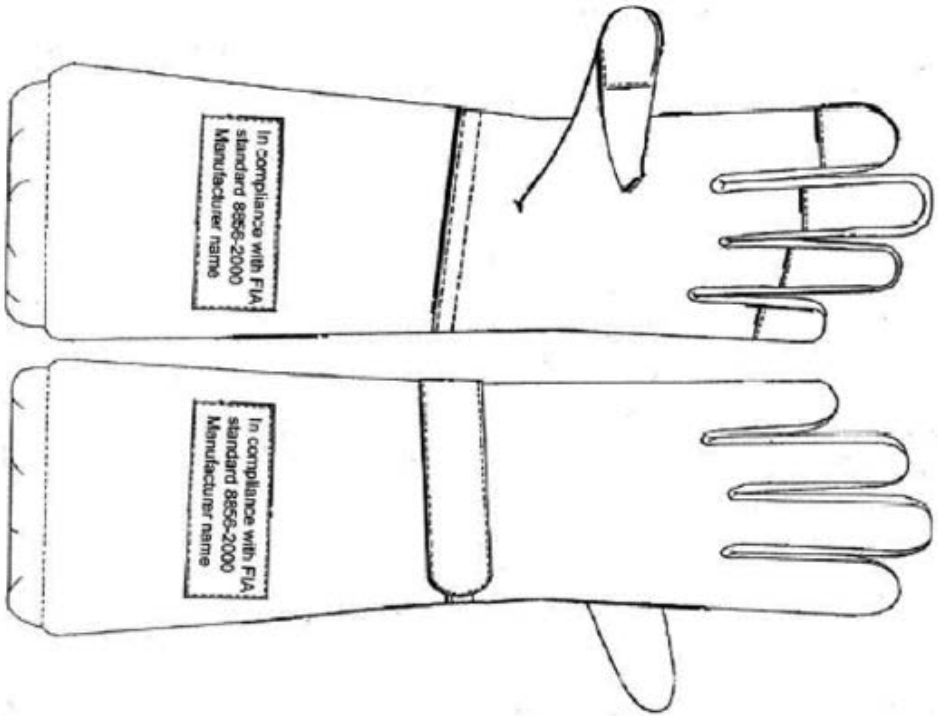

10. 頭部および頸部の保護装置（ＦＨＲシステム）

1） ＪＡＦあるいはＦＩＡによって認められない限り、頭部や頸部の保護を意図してヘルメットに装着するいかなる装置の着用も禁止される。

2） すべてのレース競技においては、国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項に従い、ＦＩＡ基準8858に従い公認されたＦＨＲシステムの着用が義務付けられる。

参考:国際モータースポーツ競技規則付則L項　第3章ドライバーの装備品　抜粋

3.2）使用の条件

ＦＨＲシステムは、以下の表に従い、ＦＩＡ承認品のみ着用されなければならない。

ヘルメット(2)	テザーシステム (テザー、テザー留め具およびヘルメット固定点)
FIA 8860(テクニカルリストNo.33***およびNo.69***) FIA 8858(テクニカルリストNo.41) FIA 8859(テクニカルリストNo.49)	FIA 8858（テクニカルリスト No.29）

(2)上記1.1項に従い、各選手権においてヘルメットの着用が義務付けられる。

ＦＨＲデバイスは以下に従って着用する必要がある。:

a）the“Guide and installation specification for HANS® devices in racing competition”

または

b）the“Guide and installation specification for Hybrid & Hybrid Pro devices in racing competition”

3.3）ＦＩＡ基準8858-2002、8858-2010、8859-2015、8860-2004、8860-2010*および8860-2018*適合品との互換性および許される使用

	ＦＨＲ 8858-2010	テザー (テザー留め具を含む) 8858-2010	ヘルメット固定点 8858-2010	ヘルメット 8858-2010、 8859-2015、 8860-2010***および 8860-2018***
HANS 8858-2002		***YES***	***YES***	***YES***
テザー (テザー留め具を含む) 8858-2002	***NO***		機械的に互換性 があれば	***YES***
ヘルメット固定点 8858-2002	***YES***	機械的に互換性 があれば		***NO***
ヘルメット 8858-2002および 88***58***-2004	***YES***	***YES***	***NO***	

ＦＩＡ基準8860-2004（***Advanced Helmets***）およびＦＩＡ基準8858-2002（FHR ***systems and compatible helmets***）は2010年に改訂された。***上表***に示される通りに使用される場合は、改訂前と改訂後の両方ともFIA基準8859-2015(***Premium Helmet***）と並んで有効である。

レース競技における安全ベルトに関する*細則*

1. シートベルト（Seat belt、Safety harnesses）

衝突時に、乗員を保護するのが最大の目的であり、モータースポーツの安全性をより高めるため装備、装着が義務付けられる。競技参加者は、自らを保護するという意識を高めこれらの効果的な装備、装着の重要性を認識する必要がある。

2. シートベルトの形式

1）少なくとも１本の腰部ストラップと２本の肩部ストラップからなるフルハーネス式（Full harness seat belt）（図１参照）

2）車体への取り付け点

（１）腰部ストラップ；２点

（２）肩部ストラップ；２点

（３）脚部ストラップ；１点、２点

3）Ｙタイプ肩部ストラップ（図２参照）：

２本の肩部ストラップを持つが、途中で１本になりそのまま車体へ取り付けられるベルト、いわゆる「Ｙ字レイアウト」の肩部ストラップの使用は禁止される。

3. 装備、装着

1）フルハーネス式の４点式以上を装備し、競技中は常に装着すること。（図１、図３参照）

2015年1月1日以降に公認または登録された車両については、フルハーネス式の5点式以上を装備することが義務付けられる。

2）次の何れかの要件を満たしたターンバックル・リリースシステム（Turnbuckle release system）を装備すること。（図４参照）

（１）ＦＩＡ基準8853/98、8854/98および8853-2016に合致した機能を有するもの。

機能：レバーを左右どちらの方向へ回してもタングプレートをリリースするもの。

（２）カムロック式（図４「５点式（例）」参照）

機能：カムレバーを上下に操作することによりタングプレートを固定／リリースするもの。

（３）ラッチ／レバー式（図４「６点式（例）」参照）

機能：腰部ストラップに平行な面に回転軸を持つレバーを操作することによりドライバーの身体を拘束しているストラップを開放するもの。

（４）その他の基準／規格に合致したもの、あるいは機能を有するものについては、ＪＡＦに問い合わせること。

３）幅75mm以上を有する肩部ストラップの装備・装着が義務付けられる。

ただし、ＦＩＡテクニカルリストNo.29に合致したヘッドアンドネックサポートを使用し、それに指定されたベルト（図12参照）を使用する場合を除く。

４）衝突時の、「サブマリン現象」防止の観点から１本または２本の「脚部ストラップ」を追加した５点式（図３参照）もしくは６点式の装備、装着を強く推奨する。

＊サブマリン現象

「シートベルトを正しく装着していても、衝突時に腰部ストラップ（Lap strap）が骨盤上を滑りあがり、腹部を圧迫する現象。」

4. 車体への取り付け

１）取り付け位置（Anchor point）

（１）シートベルトの性能、乗員拘束の効果等その有効性を確保するために、図５に示す範囲内に装備すること。

（２）前後位置調整装置を有するシートの場合は、そのどの位置に調整されても、範囲内に収まるように取り付け位置を選定すること。

①腰部ストラップ（Lap strap）の「車体側取り付け位置：取り付け角度と取り付け幅」は、「衝突時のサブマリン現象」の発生の防止に関係する。

②肩部ストラップ（Shoulder strap）の「車体側取り付け位置：取り付け角度と取り付け幅」は、衝突時のエネルギー吸収性能に関係する。

（３）図５の範囲内に装備、装着が可能であるならば、自動車製造者により設置された「シートベルト取り付け位置」、「取り付け孔」、「取り付けボルト」等を変更せずに使用することを推奨する。

（４）自動車製造者により設置された「シート」が変更されていなければ、シートの前後位置を調整しても、図５の取り付け範囲内に収まる。

２）肩部ストラップのレイアウト（図６参照）

４点式の場合の肩部ストラップは、ロールオーバー等の場合に確実な拘束が期待できるので、胸部拘束の確実性に有利な「クロス」レイアウトにしなければな

らない。５点式以上の場合は上記「クロス」レイアウトを推奨する。

３）車体側取り付け構造（図７、図８、図９参照）

自動車製造者が設置した「取り付け部（取り付けネジ部）：Anchor」を使用しないで新たに設置する場合は以下によること。

（１）構　造

①取り付けボルトは、ベルト張力が「せん断」で作用する構造で使用することが望ましい。

②自動車製造者あるいはシートベルト製造者により他の構造が提供された場合はそれに従うこと。

③肩部ストラップの車体への取り付け点をロールケージとする場合は、国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条6.2）に従うこと。

（２）強　度

①自動車製造者により設置された取り付け構造と同等以上の強度を有すること。

②以下を目標とする。

・腰部ストラップ取り付け部：静的引張荷重1,470daNの負荷に耐えること。

・肩部ストラップ取り付け部：静的引張荷重1,470daNの負荷に耐えること。

・脚部ストラップ取り付け部：静的引張荷重720daNの負荷に耐えること。

③取り付け金具、ボルト、ナット、ワッシャー、補強プレート等で構成され、自動車製造者により設置された取り付け構造例に倣って取り付ければ、目標強度は満足できる。

④２本のストラップに対し１個の取付け点である場合（肩部ストラップについては禁止）は、考慮される負荷は、要求される負荷の総計に等しくなければならない

⑤取り付け具のボルト、ナットは以下とする。（JIS B0208参照）

材料	ネジ呼び名	ナット有効ネジ高さ
S38C～S45Cまたは同等	7/16-20UNF-2A/2B	10mm以上

⑥取り付け部はいかなる場合も「２mm」以上動いてはならない。

４）補強板

（１）新たに設置される取り付け点は、以下の補強板により補強すること。（図10参照）

（2）補強板断面は、設置する場所の車体板形状に一致させること。

材質	板厚	大きさ(有効面積)	車体への固定
SPHCまたは同等	t =3.0mm以上	40cm^{2}以上	溶接

5）改造、加工の禁止

自動車製造者、あるいはシートベルト製造者によりシートベルトに当初から組み込まれ、あるいは構成されている以下の部品は一切改造、加工してはならない。

（1）ストラップ（Strap）
（2）バックル（Buckle）
（3）タング（Tongue）
（4）取り付け具（Anchor plate）
（5）ボルト（Bolt）
（6）ワッシャー（Washer）
（7）その他構成部品

6）ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条に定められた取り付け方法も許される。

フルハーネス式シートベルト（Full harness seat belt）（図1）

1. ターンバックル
2. 取り付け金具
3. 腰部ストラップ
   （ベルト）
   （ウエビング）
4. 肩部ストラップ
   （ベルト）
   （ウエビング）

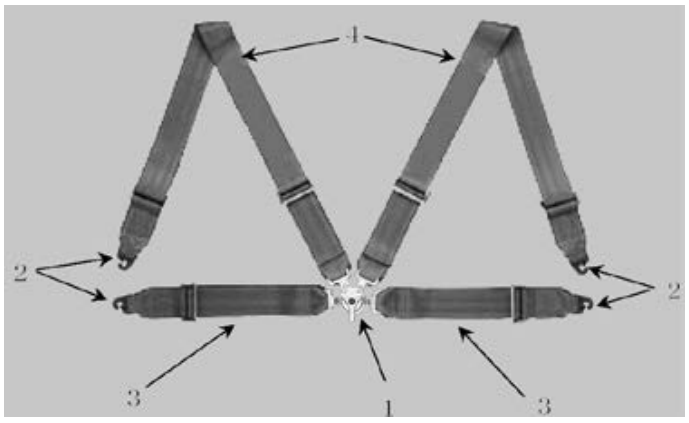

Ｙタイプの肩部ストラップ（図２）

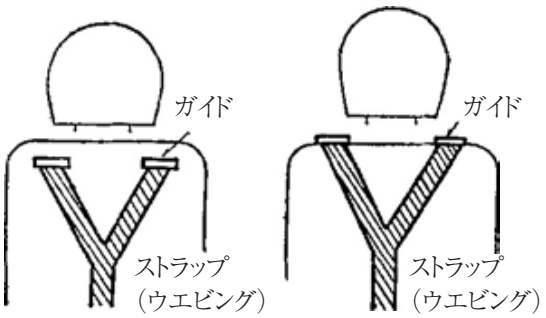

※使用は禁止される。

フルハーネス式の５点式シートベルト（図３）

1. 脚部ストラップ
   （ベルト）
   （ウエビング）
2. 取り付け金具
3. タングプレート

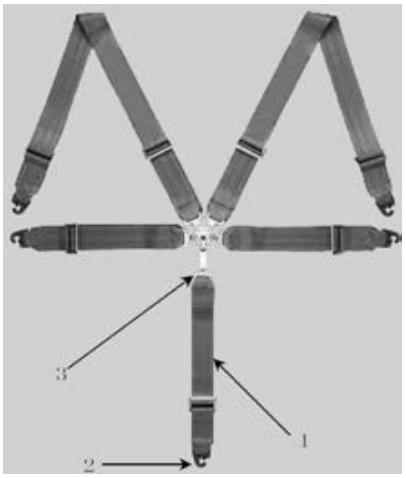

ターンバックル・リリースシステム（図４）

４点式（例－１）

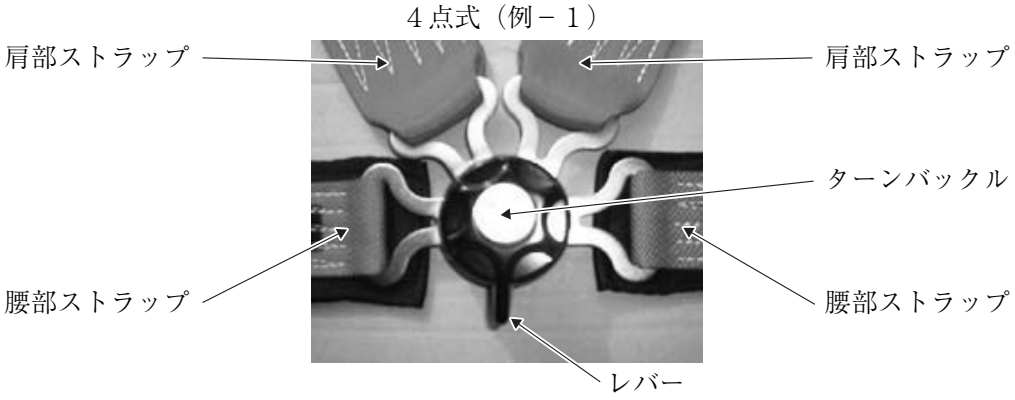

4点式（例－2）

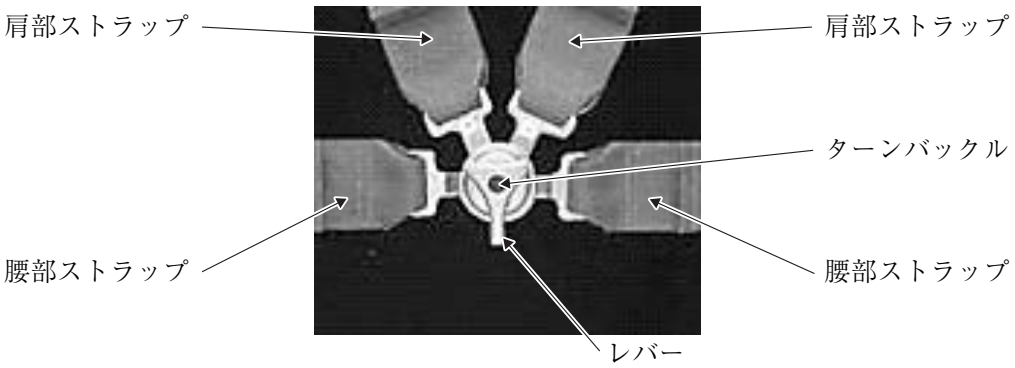

5点式（例）

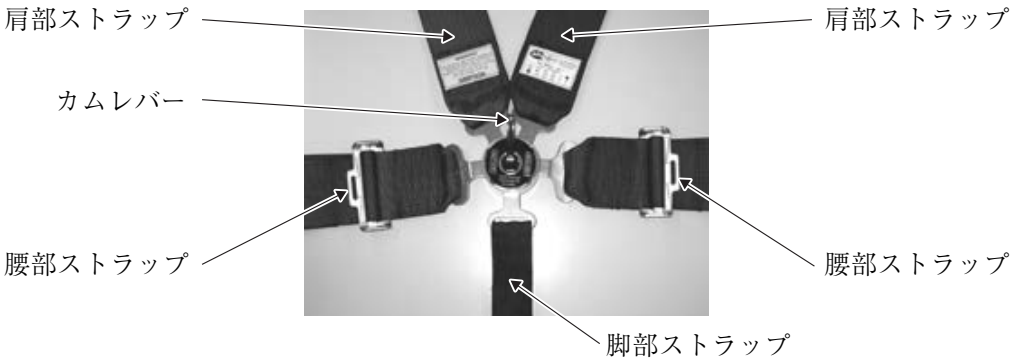

6点式（例）

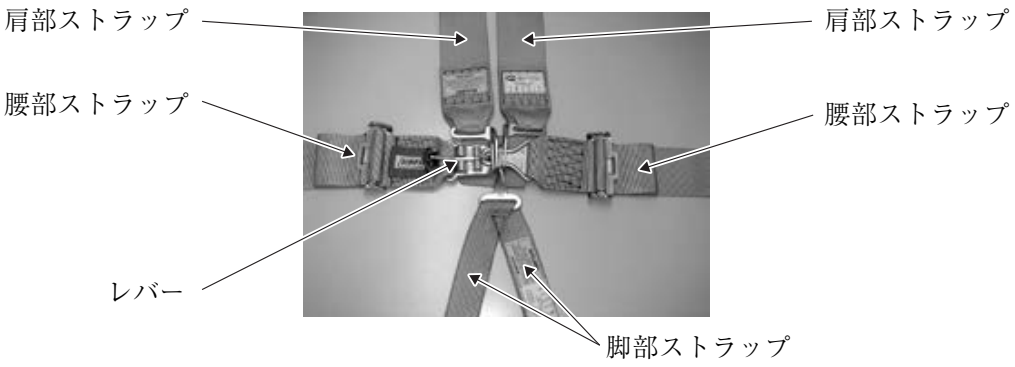

車体側の取り付け位置（図５）

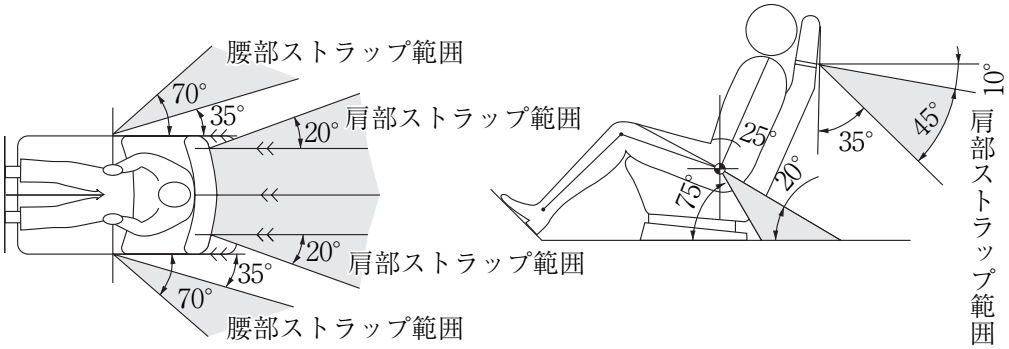

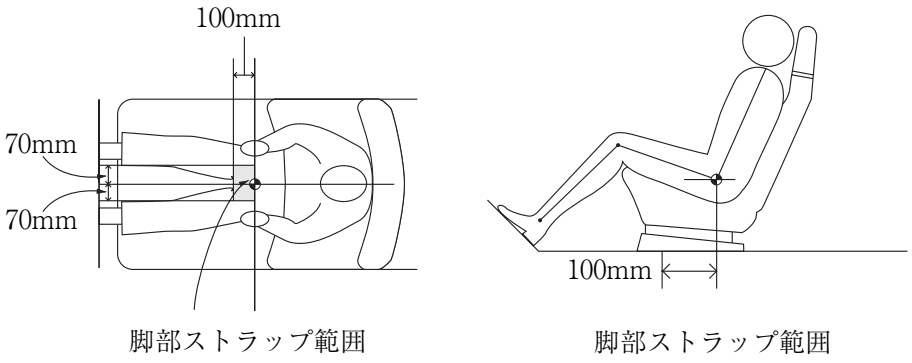

脚部ストラップ範囲　　脚部ストラップ範囲

◓；座位中心点

肩部ストラップのレイアウト（図６）

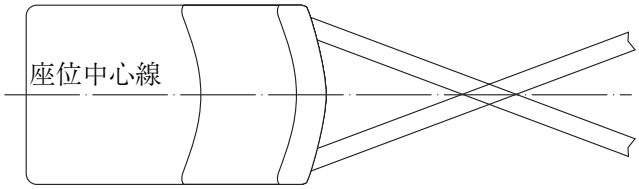

全般的な取り付け方法（図７）

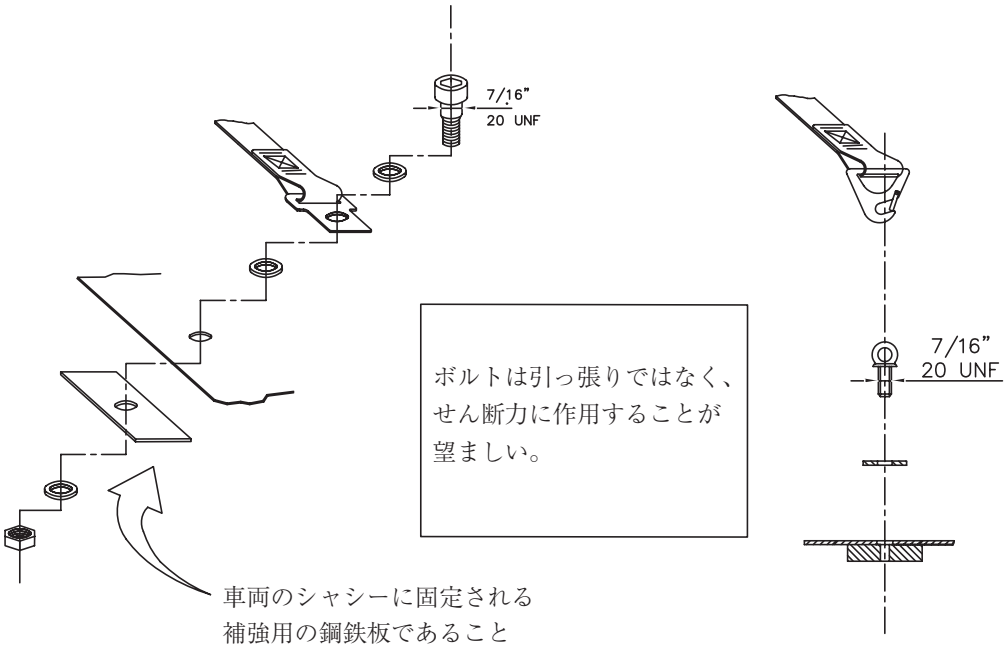

肩部ストラップの取り付け方法（図８）

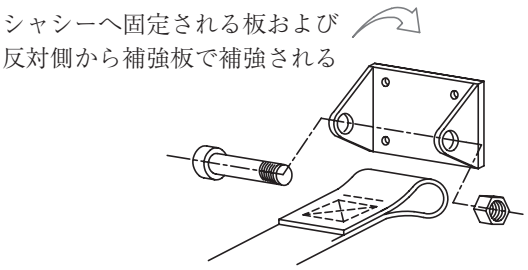

脚部ストラップの取り付け方法（図９）

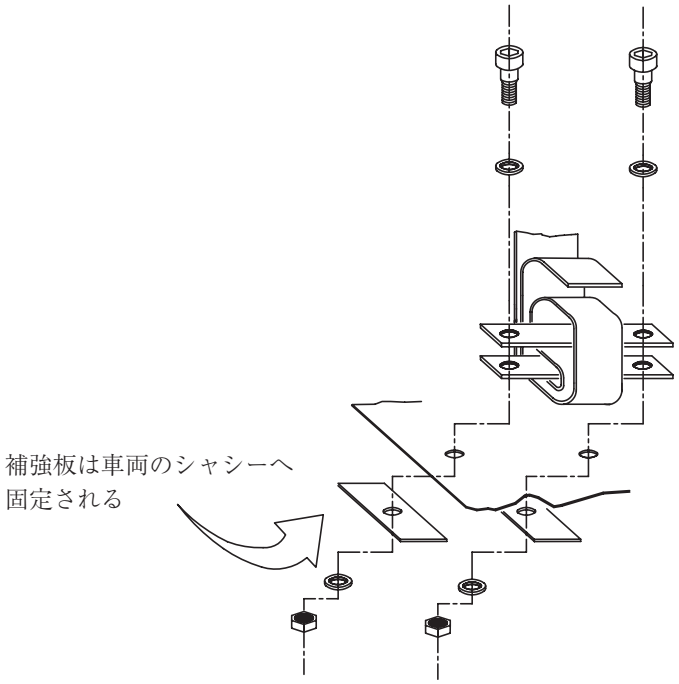

車体側の補強板（図10）

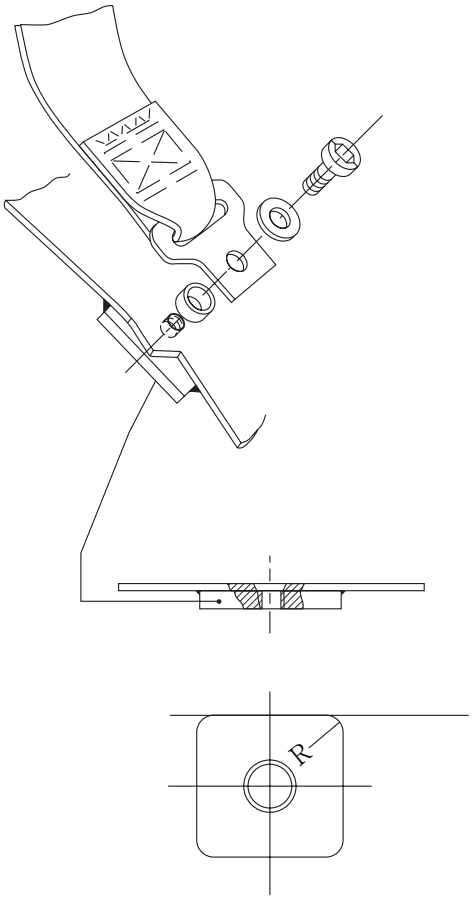

5. 維持、管理と寿命

1）ストラップは使用頻度、あるいは化学薬品や太陽光線により劣化するので、常にその状況を点検、確認すること。

2）一部が切断したり、擦り切れたストラップは交換すること。

3）ストラップにベンジンや、ガソリン等の有機溶剤を付着、浸透させてはならない。

付着、浸透させた場合は性能が落ち、十分な効果を発揮できなくなる恐れがあるので、交換すること。

4）バックル、タング等の金属部品に曲がり、変形、錆、作動不良等の劣化が認められた場合は、交換すること。

5）万一事故により、シートベルトに強い衝撃を受けた場合、ストラップ、構成部品等の外観に異常がなくても再使用してはならない。

6）ラベルに表示されている有効期限を越えて使用してはならない。

図11：ラベル表示例（ＦＩＡ基準8853/98、8854/98）

図12：ヘッドアンドネックサポート用として指定されたベルトのラベル表示例

参考：ＦＩＡ基準8853/98または8854/98に従ってＦＩＡに公認された日本製安全ベルトの一覧

（2019年7月31日現在）

FIA公認番号	製品名	製造者名	適用基準	車体への取付点数
D-144.T/98	TK-MPH-360	タカタ（株）	8853/98	6
C-145.T/98	TK-MPH-350	〃	〃	5
B-146.T/98	TK-MPH-340	〃	8854/98	4
D-147.T/98	TK-MPB-001	〃	8853/98	6
D-190.T/98	TK-MPH-360F	〃	〃	〃
D-204.T/98	TK-MPB-020SLL	〃	〃	〃
B-214.T/98	TK-MPH-341	〃	8854/98	4
C-215.T/98	TK-MPH-351	〃	8853/98	5
D-216.T/98	TK-MPH-361	〃	〃	6
D-217.T/98	TK-MPH-361F	〃	〃	〃
D-218.T/98	TK-MPH-381F	〃	〃	〃
D-232.T/98	TK-MPH-362	〃	〃	〃
D-233.T/98	TK-MPH-362F	〃	〃	〃
D-234.T/98	TK-MPH-382F	〃	〃	〃
D-235.T/98	TK-MPB-021DU2	〃	〃	〃
D-236.T/98	TK-MPB-021SU2	〃	〃	〃
D-237.T/98	TK-MPB-021SUT	〃	〃	〃
D-283.T/98	TK-MPB-021LMS	〃	〃	〃
B-298.T/98	HPI-500	㈱エイチ･ピー･アイ	8854/98	4
D-299.T/98	HPI-501	〃	8853/98	6
D-322.T/98	OOB-CRH-6	（株）キャロッセ	8853/98	6
D-323.T/98	OOB-CRH-4	〃	8854/98	4

ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する*細則*

装備品は、乗員の保護が最大の目的であり、モータースポーツの安全性をより高めるため各種の装備が必要となる。

競技運転者は、自らを保護するという認識のもと、モータースポーツに適した装備品を装着する必要がある。

ＪＡＦ／ＦＩＡは、競技用ヘルメット、耐火炎レーシングスーツなど主な装備品について公認しているので、参加する競技に適した装備品を選定すること。きつ過ぎる着衣は保護能力を引き下げてしまうので、着用者はきつ過ぎない着衣を身に着けること。

競技会特別規則等が本***細則***より厳しい装備品（種類、仕様等）を指定している場合は、それに従うこと。

1. ヘルメット

下記のいずれかに該当するもの。国内格式競技においては２）を推奨する。国際格式競技においては国際競技規則に従うこと。

１）本編***細則***「スピード競技用ヘルメットに関する指導要項」に従ったもの。

２）本編***細則***「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する***細則***」に従ったもの。

2. レーシングスーツ

下記のいずれかに該当するもの。国内格式競技においては２）を推奨する。国際格式競技においては国際競技規則に従うこと。

１）以下の条件を満たすもの。

①全体が一体式となった（いわゆるレーシングスーツ）形状であること。

②表地が防炎性素材生地であること。

③１枚（１層）以上の防炎性素材生地の裏地を有していることが望ましい。

④救出の際に利用できる肩位置の引き手（肩章）を有することが望ましい。

２）本編***細則***「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する***細則***」に従ったもの。

3. 頭部および頸部の保護装置（ＦＨＲシステム）

1）ＪＡＦあるいはＦＩＡによって認められない限り、頭部や頸部の保護を意図してヘルメットに装着するいかなる装置の着用も禁止される。

2）国際格式の競技においては、国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項に従い、ＦＩＡ基準8858に従い公認されたＦＨＲシステムの着用が義務付けられる。

3）国内格式以下の競技において、頭部および頸部の保護装置を使用する場合は、以下に従うこと。

（1）ＦＩＡ基準8858に従い公認されたＦＨＲシステムを使用すること。

（2）ＦＨＲシステムは、ＦＩＡテクニカルリストNo.33、No.41、***No.49***もしくは No.***69***に列記されている当該装置に適合するヘルメットと共に着用しなければならない。

（3）テザー取り付け点がヘルメット製造者により当初から装着されているヘルメットの使用が推奨される。また、公認されたテザーを使用すること。

（4）ＪＡＦあるいはＦＩＡによって認められた装置をヘルメットに装着する場合には、ヘルメット製造者および頭部／頸部保護装置製造者が指定した工場、代理店などに委ねること。

国内格式以下の競技における頭部および頸部の保護装置を使用する場合の条件

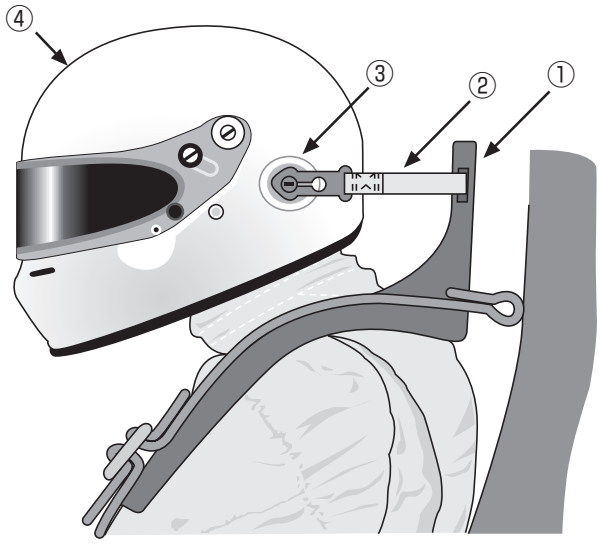

①	頭部の動きを抑制する装置	FIA基準8858に合致したＦＨＲシステムを使用すること。
②	テザー	FIA基準8858に合致したテザーを使用すること。
③	テザー取付点	ヘルメットメーカーが認証したテザー取付点を使用すること。
④	ヘルメット	ＦＨＲシステムに適合するものでなくてはならない。

ロールケージ製造者のロールケージＪＡＦ公認申請手続きに関する*細則*

1）申請者の資格：

①ＪＡＦ登録団体

②ＦＩＡが定める当該年の安全ケージ公認規定（以下「公認規定」という。）の第２項に基づき以下の証明をＪＡＦに提出し、承認を得ること。

－使用する材質が出所を追跡することのできる証明書を有していること。

－使用する溶接方法が堅実で均一な溶接を提供するものであり、試験機関のテストにより定期的に検査が行われていること。

－監査可能な社内の品質基準と製造工程により作業され、これらが維持され、定期的に最新のものにされていること。

③代表する有資格技術者の登録

2）対象車両：ＦＩＡおよび／またはＪＡＦ公認車両、あるいはＪＡＦ登録車両

3）申請条件：

①公認規定2.1）「設計に関する規定」を満たすこと。

②付則Ｊ項第253条8.3.3）の要件に合致した鋼材を使用したロールケージに対しては、公認規定に基づく静荷重試験は不要であるが、公認規定2.3.4）に基づく計算報告書（ＦＩＡ承認機関または当該自動車メーカーが実施、ロールケージ製造者の自社計算結果は認めない）を提出すること。

③付則Ｊ項第253条8.3.3）の要件に合致しない鋼材を使用する場合には、公認規定2.3）に基づく静荷重試験をＦＩＡ承認試験機関において実施し、その報告書を提出すること。併せてＦＩＡ承認試験機関による計算報告書を提出することとし、静荷重試験結果との相関が立証されたならば、次回以降の当該申請者からの公認申請に際しては、計算報告書の提出を以って静荷重試験に代えることができる。

4）申請の審査と公認の発効：

モータースポーツ専門部会規定に基づきマニュファクチャラーズ部会において審査される。申請者は原則として同部会に出席し説明を行わなければならない。

公認は、審査を行ったマニュファクチャラーズ部会開催月の末日から有効となる。

5）申請料：

自動車競技に関する申請・登録等手数料規定の「第22条 車両公認申請料」を適用

する。

Ｓ－ＦＪ車両規定の競技会用実施細則

2020年ＪＡＦ国内競技車両規則第１編レース車両規定第10章「スーパーＦＪ（Ｓ－ＦＪ）」車両規定に関し、下記の事項を「Ｓ－ＦＪ車両規定の競技会用実施細則」として適用する。

1. エンジン

使用できるエンジンは、ＪＡＦに申請し、承認を受けたエンジンのみである。

（１）エンジンおよび補機の改造限度

エンジンおよび補機については改造、加工、修正を禁止する。

（２）エンジンコントロールユニット

エンジン制御のために使用できるエンジンコントロールユニットは、ＪＡＦに申請し、承認を受けたエンジンコントロールユニットのみである。

（３）エンジンの搭載

①エンジンのクランクシャフト中心軸高さは、フラットボトムを形成する上面より185mm以上とする。

②クランクシャフトの中心軸（車両を横方向から見た時のクランクシャフト中心軸）は、フラットボトム面と平行であること。

③車両を前方あるいは後方から見て、シリンダー上面は水平（±２度）に位置すること。

2. シャシー

（１）トランスミッション：

①使用できるギアボックスは、ＪＡＦに申請し、承認を受けたギアボックスのみである。

②使用できる変速ギアおよびデフギアは、ＪＡＦに申請し、承認を受けたもののみである。

（２）ウイング：

①フロントウイング、リアウイングは下図の座標を持つウイングとする。

②各ウイングは１枚構造で使用すること。翼端板は取り付けを必要とし、ガーニ

ーフラップ等、他の空気力学的装置の付加は禁止される。

③予選／決勝レース時に各ウイングを取り外してはならない。

ウイング形状

Point	A	B	C	D	E	F	G	H	I
X	2.97	16	114.1	158.64	193	166	95	32	-1.33
Y	8.43	10.5	13.33	15.46	26.5	6.5	-20	-20.5	-4.91

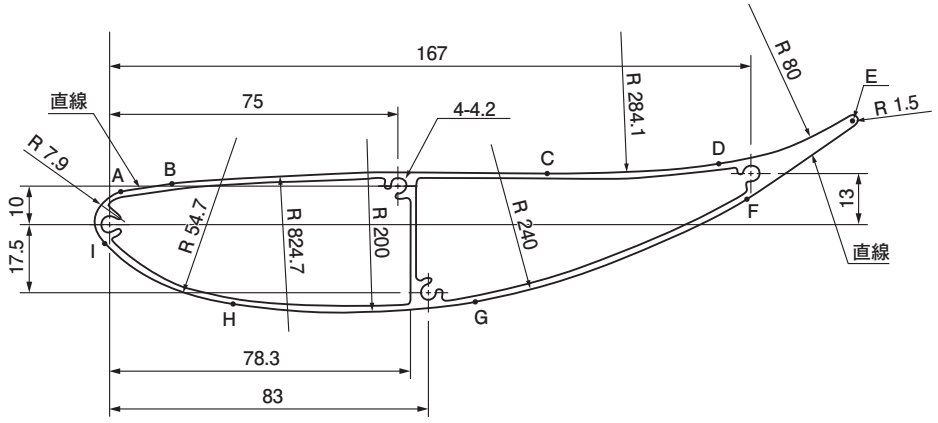

3. タイヤ

（1）ＪＡＦの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたタイヤを使用すること。

（2）ハンドカットによるタイヤの加工（溶剤の塗布を含む）を禁止する。

（3）公式予選、決勝レースを通じて競技会に使用するドライタイヤは１セットのみとする。

なお、競技中のタイヤ交換は外的要因（パンク等）により競技長の許可を得た場合以外は認められない。

Ｆ４車両規定の競技会用実施細則

2020年ＪＡＦ国内競技車両規則第１編レース車両規定第11章「フォーミュラ４（Ｆ４）」車両規定に関し、下記の事項を「Ｆ４車両規定の競技会用実施細則」として適用する。

1. タイヤ

（１）ＪＡＦ承認のもとでオーガナイザーによって指定されたタイヤを使用すること。

（２）ハンドカットによるタイヤの加工（溶剤の塗布を含む）を禁止する。

（３）公式予選、決勝レースを通じて競技会に使用するドライタイヤは１セットのみとする。

なお、競技中のタイヤ交換は外的要因（パンク等）により競技長の許可を得た場合以外は認められない。

2. エアリストリクター

ＪＡＦ承認のもとでオーガナイザーによって指定されたエアリストリクター径を遵守すること。

ＪＡＦ／ＦＩＡ公認の安全燃料タンク

参加者は安全燃料タンクを使用するときには、ＪＡＦおよび／またはＦＩＡ公認の製造者によって造られた安全燃料タンクを使用しなければならない。ＪＡＦおよび／またはＦＩＡの公認を得るためには、製造者はその製品が一定の品質を保ちうることと、ＪＡＦおよび／またはＦＩＡによって認められた基準に合致していることを証明しなければならない。ＪＡＦおよび／またはＦＩＡ公認のタンク製造者は、公認基準に合致したタンクのみを顧客に納品することが義務付けられる。

ＪＡＦおよび／またはＦＩＡは、関係製造者によって提出された書類を検討したうえ、技術仕様を承認する権利を留保する。

基準：すべての燃料ブラダーはＦＩＡ基準FT3-1999、FT3.5-1999またはFT5-1999に合致していなければならない。

これらのタンクの技術仕様書はＦＩＡ事務局に申し込めば入手できる。

燃料ブラダーの耐用年数：

製造後、５年を経過した燃料ブラダーを使用することは禁止される。ただし、製造後５年を経過した燃料ブラダーを燃料ブラダーの製造者が検査を行い、再保証した場合については、更に２年間、当該燃料ブラダーを使用することができるが、製造後７年を越えて使用することはできない。

ＪＡＦ公認安全燃料タンク一覧

公認№	公認年月日	製造者名	備考	公認有効期限
JST-001	1977.12.31	日本コンストラクターズユニオン	S-FJ用	2019.12.31

（注）上記安全燃料タンクの耐用年数は、製造後５年である。

参加者はその耐用年数について十分な配慮をしなければならない。

ＦＩＡ基準に従い製造された燃料ブラダーに貼付されるラベル例

（2003年６月１日以降製造のブラダーに貼付義務付け）

（2012年12月31日までのラベル）

（2013年1月1日以降のラベル）

再保証した場合のラベル例

上記ラベルに近接して（下方が好ましい）貼付される。

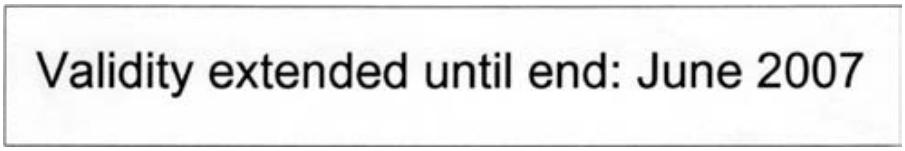

スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱

スピード競技では、ＪＡＦ公認競技用ヘルメット、国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のテクニカルリストに記載された基準、または、下記2. の規格に適合する競技用ヘルメットを競技中常に装着すること。

1. JAF公認競技用ヘルメット

ａ. ＪＡＦ公認競技用ヘルメットのリストは、「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する***細則***」を参照のこと。

ｂ. ＪＡＦ公認競技用ヘルメットには、下記の公認シールが貼付されている。
ＪＡＦ公認品の証明であるので、取り外さないこと。

JAF公認シール

見本：

JAF公認競技用ヘルメットのリスト（2019年7月31日現在）

JAF公認No.	品　　名	形　式
Ｊ Ｐ Ｈ ０ ０ １	GPエキスパート　（アライ）	フルフェイス
〃　０ ０ ２	エルゴノミック01　（ローヤル）	〃
〃　０ ０ ３	MPAエメ9　（　〃　）	〃
〃　０ ０ ４	GPエキスパート　（アライ）	〃
〃　０ ０ ５	ノランN33　（極　東）	〃
〃　０ ０ ６	ノランN34　（　〃　）	〃
〃　０ ０ ７	ノランN42　（　〃　）	〃
〃　０ ０ ８	ノランN35AIR　（　〃　）	〃
JAF-SP-EQ-073-89	GPN CLC　（アライ）	〃
JAF-SP-EQ-074-89	GP-U　（　〃　）	〃
JAF-SP-EQ-086-90	GP-2K　（　〃　）	〃
JAF-SP-EQ-101-93	GP-3K　（　〃　）	〃
JAF-SP-EQ-115-96	GRV-SR／GRV-4　（SHOEI）	〃
JAF-SP-EQ-116-96	X-Four-Light／X-Four　（　〃　）	〃
JAF-SP-EQ-117-97	SX-3　（　〃　）	〃
JAF-SP-EQ-121-98	X-Four-Light2／X-Four　（　〃　）	〃
JAF-SP-EQ-123-01	VJ-SR　（　〃　）	オープンフェイス

2. 各規格

1）日本工業規格（ＪＩＳ）乗車用安全帽（JIS T8133：2015 ２種）の基準に合致したヘルメット（旧規格JIS T8133:1997のＣ種、JIS T8133：2000およびJIS T8133：2007適合品を含む）

帽体の形状がハーフ形、スリークォーターズ形のもの、および２輪用特殊ヘルメットは使用できない。

（２輪用特殊ヘルメット　・トライアル用／・オフロード用／・モトクロス用）

2）ＳＮＥＬＬ規格

3）British Standards Institution BS6658-85 types A and A/FR including all

amendments (Great Britain)

4）SFI Foundation Inc., SFI spec 31.1 and SFI spec 31.2 (USA)

5）SIS 88.24.11(2) (Sweden)

6）DS 2124.1 (Denmark)

7）SFS 3653 (Finland)

8）ONS/OMK (Germany) (black on white, black on blue, blue on white or red on white labels only)

9）NF S 72 305 (France)

10）E22 (Commission of the European Economic Communities) with the 02, 03 , 04 or 05 series

上記基準に合致したヘルメットには、下記のラベルが貼付されている。

基準合致の証明であるので取り外さないこと。

SNELL FOUNDATION (USA)

SA 90

SA 95

SA 2000

SA 2005

M 95

M2000

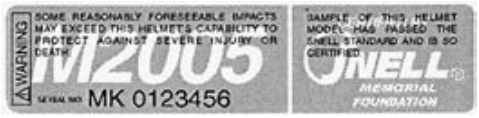

M 2005

K 98

B.S.I. (GREAT BRITAIN)

BS 6658-85 TYPE A

BS 6658-85 TYPE A/FR

SFI (USA)

SFI SPEC 31.1

SFI SPEC 31.2

SIS 88.24.11 (2) (SWEDEN)

DS 2124.1 (DENMARK)

SFS 3653 (FINLAND)

ONS/OMK/GERMANY

AFNOR (FRANCE)

NF S 72 305

C.E.E./E.E.C. (EUROPE)

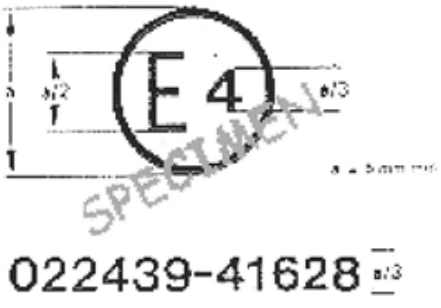

E 22

3. 車両形式、競技形式などによるヘルメット種別の適用

1）オープンカー

フルフェイス型ヘルメットを着用すること。（但し、競技会特別規則で特別の定めがある場合を除く。）

2）クローズドカー

フルフェイス型ヘルメットの着用を推奨する。（但し、競技会特別規則で特別の定めがある場合を除く。）

4. 改造、加工の禁止

ヘルメット製造者が認めた方法および当該ヘルメット型番に認証を与えた基準機構が認めた方法を除き、ヘルメットに対し一切の改造、加工をしてはならない。

5. 保護能力

1）塗料はヘルメットの帽体の素材と反応し、その保護能力に影響を与える可能性がある。ヘルメット製造者が定めたヘルメットの装飾、塗装に関する制限事項、あるいは指導要綱に従うこと。

2）ヘルメットに強い衝撃を受けた場合、外観に異常がなくても保護能力が劣化している場合もある。ヘルメット製造者、あるいはヘルメット製造者が指定した工場、代理店などに専門的判断を委ねること。

6. 使用限度

製造後「10年」を経過したものを使用してはならない。

7. 頭部および頸部の保護装置（ＦＨＲシステム）

1）ＪＡＦあるいはＦＩＡによって認められない限り、頭部や頸部の保護を意図してヘルメットに装着するいかなる装置の着用も禁止される。

2）国際格式の競技においては、国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項に従い、ＦＩＡ基準8858に従い公認されたＦＨＲシステムの着用が義務付けられる。

3）国内格式以下の競技において、頭部および頸部の保護装置を使用する場合は、以下に従うこと。

（1）ＦＩＡ基準8858に従い公認されたＦＨＲシステムを使用すること。

（2）ＦＨＲシステムは、ＦＩＡテクニカルリストNo.33、No.41、***No.49***もしくはNo.***69***に列記されている当該装置に適合するヘルメットと共に着用しなければならない。

（3）テザー取り付け点がヘルメット製造者により当初から装着されているヘルメ

ットの使用が推奨される。また、公認されたテザーを使用すること。

（4）ＪＡＦあるいはＦＩＡによって認められた装置をヘルメットに装着する場合には、ヘルメット製造者および頭部／頸部保護装置製造者が指定した工場、代理店などに委ねること。

国内格式以下の競技における頭部および頸部の保護装置を使用する場合の条件

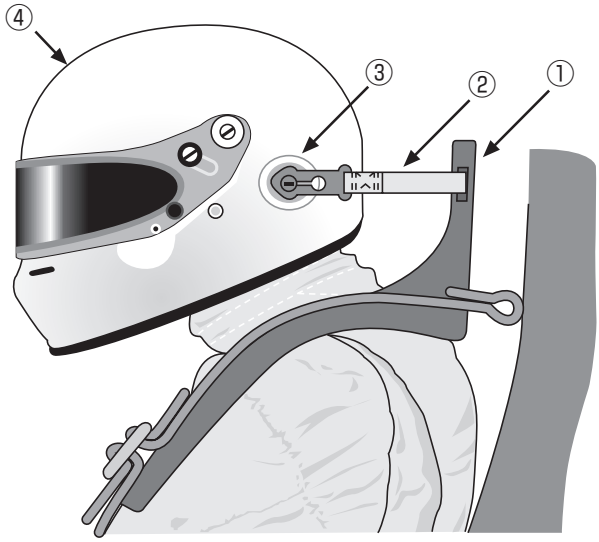

①	頭部の動きを抑制する装置	FIA基準8858に合致したＦＨＲシステムを使用すること。
②	テザー	FIA基準8858に合致したテザーを使用すること。
③	テザー取付点	ヘルメットメーカーが認証したテザー取付点を使用すること。
④	ヘルメット	ＦＨＲシステムに適合するものでなくてはならない。

ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱

1. シートベルト（Seat belt、Safety harnesses）

衝突時に、乗員を保護するのが最大の目的であり、モータースポーツの安全性をより高めるため装備、装着が義務付けられる。競技参加者は、自らを保護するという意識を高めこれらの効果的な装備、装着の重要性を認識する必要がある。

2. シートベルトの形式

1）２点式（Two point seat belt）

・腰部を拘束するため、腰の両端から腰前部に着用する２点支持形式のもの。

・衝突時の乗員の拘束性は、３点式に比べ劣る。

・車体への取り付け点数：２点

2）３点式（Three point seat belt）（図１参照）

・腰部および胸部を拘束するため、２点式に加え肩にも着用する３点支持形式のもの。

・衝突時の乗員保護性能に優れ、実用性も高く最も標準的な形式。

・車体への取り付け点数：３点

3）フルハーネス式（Full harness seat belt）（図２参照）

・少なくとも、１本の腰部拘束用ベルトと２本、またはそれ以上の胸部拘束用ベルトからなる形式のもの。

・拘束性は１番優れている。

・車体への取り付け点数：３点、４点、５点、６点

・Ｙタイプ（図３参照）：

２本の胸部拘束用ベルトを持つが、途中で１本になりそのまま車体へ取り付けられるベルト、いわゆる「Ｙ字レイアウト」の胸部拘束用ベルトの使用は禁止される。

3. 競技における装備、装着

１）自動車製造業者により装備されたものと同等以上の機能、性能を有する３点式以上を乗員の数だけ装備し、競技中は常に装着すること。

２）３点式においては「押しボタン式バックル（Enclosed push button buckle）：ボタンを押し込んでタングプレートを解離するバックル」を装備すること。（図

5参照）

3点式シートベルト（Three point seat belt）（図1）

1．タングプレート
2．バックル
3．取り付け金具
4．腰ベルト
（ストラップ）
（ウエビング）
5．肩ベルト
（ストラップ）
（ウエビング）
6．ベルトガイド

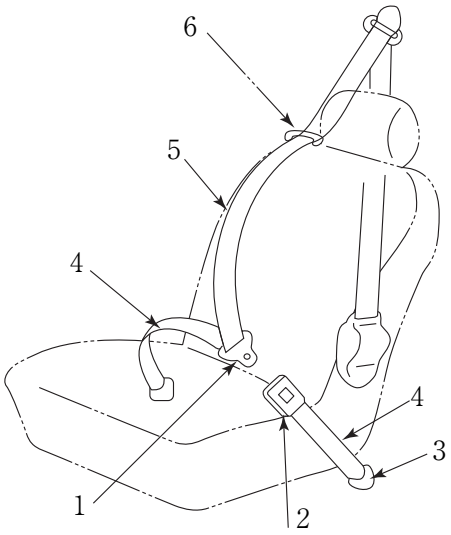

フルハーネス式シートベルト（Full harness seat belt）（図2）

1．タングプレート
2．バックル
3．取り付け金具
4．腰ベルト
（ストラップ）
（ウエビング）
5．肩ベルト
（ストラップ）
（ウエビング）
6．ベルトガイド

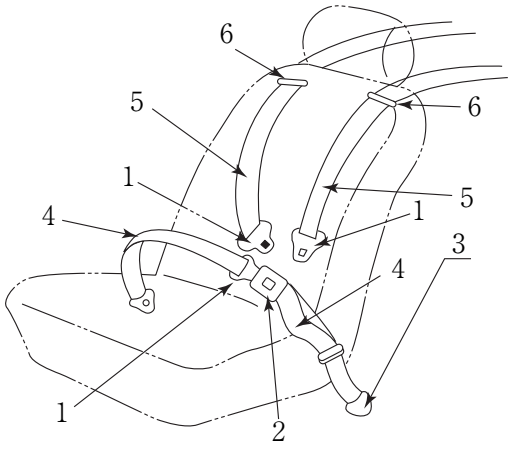

フルハーネス式の５点式シートベルト

1．脚ベルト
2．取り付け金具

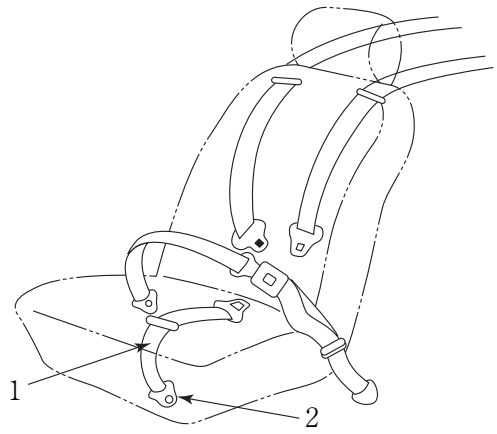

Ｙタイプの肩ベルト（図３）

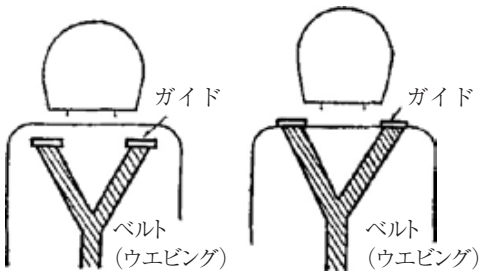

※使用は禁止される。

肩ベルトのレイアウト（図４）

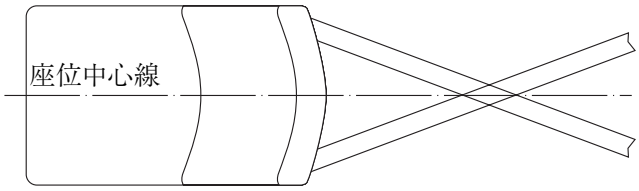

押しボタン式バックル（図５）

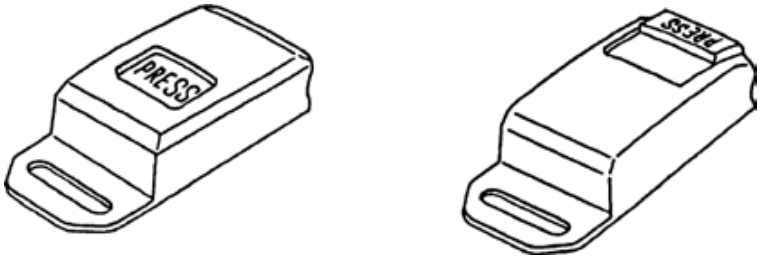

4. 車体側への取り付け

1）シートベルトの取り付け位置は一般的には下図に示す範囲内で装備、装着することが好ましい。

ラップベルト取り付け具の間隔はシート幅以上であることが望ましい。

図６　好ましくない取り付け具位置とベルト角度

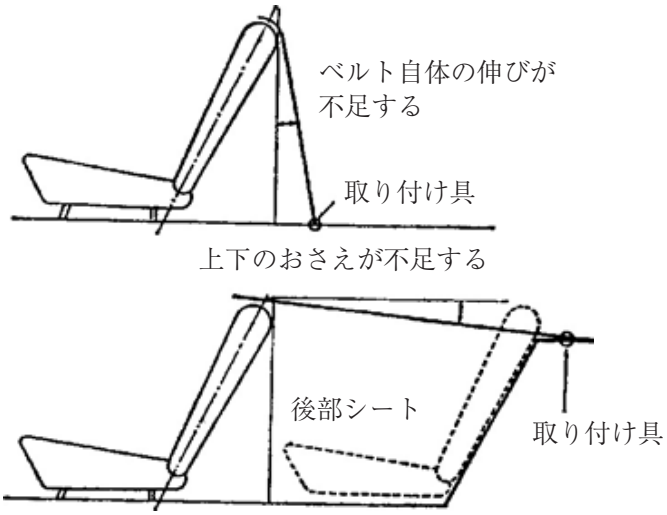

取り付け具は器具本体およびボルト、ナット、座金、補助座金などで構成され、各取り付けは単式とする。

車体側に固定する取り付け具のボルト、およびナットのネジは下記の通りとする。

ネジの呼び名 および等級	ナットの有効 ネジ部の長さ	ボルトの 引張荷重
7／16－20UNF－2A および2B	約10mm	2,270kgf {22.26ＫＮ}

（ねじはJISB－0208を参照）

取り付け部はいかなる場合でも２mm以上動いてはならず、車体構造上の必要により補助座金を付けなければならないとき、もしくはメーカーの取り付け部を使用しないで新設する場合は、必ず次の補助座金を使用しなければならない。

補助座金は鋼鉄製とし、ボルト穴の径はＪＩＳ Ｂ1001の２級以上とし、座金のかどは半径６mm以上の丸、または６mm以上の45度面取りを行うこと。

座金の寸法は下記の通りとする。

板厚（mm）	有効面積（cm^2）	座金の縁からボルト穴中心までの距離（mm）
1.5以上	25以上	12以上

図７　取り付け具の種類

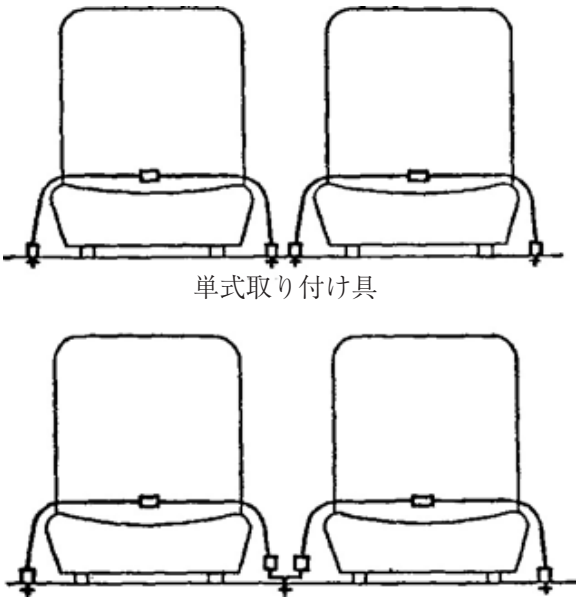

図８　座金のかど

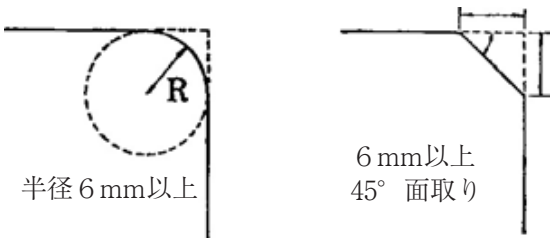

２）改造、加工の禁止

自動車製造者、あるいはシートベルト製造者によりシートベルトに当初から組み込まれ、あるいは構成されている以下の部品は一切改造、加工してはならない。

（１）ストラップ（Strap）

（２）バックル（Buckle）

（３）タング（Tongue）

（4）取り付け具（Anchor plate）
（5）ボルト（Bolt）
（6）ワッシャー（Washer）
（7）その他構成部品

3）その他について

（1）ウエビングの取り付け具への通し方は、下図の方法がゆるみに対して効果的である。

図9　ベルトの通し方

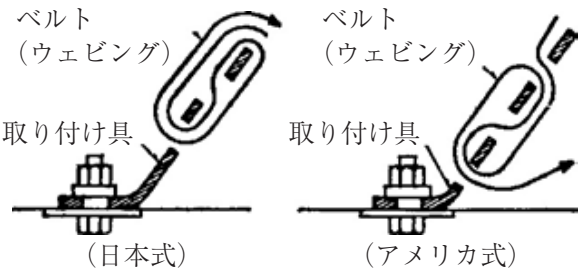

（2）肩ベルトの車体への取り付け点をロールケージとする場合は、国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項第253条6.2に従うこと。

（3）「レース競技における安全ベルトに関する***細則***」に従った取り付け方法についてもその使用が認められる。

5. 維持、管理と寿命

1）ウエビングは使用頻度、あるいは化学薬品や太陽光線により劣化するので、常にその状況を点検、確認すること。

2）一部が切断したり、擦り切れたウエビングは交換すること。

3）ウエビングにベンジンや、ガソリン等の有機溶剤を付着、浸透させてはならない。

付着、浸透させた場合は性能が落ち、十分な効果を発揮できなくなる恐れがあるので、交換すること。

4）バックル、タング等の金属部品に曲がり、変形、錆、作動不良等の劣化が認められた場合は、交換すること。

5）万一事故により、シートベルトに強い衝撃を受けた場合、ウエビング、構成部品等の外観に異常がなくても再使用してはならない。

レース車両の排気音量測定に関する指導要綱

本指導要綱は、ＪＡＦ公認レース競技会のオーガナイザーが開催場所の排気音量の影響を考慮し、当該競技会の特別規則で最大値を規定する場合の測定方法として、ＪＡＦモータースポーツ専門部会・技術部会が検討したものである。

1. 測定の条件

1-1　測定する車両の状態

測定を受ける車両は十分な暖機運転を行った後、手動変速機付車両はクラッチを接続した状態の中立位置、自動変速機付車両は中立位置の状態とする。

1-2　測定車両は、参加者によりエンジンの回転数を最大出力時の回転数の75％±100rpmで無負荷運転を続け、その間の音量の最大値が測定される。

1-3　測定する場所

測定場所は屋外の平坦な路面で、車両の最外側から少なくとも１ｍの範囲が舗装され、車両およびマイクロホンから３ｍ以上に音響障害物がないこと。

1-4　暗騒音の考慮

測定時の周囲の音量レベル（暗騒音）が測定された排気音量レベルに対し10dB（A）より低い場合は測定値は有効とする。

2. 測定装置

ＪＩＳ（C1505と同等）の検定を有する音量測定機器を用い、A特性を使用する。

3. 測定の方法

3-1　マイクロホンの位置

マイクロホンは排気口と同じ高さで水平に保ち排気口に向ける。

排気ガスの流れの中心とみなされる軸に対し45°±10°の角度の範囲内とする。

排気口が２個以上ある場合は大きい方で、同サイズの場合は前後では後方、幅は外側で測定する。

排気口が車両の両側にある場合にはコースの外側のもので測定する。

3-2 排気口と測定器間の距離は下記の音量対比表を参考に選択できる。

ただし、最大規制音量は表中の２重枠内の値を超えないこと。

距離m	音量レベル　dB（A）				
3	120	110	105	100	90
2	124	114	109	104	94
1	130	120	115	110	100
0.5	135	125	120	115	105

参考

PWL　≒　SPL＋20logr＋8

PWL：音源のパワーレベル

SPL：ｒm離れた位置での音圧レベル

3-3 これ以外の測定方法を用いる場合はその詳細を特別規則に明記すること。

（下図に従った走行中の競技車両に対する音量測定が推奨される。）

ラリー車両およびスピード車両（Ｐ車両、ＰＮ車両、Ｎ車両、ＳＡ車両、ＳＡＸ車両、Ｂ車両、ＡＥ車両）の排気音量測定に関する指導要綱

本指導要綱は、ＪＡＦ公認競技会特別規則書に規定することにより排気音量測定を行う場合の測定値および測定方法として、道路運送車両の保安基準に準拠したものである。

1. 測定自動車の状態

測定自動車は適当な速度で走行することにより十分暖機されている状態であること。

2. 測定機器等の調整等

2.1 騒音測定装置

2.1.1 騒音計等

一　騒音を測定する装置は、次のいずれかに掲げるものであり、使用開始前に十分暖機し、その後校正を行った上で使用すること。

(1) 騒音計は、ＪＩＳ Ｃ1505-1988「精密騒音計」によるもの又はこれと同等の性能を有するものであること。

(2) 音量計は、道路運送車両法施行規則第57条第１項第４号に定める技術上の基準に適合しているものであること。

二　周波数補正回路の特性は、A特性とする。

三　指示機構の動特性は、「速い動特性（ＦＡＳＴ）」を有する騒音計等にあっては、「速い動特性（ＦＡＳＴ）」とする。

2.1.2 原動機回転計

原動機回転計は、自動車に備えられたもの以外のものを用いるものとする。

2.1.3 自動記録装置

自動記録装置を用いる場合には、記録装置の動特性は２．１．１の第三号に準じた状態とする。

2.2　マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

一　マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方45°に交わる排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあっては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から）0.5m離れた位置（図に示すＭ１（排気管の開口部（以下「開口部」という。）が上向き（当該開口部の鉛直線に対する角度が30°以下のものをいう。）の場合は、図に示すＭ２の位置のことをいう。）で、かつ、開口部中心の高さ（開口部中心の高さが地上高さ0.2m未満の場合は地上高さ0.2m）の±0.025mの位置とする。

二　車両の一部が障害物となり、前号の位置にマイクロホンを設置できない場合は、開口部中心から0.5±0.025mの距離で、前号の位置に最も近い設置可能な位置（排気流の影響を受ける位置及び地上高さ0.2m未満の位置を除く。）をマイクロホンの位置とする。

三　前号に掲げる計測位置にマイクロホンを物理的に設置できない場合にあっては、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方45°に交わる排気管開口部の中心を含む鉛直面より外側で、かつ、排気管開口部の中心から0.5m以上離れた範囲内において、排気管開口部の中心高さで当該計測位置に可能な限り近い位置（地上高さ0.2m未満の位置を除く。）にマイクロホンを設置するものとする。

四　マイクロホンの向きは水平、かつ、開口部中心の方向へ向けるものとする。ただし、開口部が上向きの場合（排気流の方向が当該排気管の鉛直線に対し30°を超えない程度の傾きを有するものを含む。）は、マイクロホンを上方に向けるものとする。

五　開口部を複数有し、その中心間隔が0.3mを超える場合は、それぞれの開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。また、開口部の中心間隔が0.3m以下の場合は、最も後方（最も後方の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方かつ外側の開口部を複数有する場合は、その上方）の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。この場合において、排気が漏れている部位は排

気管開口部とみなす。

3. 測定場所

近接排気騒音の測定場所は、概ね平坦で、車両の外周及びマイクロホンから２ｍ程度の範囲内に壁、ガードレール等の顕著な音響反射物がない場所とする。

4. 測定方法等

近接排気騒音の測定は次の各号に掲げる方法により行う。

4.1　自動車の状態

自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立、クラッチは接続状態とする。ただし、変速機が中立の変速位置を有していない自動車にあっては、駆動輪を地面から浮かせた状態とする。

4.2　測定方法

原動機を最高出力時の回転数の75％（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5,000回転を超えるものにあっては、50％）の回転数±３％の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。

図

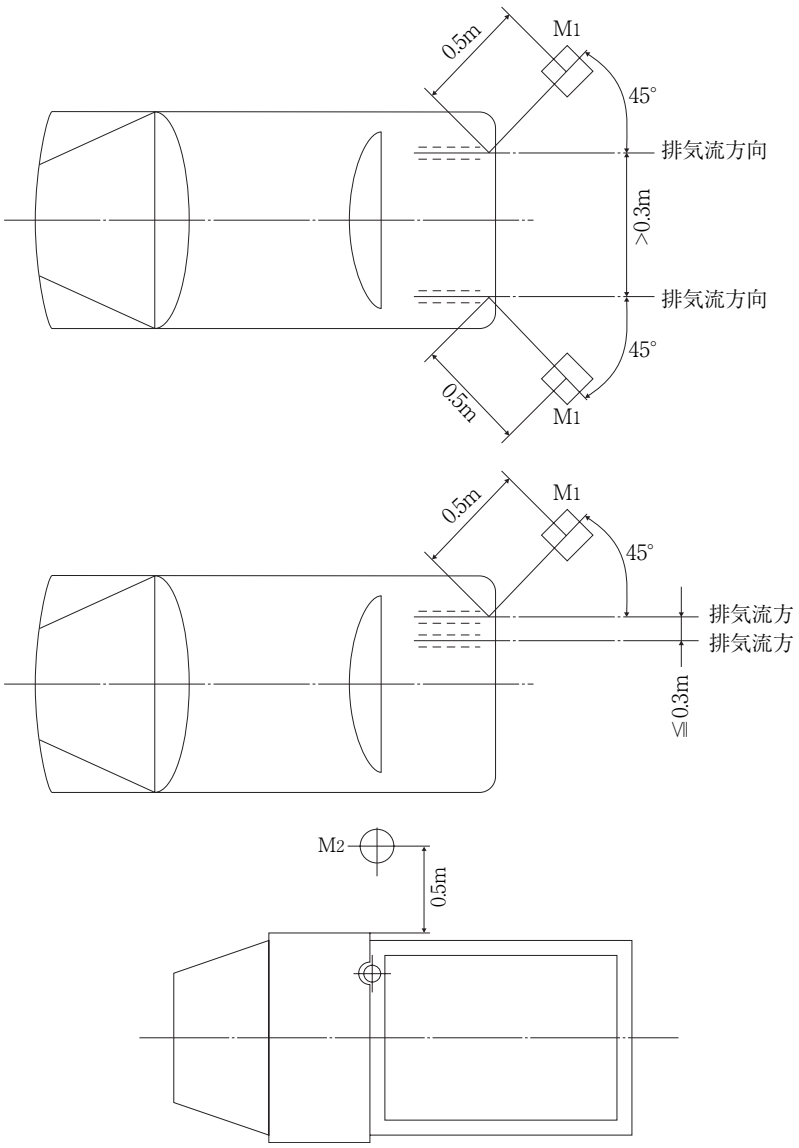

Ｍ１：排気流の方向を含む鉛直面と外側後方45±10°に交わる開口部中心を含む鉛直面上で開口部中心から0.5±0.025m離れた位置

Ｍ２：車両中心線に直行する開口部中心を含む鉛直面上で開口部に近い車両の最外側から0.5m離れた位置を通る鉛直線からの水平距離が0.025m以下の位置

5. 測定値の取扱い

一　測定は２回行い、１dB 未満は切り捨てるものとする。

二　２回の測定値の差が２dB を超える場合には、測定値を無効とする。
ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合は有効とする。

三　２回の測定値（四により補正した場合には、補正後の値）の平均を騒音値とす

る。

四　測定値の対象とする騒音と暗騒音の測定値の差が３dB 以上10dB 未満の場合には、測定値から次表の補正値を控除するものとし、３dB 未満の場合には測定値を無効とする。

（単位：dB）

測定の対象とする騒音と暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補　　正　　値	3	2		1			

ラリー車両およびスピードＳＡ車両の後付マフラーに関する*細則*

平成22年４月以降に生産された車両（当該車両の自動車検査証の備考欄に「マフラー加速騒音規制適用車」の記載がある車両）のマフラーは、以下を満足していること。

なお、平成28年10月１日以降に型式指定を受けた車両に後付消音器を装着する場合は、該当する道路運送車両の保安基準の細目告示（平成28年４月20日施行）に従った騒音基準を満たすこと。

1　消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

2　次のいずれかの表示があること。

（１）純正品表示

（車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示）

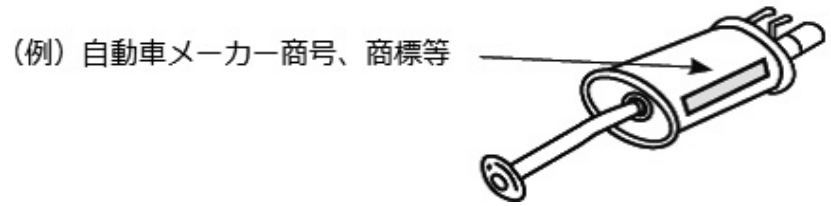

（２）装置型式指定品表示（装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示）

（３）性能等確認済表示

（登録性能等確認機関が確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）

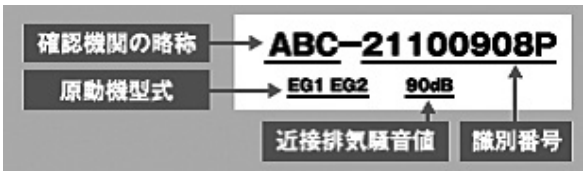

（第１種後付消音器の性能等確認済表示の例）
確認機関の略称の例：JQR　JATA　JARI

（４）国連欧州経済委員会規則（ＵＮ規則）適合表示（Ｅマーク）
表示例：数字は認定国の番号を示し、認定国により変わります（43：日本）

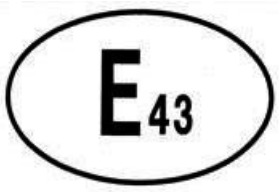

（５）欧州連合指令（ＥＵ指令）適合品表示（ｅマーク）
表示例：数字は認定国の番号を示し、認定国により変わります（１：ドイツ）

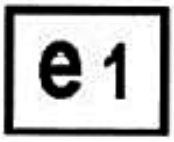

３　次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー
（１）加速走行騒音レベルが82ｄＢ以下である車両。公的試験機関が実施した試験結果（加速走行騒音試験結果）が必用となる。

（２）加速走行騒音レベルがＵＮ規則またはＥＵ指令に適合する車両等。
外国の法令に基づく書面または表示で確認することができる。例えば以下のものがある。（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必用。）
①ＣＯＣペーパー（ＥＵ指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）

②ＷＶＴＡラベルまたはプレート（ＥＵ指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの。）

アクセサリー等の自動車部品

1．空気流を調整等するための部品

エアスポイラー、エアダム、フードウィンドデフレクター、フードスクープ、ルーバー、フェンダースカート、その他エアロパーツ類。

2．手荷物等を運搬するための部品

3．その他の部品

サンルーフ、コンバーチブル・トップ、窓フィルム（コーティングを含む）、バンパーガード、フェンダーカバー、その他カバー類、ヘッドライト／フォグライトカバー、その他灯火器カバー類。ドア等プロテクター、その他ガード類。サンバイザー、ルーフトップバイザー、その他バイザー類。水／泥はねよけ、アンテナ、ボディサイドモールディング、デフレクター／スクリーン（グリル）。コーナーポール、コーナー等のセンサー、ナンバー取付ステー、任意灯火器類、駐車ブレーキグリップ、警音器（ホーン）、補助メーター（水温、油温、油圧、過給圧等）。

注）上記1.～3.の車体まわり関係の自動車部品を装着することにより、歩行者、自転車等乗員に接触するおそれのある車体外側表面部位は、外側に向けて先端が尖がった又は鋭い部分があってはならない。

4．原動機・排気系統関係の部品

リモコン式エンジンスターター、エキゾーストパイプチップ／エクステンション。

5．車室内に設置する部品

空気清浄器、エアコンディショナー、ナビゲーションシステム、無線機、電話機、音響／映像機器、盗難警報システム、集中ドアロック、パワーウィンドウ、フットレスト、ニーレスト、シフトアップインジケーター。

６．身体障害者用操作装置の部品（健常者の使用は許されない）

下記の変更内容に係る部品に限り取付け等が認められる。

（１）ステアリングホイールへの旋回ノブの取付

（２）アクセル、クラッチ、ブレーキ等への手動操作部品の取付

（３）方向指示器レバーの移設または足踏み方式部品の取付

（４）足踏み式駐車ブレーキへの手押しレバーの取付

（５）ペダル類へのペダルを延長するための部品の取付

（６）助手席への補助ブレーキペダルの一時的な取付

（７）アクセルペダルまたはブレーキペダルの移設または増設

（８）ワンタッチ式駐車ブレーキ補助装置の追加取付

エア・スポイラの構造基準（参考）

１．適用範囲

この構造基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）に適用する。

２．用　語

「エア・スポイラ」とは、走行中における車体まわりの空気の流れを整流するために、車体の前部若しくは後部（最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分を除く。）又は屋根部の前縁部、若しくは後縁部に付加された構造物（バンパ、灯火類及びそのハウジング、ラジエータ・グリル、導風板（貨物の運送の用に供する自動車の運転者室の屋根部に備えられた空気を整流するための板をいう。）並びに可倒式の構造物を除く。）をいう。

３．構造要件

3.1）エア･スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分（鉛直線と母線のなす角度が30度である円錐を静的に接触させながら移動させた場合の接触点の軌跡より下方の部分を除く。）の角度が半径５mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア（A）以下の場合にあっては、この限りでない。

3.2）エア・スポイラ（バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。）は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。ただし、角部の硬さが60ショア（A）以下のとき、又は角部の高さが５mm未満の場合若しくは角部の間隔（直径100mmの球体を２つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が40mm以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足する

ときは、この限りでない。（例参照）

角部の高さ(h)	角部の形状	角部の間隔（δ）	角部の形状
h＜5mm	角部に外向きの尖った部分または鋭い部分がないこと。	25＜δ≦40mm	角部の半径が1.0mm以上であること
		δ≦25	角部の半径が0.5mm以上であること

例）角部の高さ及び間隔の例

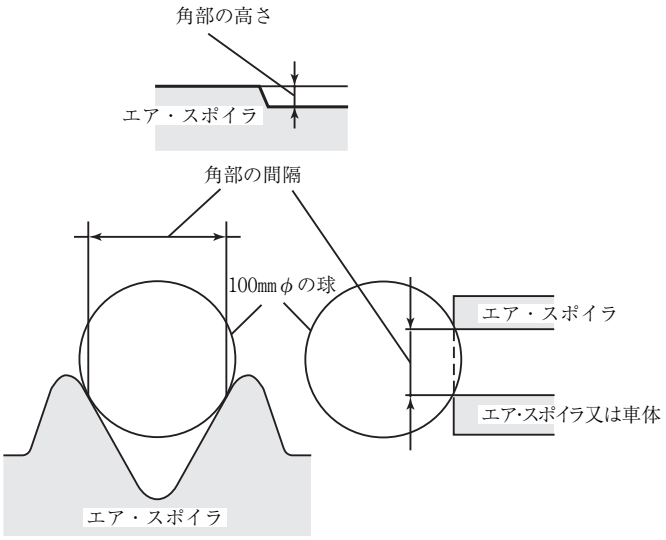

3.3）エア･スポイラは、その付近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあっては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

3.4）エア･スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部（以下「ウィング」という。）を有していないものであること。ただし、ウィング側端の部分と車体とのすき間が極めて小さい場合又はウィング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合又はウィング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウィングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合にあっては、この限りでない。

3.5）エア･スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。

ＦＩＡ公認の競技用シート

1. ＦＩＡ基準8855-1999に従い公認された競技用シート

1）ラベル

上記基準に従い公認された競技用シートには、下記のラベルが貼付されている。公認の証明であるので取り外さないこと。

ラベルはＦＩＡにより管理され、ＦＩＡのオフィシャルまたはＡＳＮのオフィシャルにラベルを削除または除去する権利が与えられている。これは車両の事故によりシートの性能が将来危険な状態になるとの競技会技術委員長の見解によって実施される。

図１：ラベル例（2017年１月１日以降は無効）

FIA Standard 8855-1999
ABC Seats Ltd.
Model:Super Champion 1996
Homologation N° CS.001.96
Date of Manufacture : June 1996

図２：ラベル例（2012年１月１日から2013年12月31日）

図３：新ラベル例（2014年１月１日から）

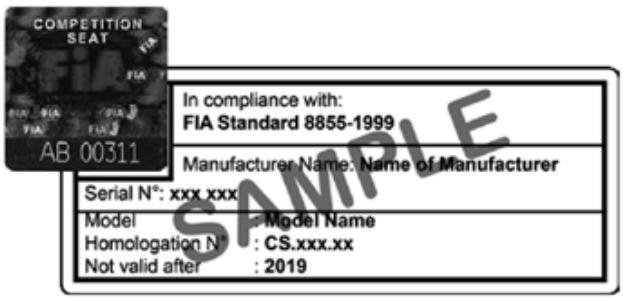

２）シートの使用期限

ＦＩＡ公認シートの使用期限は、シートのラベルに示される製造年月から５年とする。

再び有効とするために製造者へ戻され検査を受けたシートは更に２年間の延長が認められる。延長は、シートに有効期間の満了日を明記した追加のラベルを貼付することによって表示され、製造者の品質検査の証印によって有効とされる。

３）シートは、シート製造者のインストラクションおよびテクニカルリストNo.12に従って使用されなければならない。

参考：ＦＩＡ基準8855-1999に従ってＦＩＡに公認された日本製競技用シートの一覧

（2019年7月31日現在）

FIA公認番号	製品名	製造者名	取付け支持具の位置
CS.013.00	Interget	(株)シーワンコーポレーション	シートの側面
CS.017.00	AAR RACING-2 303	アラコ（株）	シートの底
CS.018.00	AAR RACING-2 302	〃	〃
CS.019.00	AAR RACING-2 301	〃	〃
CS.020.00	AAR RACING-2 300	〃	〃
CS.024.01	Mooncraft S/No.2	ムーンクラフト（株）	シートの側面
CS.071.03	DCM CS01	(株)童夢カーボンマジック	〃
CS.073.03	BRIDE F38A	ティーズ（株）	〃
CS.085.04	GT COMPETITION Ⅱ	ムーンクラフト（株）	〃
CS.092.04	BRIDE F31A	ティーズ（株）	〃
CS.105.04	BRIDE F77A	〃	〃
CS.115.04	BRIDE FZ380	〃	〃
CS.116.04	BRIDE FZ310	〃	〃
CS.134.05	GT COMPETITION Ⅲ	ムーンクラフト（株）	〃
CS.160.06	GT PRO	ニッサン･モータースポーツ･インターナショナル（株）	〃
CS.165.06	JURAN GTR500	（株）タニダ	〃
CS.173.06	JURAN GTX100	〃	〃

CS.174.06	JURAN GTR500C	（株）　タ　ニ　ダ	シートの側面
CS.175.06	JURAN GTX600	〃	〃
CS.176.06	JURAN GTX600C	〃	〃
CS.220.08	GT COMPETITION Ⅴ	ムーンクラフト（株）	〃
CS.228.09	GT PRO Ⅱ	ニッサン･モータースポーツ･インターナショナル（株）	〃
CS.235.10	GT COMPETITION Ⅴ＋	ムーンクラフト（株）	〃
CS.242.10	TB RACING MSH001	トヨタ紡織（株）	〃
CS.248.11	GT PRO Ⅲ	ニッサン･モータースポーツ･インターナショナル（株）	〃
CS.251.11	FZ670	ブリッド（株）	〃
CS.252.11	FZ910	〃	〃
CS.255.11	FZ210	〃	〃
CS.256.11	FZ420	〃	〃
CS.259.11	FZ410	〃	〃
CS.260.11	FZ770	〃	〃
CS.288.13	FZ390	〃	〃
CS.289.13	F39A	〃	〃
CS.291.13	TB RACING MSH002	トヨタ紡織（株）	〃
CS.321.15	GT COMPETITION-Ⅵ	ムーンクラフト（株）	〃
CS.333.15	H31A	ブリッド（株）	〃
CS.337.16	HZ310	〃	〃
CS.395.18	JURAN GTX100α	（株）　タ　ニ　ダ	〃
CS.396.18	JURAN GTX600α	〃	〃

2. ＦＩＡ基準8862-2009に従い公認された競技用シート

1）ラベル

上記基準に従い公認された競技用シートには、下記のラベルが貼付されている。公認の証明であるので取り外さないこと。

ラベルはＦＩＡにより管理され、ＦＩＡのオフィシャルまたはＡＳＮのオフィシャルにラベルを削除または除去する権利が与えられている。これは車両の事故によ

りシートの性能が将来危険な状態になるとの競技会技術委員長の見解によって実施される。

図４：ラベル例

（2022年１月１日以降は無効）

図５：新ラベル例（2012年１月１日以降有効）

２）製造者からの情報

ドライバーは身体に合ったシートを選ぶべきである。通常のレーシングポジションで着座した時に、シートは、以下の通り骨盤、肩、頭部を楽に支えるものであること。

・目線の位置は、サイドヘッドサポートの上端よりも下、かつサイドヘッドサポートの下端より上にあること。

・肩はシートのサイドショルダーサポートの内側に収まること。

・骨盤はサイドペルビスサポートによって適切に支持されること。

図５に示されるイメージが含まれるものとする。

図６：サイドヘッドサポートに対して推奨されるドライバーの頭部位置

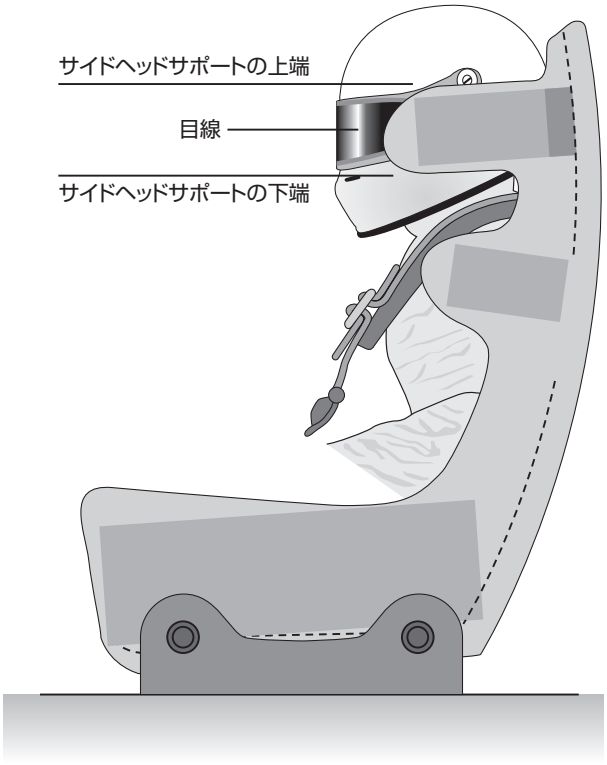

３）シートの寿命

ＦＩＡ公認シートの最大耐用期間は製造年から10年とする。例えば、2012年１月１日に製造されたシートは『2023年以降無効』である。同様に、2012年12月31日に製造されたシートは『2023年以降無効』である。

耐用期間に関わらず、重大な事故に遭遇したシートは即座にその使用を止めること。

４）シートは、シート製造者のインストラクションおよびテクニカルリストNo.40に従って使用されなければならない。

参考：ＦＩＡ基準8862-2009に従ってＦＩＡに公認された日本製競技用シートの一覧

（2019年7月31日現在）

FIA公認番号	製品名	製造者名	備考
AS.019.11	DH11	（株）童夢	
AS.024.12	DH11W	〃	
AS.048.16	DOME RS16	〃	（for circuit events only）
AS.053.16	DOME RS16R	〃	

ＪＡＦ公認車両一覧

（2019年８月31日現在）

国内競技車両規則およびFIA国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項により競技参加者は各自の車両公認書を携帯することが義務づけられております。車両公認書の購入方法については最寄のＪＡＦ各支部へお問い合せ下さい。
（注）ゴシックは基本公認車両です。

トヨタ自動車(株)

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　　両　　名 （変型・正常進化の内容）	型式	排気量	最低重量 (kg)	FIA公認No.	グループ	有効期限
FT-099	**2008年**	**トヨタランドクルーザー**	**VDJ200**	**6691.8**	**2575**	**T2-2010**	**T**	**2020年**
VO-1/1		ルーフベンチレーション、ファイナルドライブレシオ				1/1VO		
ER-2/1		排気システム全体の誤記訂正				2/1ER		
VP-3/1		ファイナルドライブ差動制限方式（LSD／デフロック）				3/1VP		
FT-100	**2011年**	**トヨタランドクルーザー**	**KDJ155**	**4486.9**	**1944**	**T2-2011**	**T**	**2019年**
VO-1/1		ブレーキ				1/1VO		
JA-223	**2012年**	**ヴィッツ**	**NCP131**	**1500.8**		**A-5742**	**A**	**2021年**
VR1-1/1		R1B変型				1/1VR1B		
VR1-2/2		R1B変型-燃料タンク				2/2VR1B		
ER-3/1		燃料ポンプ				3/1ER		
JA-224	**2013年**	**ヤリス**	**NSP130**	**1333.0**		**A-5745**	**A**	**2020年**
VR1-1/1		R1A変型				1/1VR1A		
JA-226	**2014年**	**GT86**	**ZN6**	**1999.2**		**A-5756**	**A**	**2023年**
VR3-1/1		R3C変型						
VO-2/1		DOOR　FORM						
VO-3/2		GLAZING						
VO-4/3		SAFETY　CAGE						
VO-5/4		BODY　SHELL						
VR3-6/2		スタビライザー、ウィッシュボーン、ステアリングロッド						

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　　両　　名 （変型・正常進化の内容）	型式	排気量	最低重量 （kg）	FIA公認No.	グループ	有効期限
VO-7/5		VO変型-エンジン、ギア比、ブレーキ、ドライブシャフト他						
VO-8/6		VO変型-BODY SHELL				7/5 VO		
VR3-9/3		エンジン、ギア比、ブレーキ、ドライブシャフト他				8/3 VR3C		
JA-229	2017年	ヤリス	NSP131	1496.1		A-5771	A	2024年
WR-1/1		ワールドラリーカー				400/01WR		
VO-2/1		VO変型-ALTERNATOR, FAN, SEAT BRACKET, SUSPENSION, BRAKE, ROOF VENT				401/01 VO		
VO-3/2		VO変型-GLAZING				402/02 VO		
ER-4/1		ブレーキディスク冷却穴数訂正				403/01 ER		
ER-5/2		FIAデータロガーch追加指示対応、Rrデフレール追加等				404/02 ER		
ER-6/3		FIAデータロギングシステムの写真差し替え				405/03 ER		
ER-7/4		吸排気バルブ及び吸気カムシャフトの誤記訂正				406/04 ER		
VO-8/3		VO変型 - GLAZING				407/03 VO		
ER-9/5		カムシャフト				409/01ERJ		
VO-10/4		VO変型-Seat Bracket				408/04 VO		
VO-11/5		VO変型-Strut、Shock Absorber他				411/05VO		
ER-12/6		エンジンソフトウェア				410/02ERJ		
ER-13/7		ボディシェル				01/01 ER		
ER-14/8		ボディシェル				414/06 ER		
VO-15/6		サスペンション				412/06 1VO		
VO-16/7		ブレーキダクト、ドアフォーム				415/07 VO		
ER-17/9		エンジン制御システム				413/05 ER		
ER-18/10		燃料タンク、ドアフォーム				419/07ER		
ER-19/11		インタークーラー、Frバンパー、Frフェンダー				417/04ERJ		
ER-20/12		シリンダーヘッド、インジェクター				416/03ERJ		
VO-21/8		Frフェンダールーバー、クーリングファン				418/08VO		
VO-22/9		ELECTRICAL EQUIPMENT, TRANSMISSION, AXLES/SUSPENSIONS, RUNNING GEAR, BODYWORK/CHASSIS				426/10VO		
ER-23/13		ENGINE CONTROL SYSTEM				420/08 ER		
ER-24/14		ENGINE - TIMING				421/09 ER		
VO-25/10		SEAT BRACKET				422-09 VO		
ER-26/15		TRANSMISSION 1				423/10 ER		
ER-27/16		TRANSMISSION 2				424/11 ER		
ER-28/17		FIA DATA LOGGING SYSTEM				425/12 ER		
VO-29/11		SEAT BRACKET				427/11 VO		
ER-30/18		ENGINE				429/05 ERJ		
VO-31/12		ENGINE, COOLING FAN, SUSPENSION, BRAKES, DOOR FORM				430/12VO		
ER-32/19		Intake Manifold				433/07ERJ		
ER-33/20		Software				431/06ERJ		
VO-34/13		Engine Cooling Fan, Alternator, Front Brake Cooling Duct, Energy Absorbing Device				432/13 VO		
ER－35/21		ENGINE CONTROL SYSTEM				428/13 ER		
ER－36/22		TRANSFER BOX AND CENTRAL DIFFERENTIAL						

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　　両　　名 （変型・正常進化の内容）	型式	排気量	最低重量 （kg）	FIA公認No.	グループ	有効期限
VO－37/14		TURBOCHARGING,				434/14 VO		
－		BODYWORK				435/15 VO		
ER-38/23		BODY WORK				436/14 ER		
ER-39/24		FIA DATA LOGGING SYSTEM, BODYWORK				439/15 ER		
ER-40/25		GEARBOX				440/08 ERJ		
VF-41/1		THROTTLE UNIT				443/01 VF		
VO-42/15		ENGINE COOLING FAN, ALTERNATOR, STRUT, SHOCK ABSORBER, AIR DUCT				441/18 VO		
VO-43/16		BRAKE DISC				437/16 VO		
VO-44/17		SEAT BRACKET				438/17 VO		
VO-45/18		SEAT BRACKET				442/19 VO		
VO-46/19		SEAT BRACKET				444/20 VO		
ER-47/26		BODYWORK				445/09 ERJ		
ER-48/27		SOFTWARE				448/11 ERJ		
ER-49/28		ENGINE				447/10 ERJ		
VO-50/20		Alternator,Gearbox Paddle,Suspension,Brake,Exterior				449/22 VO		
VO-51/21		SEAT BRACKET				450/23VO		
ER-52/29		Medical Lights				451/16ER		
ER-53/30		Differrential				452/17ER		
VO-54/22		ENGINE COOLING FAN, BRAKE						
VO-55/23		BRAKE				453/24 VO		
VO-56/24		SEAT BRACKET				454/25 VO		
JG-007	2017年	LEXUS RC F	USC10	5421.0	1300	GT3-046	GT3	2024年
VO-1/1		VO変型-AIR CONDITIONING SYSTEM				01/01 VO		
VO-2/2		VO変型-ENDURANCE RACE				02/02 VO		
VO-3/3		VO変型-SAFETY CAGE				03/03 VO		
ER-4/1		ブレーキディスク						
ER-5/2		オイルタンク、ウォータータンク、ブレーキディスク、スキッドプレート				04/01ER		
VO-6/4		VO変型-ENDURANCE RACE				05/04VO		
ER-7/3		燃料系統、ウィッシュボーンブラケット				06/02ER		
ER-8/4		アンチロールバー、ブレーキ、コックピッド				08/04ER		
EVO-9/1		パワートレイン、サスペンション、ブレーキ、コックピッド、空力装置、衝撃吸収構造				〃		
VO-10/5		VO変型-ENDURANCE RACE				10/06VO		
VO-11/6		安全ケージ				09/05VO		
ER-12/5		諸元				07/03ER		
ER-13/6		諸元、ギアボックス、サスペンション、ブレーキ				11/05ER		
VF-14/1		クラッチ				13/01VF		
VO-15/7		エアコン				12/06VO		
ER-16/7		エンジンデータシート				14/06ER		
ER-17/8		STEERING MECHANISM				15/07ER		
ER-18/9		SUSPENSION				17/09ER		
ER-19/10		ENGINE				16/08ER		

日産自動車(株)

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　　両　　名 (変型・正常進化の内容)	型式	排気量	最低重量 (kg)	FIA公認No.	グループ	有効期限
FT-069	1998年	パトロール	TBSY61	4478.8	2081	T-1093	T	2023年
VO-1/1		ファイナルドライブ				1/1VO		
FT-085	2002年	パトロール	TGPSY61	4758.7	2083	T-1111	T	2023年
VO-1/1		ファイナルドライブ				1/1VO		
ER-2/1		フライホイール、スタビライザー				2/1ER		
ET-3/1		フロントバンパー、リアバンパー				3/1ET		
FT-086	2002年	ダブルキャブ	D22	3728.0	1775	T-1110	T	2023年
ER-2/1		エンジン				1/1ER		
VP-3/2		トランスミッション，ブレーキ				2/1VP		
FT-096	2007年	ナバラ	D40	3732.6	2013	T2-2006	T	2023年
FT-098	2008年	パスファインダー	R51	3732.75	2170	T2-2009	T	2021年
JG-003	2009年	GT−R	R35			GT1-003	GT1	2024年
VO-1/1		FIA－GT1ロールケージ				1/1VO		
VO-2/2		2009年GT1参戦に伴う暫定VO（FIA指示による）				2/2VO		
VO-3/3		2009年GT1参戦に伴うVO（GT Bureauによる発行）				3/3VO		
ER-4/1		リアサスペンション				4/1ER		
ER-5/2		リアサブフレーム				5/2ER		
ER-6/3		2009年GT1参戦に伴うER				6/3ER		
JG-004	2010年	GT−R	R35	5557.6	1250	GT1-101	GT1	2023年
VO-1/1		ロールケージ				1/1VO		
ER-2/1		バンパー				2/1ER		
ER-3/2		フェンダー				3/2ER		
ER-4/3		トランスミッションシャフト				4/3ER		
ER-5/4		2011年仕様のER（ルーフ他9件）				5/4ER		
ER-6/5		Fr upr arm重量 誤記訂正				6/5ER		
ER-7/6		Cam dimensions 誤記訂正				7/6ER		
JG-005	2012年	GT−R	R35	6458.8	1300	GT3-030	GT3	2019年
VO-1/1		ロールケージ				1/1VO		
VO-2/2		エアコンディショナー				2/2VO		
ER-3/1		サイドシルカバー排熱口追加				3/1ER		
ER-5/2		ホイールベース、最低車高、デファレンシャル、アクスル等				4/2ER		
VO-6/4		触媒				8/3VO		
VF-7/1		オイルサンプ(バッフルプレート)、ショックアブソーバー				5/1VF		
EVO-8/1		コンロッド、カムシャフト、トランク穴、燃料タンク、リアブレーキ、リアウイング等				6/1EVO		
VO-10/6		Endurance KIT				10/5VO		
VO-11/7		エアコン				9/4VO		
ER-12/3		フライホイール、ギアボックスピニオンBRG他				7/3ER		
VO-13/8		Endurance FR AXL Parts (Hub Brg.、Center Sft.)				12/6VO		

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　両　名 （変型・正常進化の内容）	型式	排気量	最低重量 （kg）	FIA公認No.	グループ	有効期限
ER-14/4		Wheel Speed Sensor				11/4ER		
ER-15/5		エアジャッキバルブ位置、サイドミラーステイ、前後アクスルシステム、ホイール固定装置等				13/5ER		
ER-16/6		カムシャフト				〃		
ER-17/7		フューエルポンプ製品番号、バッテリー位置、ステアリングラック比ストローク値				15/6ER		
EVO-18/2		外観意匠変更、アクスル、ブレーキ、フライホイール、インタークーラー、ラジエター他				16/2EVO		
VO-19/9		ロールケージ				14/7VO		
VO-20/10		ブレーキ・リザーバータンク、クラッチ・リザーバータンク追加他				18/8VO		
VF-21/2		アウトサイドミラー				17/2VF		
ER-22/8		Brake Master Cylinder変更（耐久信頼性向上）				19/7ER		
VF-23/3		日産自動車、及び、レインライトのサプライヤー都合による部品仕様の変更						
ER-24/9		セーフティーネットの追加対応				21/08 ER		
VO-25/11		ENDURANCE VOへのFRブレーキシステムの追加申請				22/09 VO		
VF-26/4		プロペラシャフトに関するメーカー並びに使用変更の申請						
VF-27/5		LENTUS製プロペラシャフトに関するVF申請（耐久信頼性向上）				26/05VF		
ER-28/10		車両公認書中の車両全長に関する交差変更に伴う申請（±5→±10）				28/12ER		
VO-29/12		ENDURANCE VO/FRブレーキディスク・ベルの一部形状変更に関するVO申請				30/10VO		
ER-30/11		FRブレーキディスク・ベルの一部形状変更に関するER申請				29/13ER		
ER-31/12		スパークプラグ				31/14ER		
FT-102	2014年	PATROL	Y62	5569.6	2434	T2-2016	T	2023年
JG-008	2017年	NISSAN GT－R	R35		1290	GT3-048	GT3	2025年
VO-1/1		Safety Cage				01/01 VO		
VO-2/2		Air Conditioner				02/02 VO		
ER－3/1		Rear window fastener, Exhaust Manifold, Gear ratio, Suspension Arm, Brake Disc, etc..				03/01 ER		
VO-4/3		Endurance VO: Sub fuel pump				04/03 VO		
VO－5/4		Airconditioning system				05/04 VO		
ER－6/2		Reinforced Rear subframe				07/03 ER		
ER－7/3		Spark plug(FIA request)				06/02 ER		
VO－8/5		Endurance VO: Carbon Clutch				08/05 VO		

三菱自動車工業(株)

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　　両　　名 (変型・正常進化の内容)	型式	排気量	最低重量 (kg)	FIA公認No.	グループ	有効期限
JA-220	2008年	ランサーエボリューションX	CZ4A	3397.0		A-5718	A	2022年
ET-3/2		ボディー外観、エンジン部品の正常進化				1/1ET		
VO-4/1		エンジン				−		
FN-086	2008年	ランサーエボリューションX	CZ4A	3397.0	1370	N-5718	N	2022年
VO-3/2		エンジン、駆動系、サスペンション、走行装置、車体				1/1VO		
VO-4/3		ボディーワーク				2/2VO		
VO-5/4		走行装置、車体				5/3VO		
ER-6/1		エンジン　リストリクター誤記訂正				3/1ER		
ER-7/2		車体				4/2ER		
ER-8/3		燃料ポンプの最大流量、ピストン部品番号の誤記訂正				7/3ER		
VO-9/5		駆動系、走行装置、ターボチャージャー				6/4VO		
VO-10/6		駆動系、走行装置				8/5VO		
VO-11/7		エンジン				9/6VO		
VO-12/8		エンジン、ブレーキ、サスペンション				10/7VO		
−		エンジン				11/8VO		
VF-13/2		エンジン				12/1VF		
VR4-14/1		エンジン、電装、サスペンション、外装				13/1VR4		
VR4-15/2		エンジン、電装、サスペンション、外装				14/2VR4		
ER-16/4		駆動系				17/4ER		
VR4-17/3		室外				15/3VR4		
VO-18/9		走行装置				16/9VO		
VO-19/10		エンジン				18/2VF		

本田技研工業(株)

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　　両　　名 (変型・正常進化の内容)	型式	排気量	最低重量 (kg)	FIA公認No.	グループ	有効期限
JA-225	2013年	CIVIC 1.4 Sport	FK1	1332.6		A-5747	A	2023年
KS-1/1		VK-S2000（サーキット）				100/1KS		
VO-2/1		ロールケージ				101/1VO		
VO-3/2		ボディワークシャシー（ボディシェル）				102/2VO		
–		エンジン				103/1ER		
ER-4/1		ボディワーク				104/2ER		
–		エンジン				105/3ER		
ER-5/2		エンジン				106/4ER		
ER-6/3		エンジン				107/5ER		
KS-7/2		VK-S2000（サーキット）				200/1KS		
VO-8/3		ロールケージ				201/1VO		
–		ボディワーク				202/1ER		
ER-9/4		サスペンション、ボディワーク				203/2ER		
ER-10/5		エンジン				205/4ER		
ER-11/6		エンジン				204/3ER		
ET-12/1		ディメンション、エンジン、ランニングギア、ボディワーク				1/1ET		
ER-13/7		ディメンション、ボディワーク				209/6ER		
–		ボディワーク				210/7ER		
–		エンジン				211/8ER		
ER-14/8		エンジン、ボディワーク（VK-S2000）				206/5ER		
VF-15/1		エンジン（VK-S2000）				207/1VF		
VO-16/4		ロールケージ（VOのVO）				208/2VO		
ER-18/10		ランニングギア（VK-S2000のER）				212/09 ER		
ER-19/11		エンジン、サスペンション、ボディシェル（VK-S2000のER）				214/11 ER		
ER-20/12		ロールケージ（VOのER）				215/12 ER		
VO-21/5		ターボチャージャー（VK-S2000のVO）				216/03 VO		
ER-22/13		エンジン（VK-S2000のER）				213/10 ER		
ER-23/14		エンジン（スロットル径公差誤記訂正）				217/13 ER		
ER-24/15		ボディワーク・シャシー（ボディシェル）				218/14 ER		
ER-25/16		エンジン（別ER前のインテークマニフォールド誤記訂正）				219/15 ER		
ER-26/17		エンジン（インテークマニフォールド変更）				220/16 ER		
ER-27/18		エンジン（ブロックおよびスリーブ変更）				222/18 ER		
ER-28/19		エンジン（FIA DATA LOGGING SYSTEM）				221/17 ER		
KS-29/3		VK-S2000キット				300/01 KS		
VO-30/6		ロールケージ（VOのVO）						
ER-31/20		SAFETY HARNESS MOUNTING POINTS（200/01のER）				223/19 ER		
VO-32/7		ロールケージ（201/01 VOのVO）				224/04 VO		
ER-33/21		CYLINDER HEAD				301/01 ERJ		

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　　両　　名 （変型・正常進化の内容）	型式	排気量	最低重量 （kg）	FIA公認No.	グループ	有効期限
ER-34/22 ER-35/23 ER-36/24		ENGINE , AXELES AND SUSPENSION , BODYSHELL , SAFETY ENGINE（THROTTLE BODY） FLAT FLOOR				303/02 ERJ 302/01 ER 304/03 ERJ		

(株)SUBARU

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　　両　　名 (変型・正常進化の内容)	型式	排気量	最低重量 (kg)	FIA公認No.	グループ	有効期限
JA-222	2011年	スバル インプレッサ WRX STI 4ドア (2010)	GVB	3396.3		A-5738	A	2020年
ER-1/1		ターボ				1/1ER		
FN-088	2011年	スバル インプレッサ WRX STI 4ドア (2010)	GVB	3396.3	1419	N-5738	N	2020年
VO-1/1		エンジン、冷却、クラッチ、ギアボックス、トランスファー、ファイナルドライブ、シャフト、サスペンション、スタビライザー、ブレーキ、ステアリング、インテリア、エクステリア				1/1VO		
VO-2/2		車体				2/2VO		
ET-3/1		サスペンション				4/1ET		
VR4-4/1		サスペンション、インテリア、エクステリア				3/1VR4		
VO-5/3		エンジン、サスペンション、ブレーキ				5/3VO		
ER-7/2		エクステリア				6/1ER		
VF-8/1		エンジン				7/1VF		
JA-227	2014年	スバルBRZ	ZC6	1999.2		A-5757	A	2023年
JA-228	2015年	スバル WRX STI	VAB	3396.3		A-5758	A	2024年
ET-1/1		外装、インタークーラー、ホイール、ブレーキ、内装、フロントガラス				1/1ET		
FN-089	2015年	スバル WRX STI	VAB	3396.3	1393	N-5758	N	2024年
VO-1/1		ターボ、サスペンション、ブレーキ				1/1VO		
VO-2/2		ウィンドウ						
VO-3/3		不要ブランケット削除				2/2VO		
ET-4/1		最低重量、スタビライザー				3/1ET		

いすゞ自動車(株)

JAF 公認No.	FIA 公認発効年	車　　両　　名 (変型・正常進化の内容)	型式	排気量	最低重量 (kg)	FIA公認No.	グループ	有効期限
FT-087	2003年	D-MAX	TFS26	3494.3	1770	T-1112	T	2020年
VO-1/1		ファイナルドライブ				1/1VO		
FT-088	2003年	D-MAX	TFS77	4499.0	1850	T-1113	T	2020年
VO-1/1		ファイナルドライブ				1/1VO		
FT-092	2005年	D-MAX	TFS85	4499.0	1800	T2-2002	T	2020年
FT-093	2007年	D-MAX	TFS85H	4499.0	1810	T2-2003	T	2019年
ER-1/1		クラッチ プレート直径 の誤記訂正				1/1ER		
FT-101	2013年	D-MAX	TFS85	4499	1810/1834	T2-2013	T	2024年
FT-103	2015年	MU-X	UCS85	4499	1895/1920	T2-2017	T	2024年

ＪＡＦ登録車両一覧

（2019年８月31日現在）

登録車両は、ＪＡＦ登録車両規定に基づきＪＡＦに登録された車両のことで、ＪＡＦ公認のラリー、レース、およびスピード競技のみに参加することができます。

トヨタ自動車（株）

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JT-083	1983年	AE86	カローラレビン，スプリントレノ	4A	1587	4805	
JT-084	1984年	AW11	トヨタMR2	4A	1587	5060	
JT-086	1984年	AE82	トヨタカローラ1600，スプリンター1600	4A	1587	4802	
JT-091	1986年	EP71	スターレット	2E	1295	5139	ターボ付
JT-092	1986年	MZ20	ソアラ3000	7M	2954	5390	ターボ付
JT-093	1986年	MZ21	ソアラ3000	7M	2954	5391	ターボ付
JT-094	1986年	MA70	スープラ3000	7M	2954	5388	ターボ付
JT-095	1986年	ST165	セリカ2000GT－FOUR	3S	1998	5498	ターボ付
JT-096	1986年	EL31	ターセル，コルサ，カローラⅡ1500	3E	1456	5422	ターボ付
JT-097	1986年	AW11	MR2	4A	1587	5060	スーパーチャージャー付
JT-098	1987年	EL31	ターセル1500，コルサ1500，カローラⅡ1500	3E	1456	5422	
JT-099	1987年	EL30	ターセル1300，コルサ1300，カローラⅡ1300	2E	1295	5421	
JT-100	1987年	AE92	カローラ，カローラレビン，スプリンター，スプリントレノ，スプリンターシエロ	4A	1587	5634	
JT-101	1987年	AE92	カローラレビン，スプリントレノ	4A	1587	5634	スーパーチャージャー付
JT-102	1987年	SV25	カムリ4WD，ビスタ4WD	3S	1998	5723	
JT-103	1987年	AE95	カローラ4WD，スプリンター4WD	4A	1587	5724	
JT-104	1989年	ST185	セリカ2000	3S	1998	6248	ターボ付
JT-105	1989年	SW20	MR2	3S	1998	6341	
JT-106	1989年	SW20	MR2	3S	1998	6341	ターボ付
JT-107	1990年	EP82	トヨタスターレット	4E	1331	6360	
JT-108	1990年	EP82	トヨタスターレット	4E	1331	6360	ターボ付
JT-109	1990年	EXY10	セラ	5E	1496	6406	
JT-110	1990年	ST185H	セリカ2000	3S	1998	6249	ターボ付
JT-111	1990年	EP85	スターレット4WD	4E	1331	6566	
JT-112	1990年	EL41	トヨタターセル，コルサ，カローラⅡ	4E	1331	6606	

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JT-113	1990年	EL43	トヨタターセル，コルサ，カローラⅡ	5E	1496	6607	
JT-114	1990年	EL45	トヨタターセル，コルサ，カローラⅡ	5E	1496	6608	4WD
JT-115	1991年	AE101	カローラ，スプリンター，カローラレビン，スプリントレノ	4A	1587	6804	
JT-116	1991年	AE101	カローラレビン，スプリントレノ	4A	1587	6804	スーパーチャージャー付
JT-117	1991年	AE104	カローラ4WD，スプリンター4WD	4A	1587	6806	4WD
JT-118	1992年	AE101	トヨタカローラFX	4A	1587	6804	
JT-119	1992年	EL44	トヨタサイノス	5E	1496	6754	
JT-120	1993年	JZA80	トヨタスープラ	2JZ	2997	7295	
JT-121	1993年	JZA80	トヨタスープラ	2JZ	2997	7295	ターボ付
JT-122	1993年	ST202	セリカ，コロナEXiV，カリーナED	3S	1998	7508	
JT-123	1993年	ST203	セリカ，コロナEXiV，カリーナED	3S	1998	7509	デュアルモード4WS装着車
JT-124	1994年	ST205	セリカGT－FOUR	3S	1998	7584	ターボ付
JT-125	1994年	ST206	カレン	3S	1998	7585	
JT-126	1994年	AT191	カリーナ	7A	1762	7772	
JT-127	1995年	AE111	カローラレビン，スプリントレノ	4A	1587	8044	
JT-128	1996年	EP91	トヨタスターレット	4E	1331	8415	
JT-129	1996年	EP91	トヨタスターレット	4E	1331	8415	ターボ付
JT-130	1996年	EP95	トヨタスターレット	4E	1331	8416	4WD
JT-131	1997年	TJG00	トヨタキャバリエ	T2	2392	8394	
JT-132	1998年	SXE10	トヨタアルテッツァ	3S-GE	1998	9179	
JT-133	1999年	SCP10	ヴィッツ	1SZ-FE	997	9272	
JT-134	1999年	ZZT231	セリカ	2ZZ-GE	1795	10299	
JT-135	1999年	ZZW30	MR－S	1ZZ-FE	1794	10384	
JT-136	2001年	ZZT230	セリカ	1ZZ-FE	1794	10298	
JT-137	2002年	SCP10	ヴィッツ	1SZ-FE	997	11245	
JT-138	2002年	SXE10	アルテッツァ	3S-GE	1998	10988	
JT-139	2002年	ZZE123	トヨタカローラランクス，トヨタアレックス	2ZZ-GE	1795	10871	
JT-140	2003年	UZZ40	トヨタ ソアラ	3UZ-FE	4292	10894	
JT-141	2005年	NCP 91	トヨタ ヴィッツRS	1NZ-FE	1496	15010	
JT-142	2005年	UZZ40	レクサス　SC430	3UZ-FE	4292	15088	
JT-143	2006年	GSR50W	トヨタ　エスティマ	2GR-FE	3456	15269	
JT-144	2006年	GRS184	クラウン	2GR-FSE	3456	15181	
JT-145	2008年	GSE21	レクサス　IS350	2GR-FSE	3456	15129	
JT-146	2009年	NZE141	カローラアクシオ	1NZ-FE	1496	15420	
JT-147	2010年	ZRR70G	ヴォクシー，ノア	3ZR-FE	1986	15737	
JT-148	2010年	ZVW30	プリウス	2ZR-FXE	1797	16294	
JT-149	2011年	NHW10	プリウス	1NZ-FXE	1496	8976	
JT-150	2011年	NCP131	ヴィッツRS、ヴィッツ GR SPORT	1NZ-FE	1496	16720	
JT-151	2012年	ZN6	86	FA20	1998	17116	
JT-152	2012年	USE20	レクサス　IS　F	2UR-GSE	4968	15971	

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JT-153	2012年	LFA10	レクサス　LFA	1LR-GUE	4805	新07472	
JT-154	2014年	NCP131改	ヴィッツ“GRMN Turbo”	1NZ-FE	1496	－	ベース車両:JT-150、ターボ付、3ドア、強化ブレーキ、17インチホイール等
JT-155	2014年	USC10	レクサス　RC　F	2UR-GSE	4968	17835	
JT-156	2014年	NHP10	アクア	1NZ-FXE	1496	17053	
JT-157	2015年	GSC10	レクサスRC350	2GR-FSE	3456	17833	
JT-158	2015年	NCP91改	Vitz RS TRD Racing	1NZ-FE	1496	－	ベース車両:JT-141、6点式ロールケージ等 ※本ロールケージはすべてのカテゴリーの規則適合を保証するものではありません。競技に参加する場合は必ず該当する規則を確認してください。
JT-159	2015年	NCP131改	Vitz RS Racing	1NZ-FE	1496	－	ベース車両:JT-150、6点式ロールケージ等 ※本ロールケージはすべてのカテゴリーの規則適合を保証するものではありません。競技に参加する場合は必ず該当する規則を確認してください。
JT-160	2015年	ZN6改	86 Racing	FA20	1998	－	ベース車両:JT-151、6点式ロールケージ等、エンジンオイルクーラー、ブレーキダクト等 ※本ロールケージはすべてのカテゴリーの規則適合を保証するものではありません。競技に参加する場合は必ず該当する規則を確認してください。
JT-161	2015年	GRX133	マークX	2GR-FSE	3456	16361	
JT-162	2016年	ZVW51	プリウス	ZVW51	1797	18208	2WD、リチウムイオン電池
JT-163	2016年	NCP131改	ヴィッツRS“G's”	1NZ-FE	1496	－	ベース車両：JT-150、フロントパフォーマンスロッド等
JT-164	2016年	NCP131改	ヴィッツRS“G's”	1NZ-FE	1496	－	ベース車両：JT-150、フロントサスペンションメンバー後端ブレース、センタートンネルブレース、リヤフロアブレース追加等
JT-165	2016年	ZN6	86	FA20	1998	17116	外観（前後ランプ、リヤスポイラー、バンパー等）（MT/AT）、エンジン及び減速比（MT）
JT-166	2017年	NGX50	C-HR	8NR-FTS	1196	18478	ガソリン
JT-167	2017年	ZYX10	C-HR	2ZR-FXE	1797	18479	HV
JT-168	2017年	URZ100	レクサス LC500	2UR-GSE	4968	18557	
JT-169	2017年	NHP130	ヴィッツ/ヴィッツ HYBRID GR SPORT	1NZ-FXE	1496	18507	ハイブリッド
JT-170	2017年	NCP131	ヴィッツ“GR”	1NZ-FE	1496	－	
JT-171	2018年	NCP131	ヴィッツGRMN	2ZR-FE	1797	－	ベース車両：JT-150、エンジン（スーパーチャージャー付）、3ドア、ブレーキ、17インチホイール、ブレース追加、6速MT
JT-172	2018年	ZVW52	プリウスPHV	2ZR-FXE	1797	18432	
JT-173	2018年	ZVW52	プリウスPHV“GR SPORT”	2ZR-FXE	1797	－	ベース車両：JT-172、ブレーキ、サスペンション、18インチホイール、ブレース追加、外観、等
JT-174	2019年	DB22	スープラ	B48	1998	19181	
JT-175	2019年	DB42	スープラ	B58	2997	19182	
JT-176	2019年	DB82	スープラ	B48	1998	19183	
JT-177	2019年	GRX133	マークX“GRMN”	2GR-FSE	3456	－	

日産自動車(株)

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JN-124	1984年	Z31	フェアレディZ2シーター	VG20ET	1998	4905	ターボ付
JN-125	1984年	GZ31	フェアレディZ2／2	VG20ET	1998	4906	ターボ付
JN-126	1984年	HZ31	フェアレディZ2シーター	VG30ET	2960	4907	ターボ付
JN-127	1984年	HGZ31	フェアレディZ2／2	VG30ET	2960	4908	ターボ付
JN-129	1984年	K10	マーチ	MA10	987	4631	
JN-133	1985年	HR31	スカイライン	RB20	1998	5245	
JN-134	1985年	HR31	スカイライン	RB20	1998	5245	ターボ付
JN-135	1985年	B12	サニー	E13	1270	5313	
JN-136	1985年	HB12	サニー	E15	1487	5314	
JN-137	1985年	HB12	サニー	E15	1487	5314	ターボ付
JN-138	1985年	HNB12	サニー	E15	1487	5318	4WD
JN-139	1985年	K10	マーチ	MA10	987	4631	ターボ付
JN-143	1985年	PZ31	フェアレディZ2シーター	RB20	1998	5268	ターボ付
JN-144	1985年	PGZ31	フェアレディZ2by2	RB20	1998	5269	ターボ付
JN-150	1986年	N13	パルサー	E13	1270	5424	
JN-151	1986年	HN13	パルサー	E15	1487	5425	
JN-152	1986年	EN13	パルサー	CA16	1598	5426	
JN-153	1986年	HNN13	パルサー	E15	1487	5428	4WD
JN-157	1986年	EB12	サニー	CA16	1598	5469	
JN-158	1986年	HB12	ローレルスピリット	E15	1487	5314	
JN-159	1986年	EB12	ローレルスピリット	CA16	1598	5469	
JN-160	1986年	KEN13	エクサ	CA16	1598	5520	
JN-161	1986年	BHN13	ラングレー，リベルタビラ	E15	1487	5518	
JN-162	1986年	BEN13	ラングレー，リベルタビラ	CA16	1598	5519	
JN-163	1986年	HZ31	フェアレディーZ2シーター	VG30	2960	4907	
JN-164	1986年	HGZ31	フェアレディーZ2by2	VG30	2960	4908	
JN-165	1987年	BHNN13	ラングレー，リベルタビラ	E15	1487	5598	4WD
JN-166	1987年	FB12	サニー，ローレルスピリット	GA15	1497	5737	
JN-167	1987年	FNB12	サニー，ローレルスピリット	GA15	1497	5739	4WD
JN-168	1987年	RU12	ブルーバード	CA18	1809	5759	
JN-169	1987年	RNU12	ブルーバード	CA18	1809	5760	4WD
JN-170	1987年	RNU12	ブルーバード	CA18	1809	5760	ターボ付、4WD
JN-171	1988年	FN13	パルサー	GA15	1497	5844	
JN-172	1988年	FNN13	パルサー	GA15	1497	5845	4WD
JN-173	1988年	S13	シルビア	CA18	1809	5863	
JN-174	1988年	S13	シルビア	CA18	1809	5863	ターボ付
JN-175	1988年	KS13	シルビア	CA18	1809	5864	4輪操舵付
JN-176	1988年	KS13	シルビア	CA18	1809	5864	ターボ付、4輪操舵付
JN-177	1988年	EK10	マーチ	MA09	930	5933	ターボ、スーパーチャージャー付

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JN-178	1989年	RS13	180SX	CA18	1809	6076	ターボ付
JN-179	1989年	KRS13	180SX	CA18	1809	6077	ターボ付、4輪操舵付
JN-180	1989年	FR32	スカイライン	CA18	1809	6130	
JN-181	1989年	HR32	スカイライン	RB20	1998	6131	
JN-182	1989年	HCR32	スカイライン	RB20	1998	6132	4輪操舵付
JN-183	1989年	HCR32	スカイライン	RB20	1998	6132	ターボ付、4輪操舵付
JN-184	1989年	HNR32	スカイライン	RB20	1998	6133	ターボ付、4輪操舵付、4WD
JN-185	1989年	BNR32	スカイライン	RB26	2568	6134	ターボ付、4輪操舵付、4WD
JN-186	1989年	Z32	フェアレディZ	VG30	2960	6195	
JN-187	1989年	GZ32	フェアレディZ	VG30	2960	6197	
JN-188	1989年	CZ32	フェアレディZ	VG30	2960	6196	ターボ付、4輪操舵付
JN-189	1989年	GCZ32	フェアレディZ	VG30	2960	6198	ターボ付、4輪操舵付
JN-190	1989年	EU12	ブルーバード	SR18	1838	6332	
JN-191	1989年	HU12	ブルーバード	SR20	1998	6333	
JN-192	1989年	ENU12	ブルーバード	SR18	1838	6334	4WD
JN-193	1989年	HNU12	ブルーバード	SR20	1998	6335	4WD
JN-194	1989年	HNU12	ブルーバード	SR20	1998	6335	ターボ付、4WD
JN-195	1990年	B13	サニー	GA13	1295	6385	
JN-196	1990年	FB13	サニー	GA15	1497	6386	
JN-197	1990年	EB13	サニー	GA16	1596	6387	
JN-198	1990年	HB13	サニー	SR18	1838	6388	
JN-199	1990年	FNB13	サニー	GA15	1497	6390	4WD
JN-200	1990年	HNB13	サニー	SR18	1838	6391	4WD
JN-201	1990年	P10	プリメーラ	SR18	1838	6383	
JN-202	1990年	HP10	プリメーラ	SR20	1998	6384	
JN-203	1990年	N14	パルサー	GA13	1295	6581	
JN-204	1990年	FN14	パルサー	GA15	1497	6582	
JN-205	1990年	EN14	パルサー	GA16	1596	6583	
JN-206	1990年	HN14	パルサー	SR18	1838	6584	
JN-207	1990年	FNN14	パルサー	GA15	1497	6586	4WD
JN-208	1990年	RNN14	パルサー	SR20	1998	6587	ターボ付、4WD
JN-209	1991年	PS13	シルビア	SR20	1998	6721	
JN-210	1991年	KPS13	シルビア	SR20	1998	6722	4輪操舵付
JN-211	1991年	PS13	シルビア	SR20	1998	6721	ターボ付
JN-212	1991年	KPS13	シルビア	SR20	1998	6722	ターボ付、4輪操舵付
JN-213	1991年	RPS13	180SX	SR20	1998	6723	ターボ付
JN-214	1991年	KRPS13	180SX	SR20	1998	6724	ターボ付、4WS付
JN-215	1991年	ENU13	ブルーバード	SR18	1838	6908	4WD
JN-216	1991年	EU13	ブルーバード	SR18	1838	6904	
JN-217	1991年	HU13	ブルーバード	SR20	1998	6905	
JN-218	1991年	HNU13	ブルーバード	SR20	1998	6909	4WD

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JN-219	1991年	HNU13	ブルーバード	SR20	1998	6909	ターボ付、4WD
JN-220	1991年	ER32	スカイライン	RB25	2498	6850	
JN-221	1991年	ECR32	スカイライン	RB25	2498	6851	
JN-222	1992年	K11	マーチ	CG10DE	997	7023	
JN-223	1992年	HK11	マーチ	CG13DE	1274	7024	
JN-224	1992年	HNP10	プリメーラ	SR20DE	1998	6725	4WD
JN-225	1993年	BNR32	スカイライン（JN-185）	（部品名称）		（部品番号）	
				ブレーキキャリパー（FR，RH）		41000　12U00	ブレンボ製
				ブレーキキャリパー（FR，LH）		41010　12U00	ブレンボ製
				ブレーキキャリパー（RR，RH）		44000　12U00	ブレンボ製
				ブレーキキャリパー（RR，LH）		44010　12U00	ブレンボ製
				ブレーキディスク（FR）		40206　12U00	ブレンボ製
				ブレーキディスク（RR）		43206　12U00	ブレンボ製
				タイヤ		40312　12U00	225/50R17
				ホイールディスク		40300　05U15	8JJ×17
				原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	
JN-226	1993年	ER33	スカイライン	RB25	2498	7395	
JN-227	1993年	ECR33	スカイライン	RB25	2498	7396	4輪操舵付
JN-228	1993年	ECR33	スカイライン	RB25	2498	7396	ターボ付、4輪操舵付
JN-229	1993年	S14	シルビア	SR20	1998	7515	
JN-230	1993年	S14	シルビア	SR20	1998	7515	ターボ付
JN-231	1993年	CS14	シルビア	SR20	1998	7516	ターボ付、4輪操舵付
JN-232	1994年	ENR33	スカイライン	RB25	2498	7528	4WD
JN-233	1994年	EB14	サニー	GA16	1596	7565	
JN-234	1994年	HB14	サニー	SR18	1838	7566	
JN-235	1994年	FNB14	サニー	GA15	1497	7568	4輪駆動
				（部品名称）		（部品番号）	
JN-236	1994年	BNR32	スカイライン（JN-185）	タイヤ		40312　12U10	245/45ZR17
				原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	
JN-237	1994年	FB14	サニールキノ	GA15	1497	7564	
JN-238	1994年	HB14	サニールキノ	SR18	1838	7566	
JN-239	1995年	BCNR33	スカイライン	RB26	2568	7824	ターボ付、4輪操舵付
JN-240	1995年	EN15	パルサー4ドアセダン，パルサーセリエ3ドアハッチバック，ルキノ3ドアハッチバック	GA16	1596	7934	
JN-241	1995年	HN15	パルサー4ドアセダン，パルサーセリエ3ドアハッチバック，ルキノ3ドアハッチバック	SR18	1838	7935	
JN-242	1995年	FNN15	パルサー4ドアセダン，パルサーセリエ3ドアハッチバック，ルキノ3ドアハッチバック	GA15	1497	7937	
JN-243	1995年	HR11	プレセア	SR20	1998	7959	

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
				（部品名称）		（部品番号）	
JN-244	1996年	BCNR33	スカイライン（JN-239）	ブレーキキャリパー，FR/RH		41000　59U00	ブレンボ製
				ブレーキキャリパー，FR/RH		41010　59U00	ブレンボ製
				BRKTアッシーキャリパー		41024　59U60	キャリパーを取り付けるためのブラケット（左右共用）
				ディスク アッシー -FRブレーキ，RH		40204　59U00	ブレンボ製
				ディスク アッシー -FRブレーキ，LH		40205　59U00	ブレンボ製
				原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	
JN-245	1996年	G50	インフィニティQ45	VH45DE	4494	6286	
JN-246	1997年	BCNR33	スカイライン	RB26	2568	7824	JN-239のマイナーチェンジ車
JN-247	1997年	JB14	サニールキノ	SR16VE	1596	8871	VZ-R（2ドアクーペ）
JN-248	1997年	JN15	パルサー／ルキノ	SR16VE	1596	8872	VZ-R（3ドアHB/4ドア/S-RV）、VZ-R N1（3ドアHB）
JN-249	1998年	JN15	パルサー／ルキノ	SR16VE	1596	8872	VZ-RN1レースベース車、205/50R15タイヤオプション追加
JN-250	1999年	BNR34	スカイラインGT－R	RB26DETT	2568	9237	ターボ付、GT-R/GT-R V-spec/GT-R V-spec N1
JN-251	1999年	S15	シルビア	SR20DET	1998	9269	ターボ付、spec-R/spec-Rエアロ
JN-252	1999年	S15	シルビア	SR20DE	1998	9269	spec-S/spec-Sエアロ
JN-253	1999年	K11	マーチ	CG10DE	997	10402	JN-222のマイナーチェンジ車
JN-254	1999年	AK11	マーチ	CGA3DE	1348	10403	JN-223のマイナーチェンジ車
JN-255	2000年	ANK11	マーチ　4WD	CGA3DE	1348	10404	
JN-256	2002年	K12	マーチ　2WD	CR10DE	997	11298	
JN-257	2002年	AK12	マーチ　2WD	CR12DE	1240	11299	
JN-257	2005年	AK12	マーチ　2WD	CR12DE	1240	15094	
JN-258	2002年	BK12	マーチ　2WD	CR14DE	1386	11300	
JN-259	2002年	HY34	セドリック　2WD	VQ30DET	2987	10163	
JN-260	2003年	Z33	フェアレディZ	VQ35DE	3498	11541	
JN-260	2010年	Z33	フェアレディZ	VQ35	3498	12668	
JN-261	2004年	Z33	フェアレディZ　TypeE	VQ35DE	3498	11541	全長、全幅を変更した類別追加
JN-262	2006年	GY50	フーガ	VK45DE	4494	15101	
JN-263	2008年	R35	GT－R	VR38DETT	3799	15965	ターボ付、4WD
JN-263	2011年	R35	GT－R	VR38DETT	3799	16672	マイナーチェンジによる排ガス適合変更、寸法変更
JN-264	2009年	Z34	フェアレディZ	VQ37VHR	3696	16216	
JN-265	2009年	ZE11	ノート	HR16DE	1597	16134	
JN-266	2014年	ZE0	日産リーフ	EM61	80	16718	電気自動車
JN-267	2014年	AZE0	日産リーフ	EM57	70	17436	電気自動車
JN-268	2014年	K13	日産マーチ	HR12DE	1198	16470	
JN-269	2014年	K13改	日産マーチ NISMO S	HR15DE	1498	－	ベース車両:JN-268、1.5Lエンジン、5速M/T、205/45R16タイヤ&ホイール、専用パワーステアリング等
JN-270	2014年	E12	日産ノート	HR12DE	1198	17338	
JN-271	2014年	E12改	日産ノート　NISMO　S	HR16DE	1597	－	ベース車両：JN-270、1.6Lエンジン、5速M/T

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
							205-45R17 タイヤ&ホイール、専用ブレーキシステム等
JN-272	2017年	HE12	日産ノート e-POWER	EM57	70	18429	電気自動車
JN-273	2017年	HE12	日産ノート e-POWER NISMO	EM57	70	−	ベース車両「日産ノート e-POWER」　専用ボディー補強、サスペンション、バンパー、コントロールユニット、スポーツシート等
JN-274	2017年	R35改	日産GT-R NISMO	VR38DETT	3799	−	ベース車両「日産GT-R」専用ボディー補強、前後バンパー、サスペンション、ECU、エキゾースト、シート等
JN-275	2019年	HE12	日産ノート e-POWER NISMO S	EM57	70	−	ベース車両：JN-272、専用ボディー補強、サスペンション、タイヤ&ホイール、バンパー、コントロールユニット、スポーツシート等

マツダ(株)

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JY-001	1980年	SA22C	サバンナRX7	12A	1146	3672	
JY-005	1980年	S124AB	サバンナ	12A	1146	2902	
JY-006	1980年	FA4TS	ファミリア	TC	1272	3566	
JY-007	1980年	FA4US	ファミリア	UC	1415	3649	
JY-008	1980年	FA4TS	ファミリア	TC	1272	3484	
JY-011	1980年	FA3PS	ファミリアプレスト1300	TC	1272	3322	
JY-014	1980年	STC	グランドファミリア	TC	1272	3323	
JY-017	1980年	CB2NS	カペラ	NA	1586	3748	
JY-018	1980年	CB2VS	カペラ	VC	1769	3747	
JY-019	1980年	CB2MS	カペラ	MA	1970	3746	
JY-020	1980年	SNA	カペラ	NA	1586	2461	
JY-021	1980年	CB12S	カペラロータリー	12A	1146	3015	
JY-023	1980年	CB1VS	カペラ1800	VC	1769	3016	
JY-024	1980年	LA4VS	ルーチェ	VC	1769	3624	
JY-025	1980年	LA4MS	ルーチェ	MA	1970	3623	
JY-026	1980年	LA43S	ルーチェ	13B	1308	3694	
JY-027	1980年	LA43S	ルーチェ	13B	1308	3621	
JY-029	1980年	LA3VS	ルーチェ1800	VC	1769	3210	
JY-030	1980年	LA42S	ルーチェ	12A	1146	3622	
JY-032	1980年	LA22SB	ルーチェロータリー	12A	1146	2897	
JY-034	1980年	LA33S	ルーチェロータリー	13B	1308	2985	
JY-035	1980年	CD23C	コスモ	13B	1308	3213	
JY-036	1980年	CD3MC	コスモ	MA	1970	3519	
JY-037	1980年	CD23C	コスモ	13B	1308	3797	
JY-038	1980年	CD3MC	コスモ	MA	1970	3614	
JY-039	1980年	CD22C	コスモ	12A	1146	3211	
JY-040	1981年	BD1031	ファミリア	E3	1296	4210	
JY-041	1981年	BD1051	ファミリア	E5	1490	4211	
JY-042	1983年	SA22C	サバンナRX－7ターボ	12A	1146	3672	ターボ付
JY-043	1984年	HBSN2	マツダコスモ	12A	1146	4423	
JY-044	1984年	HBSN2	マツダコスモターボ	12A	1146	4423	ターボ付
JY-045	1984年	BE3PF	フォードレーザー1300	E3	1296	4628	
JY-046	1984年	BE5PF	フォードレーザー1500	E5	1490	4629	
JY-047	1984年	BE5PF	フォードレーザー　ターボ	E5	1490	4629	ターボ付
JY-048	1985年	BF5P	ファミリア1500	E5	1490	5166	
JY-049	1985年	BF5P	ファミリア1500ターボ	E5	1490	5166	ターボ付
JY-050	1985年	BF3P	ファミリア1300	E3	1296	5167	
JY-051	1985年	BF5PF	フォードレーザー1500	E5	1490	5168	
JY-052	1985年	BF5PF	フォードレーザー1500ターボ	E5	1490	5168	ターボ付

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JY-053	1985年	BFMR	ファミリア3ドアハッチバック フルタイム4WD1600DOHCターボ	B6	1597	5326	ターボ付、4WD
JY-054	1985年	BFMP	ファミリア3ドアハッチバック1600DOHCターボ, ファミリア4ドアセダン1600DOHCターボ	B6	1597	5325	ターボ付
JY-055	1985年	BFMRF	レーザー3ドアハッチバック フルタイム4WD1600DOHCターボ	B6	1597	5334	ターボ付、4WD
JY-056	1985年	BFMPF	レーザー3ドアハッチバック1600DOHCターボ	B6	1597	5333	ターボ付
JY-057	1986年	FC3S	サバンナRX－7	13B	1308	5297	ターボ付
JY-058	1987年	DAJPF	フォードフェスティバ　1300DOHC	BJ	1290	5537	
JY-059	1987年	BFMP	ファミリアエチュード	B6	1597	5325	
JY-060	1989年	BG5S	ファミリア1500　3ドア	B5	1498	6090	
JY-061	1989年	BG6S	ファミリア1600　3ドア	B6	1597	6091	
JY-062	1989年	BG5P	ファミリア1500　4ドア，アスティナ	B5	1498	6093	
JY-063	1989年	BG6P	ファミリア1600　4ドア，アスティナ	B6	1597	6094	
JY-064	1989年	NA6CE	ユーノスロードスター	B6	1597	6199	
JY-065	1989年	BG6Z	ファミリア1600　4WD　3ドア	B6	1597	6238	4WD
JY-066	1989年	BG8Z	ファミリア1800　ターボ　4WD　3ドア	BP	1839	6239	ターボ付、4WD
JY-067	1989年	BG6R	ファミリア1600　4WD　4ドア	B6	1597	6240	4WD
JY-068	1989年	BG8R	ファミリア1800　ターボ　4WD　4ドア	BP	1839	6241	ターボ付、4WD
JY-069	1989年	BG8RF	フォードレーザー1800ターボ4WD	BP	1839	6243	ターボ付、4WD
JY-070	1991年	BG8P	ファミリア1800　4ドア，アスティナ	BP	1839	6429	
JY-071	1991年	BG8S	ファミリア1800　3ドア	BP	1839	6732	
JY-072	1991年	EC8SE	ユーノスプレッソ1800	K8	1844	6789	
JY-073	1991年	EC5SA	オートザムAZ－3　1500	B5	1498	6788	
JY-074	1991年	FD3S	アンフィニRX－7	13B-REW	1308	6937	ターボ付
JY-075	1992年	BG8Z	ファミリア1800　4WD　3ドア	BP	1839	6239	ターボ付（インタークーラー及びターボ変更）、外観変更、4WD
JY-076	1992年	AA6PA	キャロルターボ	F6A	657	6470	ターボ付
JY-077	1992年	GEEPF	テルスター・2000・V6	KF-ZE	1995	6923	
JY-078	1992年	GEEP	クロノス，MS－6　2000・V6	KF-ZE	1995	6920	
JY-079	1992年	CAEPE	ユーノス500・2000・V6	KF-ZE	1995	7054	
JY-080	1992年	GEEP	MX－6・2000・V6	KF-ZE	1995	6988	
JY-081	1992年	GE5B	MX－6・2500・V6	KL-ZE	2496	6989	
JY-082	1992年	PG6SA	AZ-1・660cc　DOHC　インタークーラーターボ	F6A	657	7155	ターボ付
JY-083	1993年	FD3S	アンフィニ　RX－7	13B-REW	1308	6937	ターボ付、17インチタイヤ&ホイール（フロント：235／45ZR17-8JJ, リア：255/40ZR-17-8.5J）オプション追加
JY-084	1993年	CBA8P	マツダ　ランティス　1800　DOHC	BP-ZE	1839	7404	
JY-085	1993年	CBAEP	マツダ　ランティス　V6・2000　DOHC	KF-ZE	1995	7405	
JY-086	1993年	NA8C	ユーノスロードスター　1800　DOHC	BP-ZE（RS）	1839	7368	
JY-087	1994年	JC3S	ユーノスコスモ	13B-REW	1308	6435	ターボ付
JY-088	1994年	JCES	ユーノスコスモ	20B-REW	1962	6436	ターボ付
JY-089	1994年	BHA5P	ファミリア・セダン・1500	B5-ZE	1498	7651	

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JY-090	1994年	BHA5S	ファミリア・ネオ・1500	B5-ZE	1498	7652	
JY-091	1994年	BHA8P	ファミリア・セダン・1800	BP-ZE	1839	7653	
JY-092	1994年	BHA8S	ファミリア・ネオ・1800	BP-ZE	1839	7654	
JY-093	1994年	BHA5PF	レーザー・セダン・1500	B5-ZE	1498	7657	
JY-094	1994年	BHA5SF	レーザー・3ドア・ハッチバック・1500	B5-ZE	1498	7658	
JY-095	1994年	BHA8PF	レーザー・セダン・1800	BP-ZE	1839	7659	
JY-096	1994年	BHA8SF	レーザー・3ドアハッチバック・1800	BP-ZE	1839	7660	
JY-097	1994年	CG2SP	マツダ・カペラ	FS-DE	1991	7741	
JY-098	1994年	CG2SPF	ニホンフォード・テルスターⅡ	FS-DE	1991	7744	
JY-099	1995年	FD3S	アンフィニ　RX－7	13B-REW	1308	6937	ターボ付、アンフィニRX-7 95年度モデル車の登録
JY-100	1995年	AC6P	キャロルターボ	F6A	657	8391	ターボ付
JY-101	1996年	DW3W	デミオ	B3-ME	1323	8555	
JY-102	1996年	DW5W	デミオ	B5-ME	1498	8556	
JY-103	1996年	BHALP	ファミリアセダン	Z5-DE	1489	7649	
JY-104	1996年	BHA6R	ファミリア4WDセダン	B6-DE	1597	7775	4WD
JY-105	1996年	BHA8P	ファミリアセダン	BP-ZE	1839	7653	
JY-106	1996年	BHALS	ファミリアハッチバック	Z5-DE	1489	7650	
JY-107	1996年	BHA8S	ファミリアハッチバック	BP-ZE	1839	7654	
JY-108	1996年	BHALPF	フォードレザーセダン	Z5-DE	1489	7655	
JY-109	1996年	BHA6RF	フォードレザー4WDセダン	B6-DE	1597	7778	4WD
JY-110	1996年	BHA8PF	フォードレーザーセダン	BP-ZE	1839	7659	
JY-111	1996年	BHALSF	フォードレーザーハッチバック	Z5-DE	1489	7656	
JY-112	1997年	GF8P	カペラ	FP-DE	1839	8850	
JY-113	1997年	GFEP	カペラ	FS-ZE	1991	8851	
JY-114	1997年	GFER	カペラ	FS-DE	1991	8852	4WD
JY-115	1998年	NB6C	ロードスター（2ドア・オープン）	B6-ZE	1597	9001	
JY-116	1998年	NB8C	ロードスター（2ドア・オープン）	BP-ZE	1839	9002	
JY-117	1998年	BJ5P	ファミリア	ZL	1498	9037	2WD・4WD
JY-118	1998年	BJ5W	ファミリア	ZL	1498	9039	2WD・4WD
JY-119	1998年	BJ8W	ファミリア	FP	1839	9040	4WD
JY-120	1999年	FD3S	RX－7	13B-REW	1308	6937	ターボ付、'99年モデル
JY-121	1999年	BJFW	ファミリアS－ワゴン	FS-ZE	1991	10259	2WD・4WD
JY-122	2002年	NB6C	ロードスター	B6-ZE	1597	11430	平成12年排出ガス規制対応他
JY-123	2002年	NB8C	ロードスター	BP-VE	1839	11431	平成12年排出ガス規制対応他
JY-124	2002年	GGEP	アテンザ	LF-DE	1998	11335	セダン
JY-125	2002年	GG3P	アテンザ	L3-VE	2260	11336	セダン
JY-126	2002年	GGES	アテンザ	LF-DE	1998	11375	ハッチバック
JY-127	2002年	GG3S	アテンザ	L3-VE	2260	11376	ハッチバック
JY-128	2002年	DY3W	デミオ	ZJ-VE	1348	11451	
JY-129	2002年	DY5W	デミオ	ZY-VE	1498	11452	
JY-130	2003年	SE3P	RX－8	13B-MSP	654cc×2	11751	4ドア、クーペ

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
				（ロータリーエンジン）			
JY-131	2004年	BK5P	アクセラ	ZY-VE	1498	11903	4ドアセダン、5ドアハッチバック
JY-132	2004年	BKEP	アクセラ	LF-DE	1998	11904	4ドアセダン、5ドアハッチバック
JY-133	2004年	BK3P	アクセラ	L3-VE	2260	11905	4ドアセダン、5ドアハッチバック
JY-134	2005年	NCEC	ロードスター	LF-VF	1998	15073	2シーターオープン
JY-135	2005年	GG3P	マツダスピードアテンザ	L3-VDT	2260	15012	ターボ付、4WD
JY-136	2006年	BK3P	マツダ　アクセラ	L3-VDT	2260	15326	ターボ付、2WD（FF）
JY-137	2007年	DE3FS	マツダ　デミオ	ZJ	1348	15700	
JY-138	2007年	DE5FS	マツダ　デミオ	ZY	1498	15701	
JY-139	2008年	GHEFP	マツダ　アテンザ	LF	1998	16013	セダン、2WD
JY-140	2008年	GH5FP	マツダ　アテンザ	L5	2488	16014	セダン、2WD
JY-141	2008年	GHEFS	マツダ　アテンザ	LF	1998	16016	ハッチバック、2WD
JY-142	2008年	GH5FS	マツダ　アテンザ	L5	2488	16017	ハッチバック、2WD
JY-143	2009年	NCEC	マツダ　ロードスター	LF	1998	16218	2シーターオープン
JY-144	2009年	SE3P	マツダ　RX－8	13B-MSP（ロータリーエンジン）	654cc×2	16061	4ドア クーペ（5MT）
JY-145	2009年	SE3P	マツダ　RX－8	13B-MSP（ロータリーエンジン）	654cc×2	12144	4ドア クーペ（6MT/6AT）
JY-146	2009年	BL3FW	マツダスピード　アクセラ	L3-VDT	2260	16290	ターボ付
JY-147	2012年	GJ2FP	マツダ　アテンザ　XD	SH-VPTR	2188	17456	6AT、6MT両方を含む
JY-148	2014年	BM5FP	マツダ　アクセラセダン	P5-VPS	1496	17606	6AT、6MT両方を含む
JY-149	2014年	BM5FS	マツダ　アクセラSPORT	P5-VPS	1496	17607	6AT、6MT両方を含む
JY-150	2014年	BMEFS	マツダ　アクセラSPORT	PE-VPR	1997	17608	6AT
JY-151	2014年	BM2FS	マツダ　アクセラSPORT	SH-VPTR	2188	17671	6AT、6MT両方を含む
JY-152	2014年	BMEFS	マツダ　アクセラ	PE-VPR	1997	17608	6MTの追加登録
JY-153	2014年	DJ3FS	マツダ　デミオ	P3-VPS	1298	17795	2WD、6AT/5MT　両方を含む
JY-154	2014年	DJ5FS	マツダ　デミオ	S5-DPTS	1498	17817	2WD、6AT/6MT　両方を含む
JY-155	2015年	ND5RC	マツダ　ロードスター	P5-VP（RS） P5-VPR（RS）　注	1496	18063	6AT/6MT　両方を含む 注）減速エネルギー回生機構/アイドリングストップ機構付き
JY-156	2015年	DJLFS	マツダ　デミオ	P5-VPS	1496	18191	
JY-157	2016年	NDERC	マツダ ロードスターRF	PE-VPR［RS］	1997	18450	6AT/6MT両方含む
JY-158	2018年	ND5RC	マツダ ロードスター	P5-VP（RS） P5-VPR（RS）　注	1496	18968	6AT/6MT両方を含む 注）i-ELOOP及びi-stop装着
JY-159	2018年	NDERC	マツダ ロードスターRF	PE-VPR（RS）	1997	18969	6AT/6MT両方を含む、i-ELOOP及びi-stop装着
JY-160	2018年	DJLFS	マツダ デミオ	P5-VPS	1496	18995	2WD、6AT/6MT両方を含む

三菱自動車工業(株)

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JM-010	1980年	A72	ランサー	4G33	1439	3184	
JM-011	1980年	A73	ランサー	4G32	1597	3185	
JM-012	1980年	A75	ランサー	4G36	1238	3183	
JM-013	1980年	A141A	ランサー	G11B	1244	3539	
JM-014	1980年	A142A	ランサー	G12B	1410	3676	
JM-015	1980年	A143A	ランサー	G33B	1439	3557	
JM-016	1980年	A144A	ランサー	G32B	1597	3558	
JM-017	1980年	A172A	ランサー	G12B	1410	3831	
JM-018	1980年	A174A	ランサー	G32B	1597	3832	
JM-019	1980年	A175A	ランサー	G62B	1795	4177	
JM-026	1980年	A55C	ギャランG．T．O	4G35	1686	3181	
JM-027	1980年	A57C	ギャランG．T．O	4G52	1995	3182	
JM-028	1980年	A112A	ギャラン	4G32	1597	3175	
JM-029	1980年	A112H	ギャラン	4G32	1597	3176	
JM-030	1980年	A114A	ギャラン	4G51	1855	3177	
JM-031	1980年	A114H	ギャラン	4G51	1855	3178	
JM-032	1980年	A115A	ギャラン	4G52	1995	3179	
JM-047	1980年	A164A	ギャラン・シグマ	4G52	1995	4197	ターボ付
JM-048	1980年	A164A	エテルナ・シグマ	4G52	1995	4197	ターボ付
JM-061	1980年	A164A	ギャラン・ラムダ	G63B	1997	4197	ターボ付
JM-064	1981年	A175A	ランサーEX1800ターボ	G62B	1795	4177	ターボ付
JM-065	1982年	A152A	ミラージュⅡ	G12B	1410	3669	ターボ付
JM-067	1982年	A212A	トレディア1600ターボ	G32B	1597	4496	ターボ付
JM-070	1982年	A212A	コルディア1600ターボ	G32B	1597	4496	ターボ付
JM-072	1983年	A183A	スタリオン2000ターボ	G63B	1997	4505	ターボ付
JM-073	1983年	A107A	ミニカアミLターボ	G23B	546	4398	ターボ付
JM-074	1983年	A107V	ミニカエコノターボ	G23B	546	4399	ターボ付
JM-075	1983年	A183A	スタリオン2000ターボ	G63B	1997	4505	ターボ付
JM-076	1983年	E15A	ギャランシグマ2000ターボ	G63B	1997	4877	ターボ付
JM-077	1983年	E15A	エテルナシグマ2000ターボ	G63B	1997	4877	ターボ付
JM-078	1983年	E13A	ギャランシグマ1800ターボ	G62B	1795	4876	ターボ付
JM-079	1983年	E13A	エテルナシグマ1800ターボ	G62B	1795	4876	ターボ付
JM-080	1983年	A213A	コルディア1800ターボ	G62B	1795	4497	ターボ付
JM-081	1983年	A213A	トレディア1800ターボ	G62B	1795	4497	ターボ付
JM-082	1984年	A175A	ランサー1800ターボ	G62B	1795	4177	ターボ付
JM-083	1984年	C13A	ミラージュ1600ターボ3ドア，5ドア ランサーフィオーレ1600ターボ	G32B	1597	4914	ターボ付
JM-086	1984年	H11A	ミニカターボ	G23B	546	4990	ターボ付
JM-087	1984年	H11V	ミニカエコノターボ	G23B	546	4991	ターボ付

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JM-088	1984年	L041GW	パジェロターボ	G63B	1997	4755	ターボ付
JM-089	1984年	L041G	パジェロ	G63B	1997	4515	ターボ付
JM-091	1984年	A213G	コルディア4WD	G62B	1795	5137	ターボ付
JM-092	1987年	A184A	スタリオン2000GSR－VR	G63B	1997	5578	ターボ付
JM-093	1987年	H14A	ミニカターボ	3G81	548	5574	ターボ付
JM-094	1987年	H14V	ミニカエコノターボ	3G81	548	5576	ターボ付
JM-095	1987年	C51A	ミラージュ1300	4G13	1298	5733	
JM-096	1987年	C52A	ミラージュ1500	4G15	1468	5734	2座席仕様あり
JM-097	1987年	C53A	ミラージュ1600	4G61	1595	5735	2座席仕様あり
JM-098	1987年	C53A	ミラージュ1600ターボ	4G61ターボ	1595	5735	ターボ付
JM-099	1987年	E39A	ギャラン2000　4WD	4G63	1997	5763	ターボ付、4WS付
JM-100	1987年	E39A	ギャラン2000　4WD	4G63	1997	5763	4WS付
JM-101	1987年	E38A	ギャラン2000　4WD	4G63	1997	5762	ターボ付
JM-102	1987年	E38A	ギャラン2000　4WD	4G63	1997	5762	
JM-103	1987年	E33A	ギャラン2000	4G63	1997	5680	
JM-104	1987年	E32A	ギャラン1800	4G37	1755	5679	
JM-105	1987年	E31A	ギャラン1600	4G32	1597	5678	
JM-106	1988年	C61A	ミラージュ1300（4ドアセダン）	4G13	1298	5788	
JM-107	1988年	C62A	ミラージュ1500（4ドアセダン）	4G15	1468	5789	
JM-108	1988年	C63A	ミラージュ1600（4ドアセダン）	4G61	1595	5790	
JM-109	1988年	C72A	ミラージュ1500　4WD（4ドアセダン）	4G15	1468	5792	4WD
JM-110	1988年	C73A	ミラージュ1600　4WD（4ドアセダン）	4G61	1595	5793	ターボ付、4WD
JM-111	1988年	C61A	ランサー1300	4G13	1298	5788	
JM-112	1988年	C62A	ランサー1500	4G15	1468	5789	
JM-113	1988年	C63A	ランサー1600	4G61	1595	5790	
JM-114	1988年	C63A	ランサー1600ターボ	4G61	1595	5790	ターボ付
JM-115	1988年	C72A	ランサー1500ターボ　4WD	4G15	1468	5792	
JM-116	1988年	C73A	ランサー1600ターボ　4WD	4G61	1595	5793	ターボ付
JM-117	1988年	A187A	スタリオン2600ターボ	G54B	2555	5824	ターボ付
JM-118	1989年	E32A	エテルナ1800	4G37	1755	5679	
JM-119	1989年	E33A	エテルナ2000	4G63	1997	5680	
JM-120	1989年	E38A	エテルナ2000　4WD	4G63	1997	5762	4WD
JM-121	1989年	E39A	エテルナ2000　4WD（4WS付）	4G63	1997	5763	4WD、4WS
JM-122	1989年	E38A	エテルナ2000　ターボ　4WD	4G63	1997	5762	ターボ付、4WD
JM-123	1989年	E39A	エテルナ2000　ターボ　4WD（4WS付）	4G63	1997	5763	ターボ付、4WD、4WS
JM-124	1989年	H21V	ミニカダンガンZZ	3G81	548	6051	ターボ付
JM-125	1989年	C83A	ミラージュ1600　4WD	4G61	1595	6304	4WD
JM-126	1989年	C83A	ミラージュ1600　ターボ　4WD	4G61	1595	6304	ターボ付、4WD
JM-127	1989年	C73A	ミラージュセダン／ランサー1600　4WD	4G61	1595	5793	4WD
JM-128	1989年	H26A	ミニカダンガンZZ－4	3G81	548	6050	ターボ付、4WD
JM-129	1990年	D22A	エクリプス	4G63	1997	6313	

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JM-130	1990年	D27A	エクリプスターボ4WD	4G63	1997	6314	ターボ付、4WD
JM-131	1990年	H27A	ミニカダンガン　ZZ－4	3G83	657	6498	ターボ付、4WD
JM-132	1990年	H22A	ミニカダンガン　ZZ	3G83	657	6497	ターボ付
JM-133	1991年	Z16A	GTO	6G72	2972	6659	4WD、4WS
JM-134	1991年	Z16A	GTOツインターボ	6G72	2972	6659	ターボ付、4WD、4WS
JM-135	1991年	CA4A	ミラージュ1600	4G92	1597	6877	
JM-136	1991年	CC4A	ミラージュ1600　4WD	4G92	1597	6877	4WD
JM-137	1991年	CD5A	ランサー1800　4WD	4G93	1834	6884	ターボ付、4WD
JM-138	1992年	CD9A	ランサーエボリューション4WD	4G63	1997	7170	ターボ付、4WD
JM-139	1993年	CA4A	ミラージュ1600	4G92	1597	6877	MIVECエンジン搭載
JM-140	1993年	CB4A	ミラージュセダン／ランサー	4G92	1597	7168	MIVECエンジン搭載
JM-141	1994年	CE9A	ランサーエボリューションⅡ	4G63	1997	7576	ターボ付、4WD
JM-142	1994年	CA4A	ミラージュアスティ1600	4G92	1597	6877	MIVECエンジン搭載
JM-143	1994年	Z15A	GTOツインターボMR	6G72	2972	6658	ターボ付、4WD（4WSなし）
JM-144	1994年	DE3A	FTO	6A12	1998	7793	GPX類別はMIVECエンジン搭載
JM-145	1995年	DE2A	FTO	4G93	1834	7792	
JM-146	1995年	H56A	パジェロミニ	4A30	659	7918	4WD
JM-147	1995年	H56A	パジェロミニ	4A30	659	7918	ターボ付、4WD
JM-148	1995年	CE9A	ランサーエボリューションⅢ	4G63	1997	7576	ターボ付、4WD
JM-149	1995年	H36AMNGF	ミニカDANGAN－4	4A30	659	7412	ターボ付、4WD
JM-150	1995年	CJ4A	ミラージュ3ドア1600	4G92	1597	8340	MIVECエンジン搭載
JM-151	1995年	CK4A	ミラージュ4ドア1600	4G92	1597	8344	MIVECエンジン搭載
JM-152	1995年	CM5A	ミラージュ1800　4WD	4G93	1834	8348	ターボ付
JM-153	1995年	CM5A	ランサー1800　4WD	4G93	1834	8348	ターボ付
JM-154	1996年	CK4A	ランサー1600	4G92	1597	8344	MIVECエンジン搭載
JM-155	1996年	CJ4A	ミラージュアスティ1600	4G92	1597	8344	MIVECエンジン搭載
JM-156	1996年	CJ4A	ミラージュアスティ1600RS，ミラージュ3ドア1600RS	4G92	1597	8344	MIVECエンジン搭載
JM-157	1996年	CN9A	ランサーエボリューションⅣ	4G63	1997	8566	ターボ付、4WD
JM-158	1998年	CP9A	ランサーエボリューションⅤ	4G63	1997	9027	ターボ付、4WD
JM-159	1999年	CP9A	ランサーエボリューションⅥ	4G63	1997	9027	ターボ付、4WD
JM-160	2000年	CP9A	ランサーエボリューションⅥ	4G63	1997	9027	「TOMMI MAKINEN EDITION」（特別仕様車）、ターボ付、4WD
JM-161	2001年	CT9A	ランサーエボリューションⅦ、ランサーエボリューションⅦ GT-A	4G63	1997	10893	ターボ付
JM-162	2003年	CT9A	ランサーエボリューションⅧ	4G63	1997	10893	ターボ付、4WD
JM-163	2004年	CT9A	ランサーエボリューションⅧ　MR	4G63	1997	10893	ターボ付、4WD
JM-164	2005年	CT9A	ランサーエボリューションⅨ	4G63	1997	10893	ターボ付、4WD
JM-165	2006年	CT9W	ランサーエボリューションワゴン	4G63	1997	15162	ターボ付、4WD
JM-166	2006年	CT9A	ランサーエボリューションⅨ　MR	4G63	1997	10893	ターボ付、4WD
JM-167	2006年	CT9W	ランサーエボリューションワゴン　MR	4G63	1997	15162	ターボ付、4WD
JM-168	2006年	Z23A	コルト	4A91	1499	15497	
JM-169	2006年	Z27AG	コルト　バージョンR	4G15	1468	15311	ターボ付
JM-170	2007年	CZ4A	ランサーエボリューションX	4B11	1998	15957	ターボ付、4WD、5M/T限定

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JM-170	2007年	CZ4A	ランサーエボリューションX	4B11	1998	15957	TC-SST
JM-171	2017年	CY4A	ギャラン フォルティス	4B11	1998	15876	

本田技研工業(株)

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JH-022	1982年	AA	ホンダシティ	ER	1231	4441	
JH-023	1982年	AA	ホンダシティターボ	ER	1231	4441	ターボ付
JH-024	1983年	AB	プレリュード	ES	1829	4709	
JH-025	1983年	AE	バラードスポーツCR－X	EV	1342	4838	
JH-026	1983年	AF	バラードスポーツCR－X	EW	1488	4839	
JH-027	1983年	AG	シビック3ドア	EV	1342	4853	
JH-028	1983年	AH	シビック3ドア	EW	1488	4854	
JH-033	1983年	AA	シティターボⅡ	ER	1231	4441	ターボ付
JH-034	1984年	AT	シビック	ZC	1590	5152	
JH-035	1984年	AR	シビックシャトル4WD	EW	1488	5154	
JH-036	1984年	AS	バラードスポーツCR－X	ZC	1590	5151	
JH-037	1985年	AU	シビック4ドア	ZC	1590	5153	
JH-038	1985年	AV	クイントインテグラ	ZC	1590	5182	
JH-039	1985年	BA1	プレリュード	B20A	1958	5231	
JH-040	1985年	CA1	アコード，ビガー，アコードエアロデッキ	A18A	1829	5232	
JH-041	1985年	CA2	アコード，ビガー，アコードエアロデッキ	B18A	1834	5233	
JH-042	1985年	CA3	アコード，ビガー，アコードエアロデッキ	B20A	1958	5234	
JH-043	1985年	JW1	トウディ	EH	545	5264	
JH-044	1987年	GA1	シティ	D12A	1237	5553	
JH-045	1987年	BA4	プレリュード	B20A	1958	5630	
JH-046	1987年	BA5	プレリュード	B20A	1958	5631	4WS
JH-047	1987年	EF3	シビック	ZC	1590	5473	
		EF5	シビックシャトル	ZC	1590	5473	
JH-048	1987年	EF5	シビック	ZC	1590	5745	
JH-049	1987年	EF7	CR－X	ZC	1590	5747	
JH-050	1988年	EF6	CR－X	D15B	1493	5746	
JH-051	1988年	JWZ	ニュートゥディ	E05A	547	5836	
JH-052	1988年	MA2	コンチェルト	ZC	1590	5894	
JH-053	1988年	MA3	コンチェルト	ZC	1590	5895	4WD
JH-054	1988年	EF5	シビック4ドアセダン，シビック5ドアシャトル	ZC	1590	5745	4WD
JH-055	1988年	GA2	シティ	D13C	1296	5985	
JH-056	1989年	DA6	インテグラ（3ドアクーペ）	B16A	1595	6104	
JH-057	1989年	DA8	インテグラ（4ドアハードトップ）	B16A	1595	6106	
JH-058	1989年	EF8	CR－X	B16A	1595	6300	
JH-059	1989年	EF9	シビック3ドア	B16A	1595	6301	
JH-060	1991年	EG6	シビック3ドア	B16A	1595	6870	
JH-061	1991年	EG9	シビック4ドア	B16A	1595	6873	
JH-062	1991年	EH1	シビック4ドア	ZC	1590	6874	4WD
JH-063	1991年	BB4	プレリュード	H22A	2156	6917	

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JH-064	1991年	BB1	プレリュード	H22A	2156	6918	4WS
JH-065	1992年	EG2	CR－X　デルソル	B16A	1595	7079	
JH-066	1992年	MA5	ドマーニ	B18B	1834	7202	
JH-067	1993年	DC1	インテグラ3ドアクーペ	ZC	1590	7293	
JH-068	1993年	DC2	インテグラ3ドアクーペ	B18C	1797	7294	
JH-069	1993年	DB7	インテグラ4ドア　ハードトップ	B18B	1834	7400	
JH-070	1993年	DB8	インテグラ4ドア　ハードトップ	B18C	1797	7401	
JH-071	1993年	DB6	インテグラ4ドア　ハードトップ	ZC	1590	7399	
JH-072	1993年	DB9	インテグラ4ドア　ハードトップ	ZC	1590	7402	4WD
JH-073	1994年	NA1	NSX，NSX－R	C30A	2977	6681	
JH-074	1994年	NA1	NSX，NSX－R	C30A	2977	6681	(オプション追加)フロントタイヤ215/45ZR16､リヤタイヤ245/40ZR17､フロントホイール16×7JJ､リヤホイール17×8.5JJ
JH-075	1994年	CD6	アコード	H22A	2156	7481	
JH-076	1995年	NA1	NSX－T，NSX	C30A	2977	6681	タルガトップモデルの設定、装備の変更
JH-077	1995年	DC2	インテグラ（3ドアクーペ）	B18C	1797	7294	外観変更
JH-078	1995年	DC2	インテグラタイプR	B18C	1797	7294	吸排気ポート等研磨処理、吸排気系変更、ピストン・バルブ・カムシャフト等専用パーツ設定、圧縮比変更、クロスレシオタイプ変速機、LSD、フロント・リアスポイラー装着
JH-079	1995年	EK4	シビック（3ドア）	B16A	1595	8289	
JH-080	1996年	EK4	シビック（4ドア）	B16A	1595	8289	
JH-081	1996年	DB8	インテグラタイプR（4ドア）	B18C	1797	7401	吸排気ポート等研磨処理、吸排気系変更、ピストン・バルブ・カムシャフト等専用パーツ設定、圧縮比変更、クロスレシオタイプ変速機、LSD、フロント・リアスポイラー装着
				（部品名称）		（部品番号）	
JH-082	1996年	EK4	シビック（3ドア）（JH-079）	エンジンオイルクーラー		1550-PR3-013	数量1
				オイルクーラージョイント		11108-PR3-010	数量1
				センターボルト		15560-PT6-003	数量1
				インレットホース		19422-PR3-000	数量1
				アウトレットホース		19423-PR3-000	数量1
				コネクティングパイプ		19505-PW0-600	数量1
JH-083	1996年	EK4	シビック（4ドア）（JH-079）	エンジンオイルクーラー		1550-PR3-013	数量1
				オイルクーラージョイント		11108-PR3-010	数量1
				センターボルト		15560-PT6-003	数量1
				インレットホース		19422-PR3-000	数量1
				アウトレットホース		19423-PR3-000	数量1
				コネクティングパイプ		19505-PW0-600	数量1
				原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	
JH-084	1996年	GA3	ロゴ（3ドア）	D13B	1343	8657	
JH-085	1997年	BB6	プレリュード	H22A	2156	8592	
JH-086	1997年	NA2	NSX，NSX－T，NSX－S	C32B	3179	8732	

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JH-087	1997年	EK9	シビックタイプR	B16B	1595	8924	
JH-088	1998年	DC2	インテグラタイプR（3ドアクーペ）	B18C	1797	7294	タイヤサイズ、ブレーキサイズ、ファイナルギアレシオ変更
JH-089	1998年	DB8	インテグラタイプR（4ドア）	B18C	1797	7401	タイヤサイズ、ブレーキサイズ、ファイナルギアレシオ変更
JH-090	1999年	AP1	S2000	F20C	1997	9492	
JH-091	1999年	NA2	NSX，NSX－T，NSX－S	C32B	3179	10345	
				（部品名称）		（部品番号）	
JH-092	2000年	EK9	シビックタイプR（JH-087）	ミッション	カウンターシャフト	23221-P80-E30	1）ファイナルレシオ：4.785
					ギヤー，カウンターシャフトロー	23421-P80-E30	2）フロント/リアベンチレーテッドディスクブレーキ径違い
					ベアリング，ニードル 42×47×20	91107-P80-E31	3）4穴ホイール
					カラー，ディスタンス 36.5×42×30	23914-P80-E30	全部品のセット使用のみ可。
					ギヤー，ファイナルドリブン（67T）	41233-P80-E30	（各部品を個別に使用することは不可。）
				ブレーキ	ベアリング ASSY.，ハブユニット	42200-SR3-A06	
					ディスク，リヤーブレーキ	42510-SR3-J01	
					キャリパーサブ ASSY.，R.リヤー	43018-S04-003	
					キャリパーサブ ASSY.，L.リヤー	43019-S04-003	
					サブ ASSY.，フロント	44600-S04-A00	
					キャリパーサブ ASSY.，R.フロント	45018-S04-V01	
					キャリパーサブ ASSY.，L.フロント	45019-S04-V01	
					ディスク，フロントブレーキ	45251-SK7-J00	
					シリンダー ASSY.，マスター	46100-S04-J13	
					パワー ASSY.，マスター	46400-S04-N11	
					バルブ ASSY.，プロポーショニング	46210-S04-911	
					パイプ COMP.B.ブレーキ	46320-S04-000	
					パイプ COMP.H.ブレーキ	46321-S04-010	
					ワイヤー A，R.パーキングブレーキ	47510-S04-932	
					ワイヤー A，L.パーキングブレーキ	47560-S04-932	
					アーム COMP.，R.リヤートレーリング	52370-S04-981	
					アーム COMP.，L.リヤートレーリング	52371-S04-981	
					ディスク,ホイール（15×5 1/2JJ）（カナイ）	42700-SR3-N54	
					ディスク,ホイール（15×5 1/2JJ）（ユノ）	42700-SR3-N55	
				原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	
JH-093	2001年	DC5	インテグラタイプR	K20A	1998	10989	
JH-094	2002年	EP3	シビックタイプR	K20A	1998	11152	
JH-095	2002年	NA2	NSX	C32B	3179	10556	
JH-096	2002年	CL7	アコード	K20A	1998	11665	
JH-097	2002年	CL7	アコードユーロR	K20A	1998	11666	
JH-097	2005年	CL7	アコードユーロR	K20A	1998	12198	
JH-098	2002年	CL9	アコード	K24A	2354	11668	
JH-098	2005年	CL9	アコード	K24A	2354	12200	
JH-099	2003年	AP1	S2000	F20C	1997	10557	

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JH-100	2004年	CL7	アコード	K20A	1998	12197	平成17年排ガス規制対応に伴う､型式及び型式指定番号変更の為
JH-101	2004年	CL7	アコードユーロR	K20A	1998	12198	平成17年排ガス規制対応に伴う､型式及び型式指定番号変更の為
JH-102	2004年	CL9	アコード	K24A	2354	12200	平成17年排ガス規制対応に伴う､型式及び型式指定番号変更の為
JH-103	2004年	NA2	NSX	C32B	3179	12218	平成17年排ガス規制対応に伴う､型式及び型式指定番号変更の為
JH-104	2004年	AP1	S2000	F20C	1997	12219	平成17年排ガス規制対応に伴う､型式及び型式指定番号変更の為
JH-105	2004年	DC5	インテグラタイプR	K20A	1998	12221	平成17年排ガス規制対応に伴う､型式及び型式指定番号変更の為
JH-106	2005年	NA2	NSX	C32B	3179	12218	全長、全幅、全高を変更した類別追加
JH-107	2005年	FD1	シビック	R18A	1799	15165	
JH-108	2005年	AP2	S2000	F22C	2156	15221	
JH-109	2007年	FD2	シビック　TYPE　R	K20A	1998	15684	
JH-110	2008年	GE8	フィット　RS	L15A	1496	15976	2WD
JH-111	2010年	ZF1	CR－Z	LEA-MF6	1496	16439	
JH-112	2012年	PP1	BEAT	E07A	656	6812	
JH-113	2012年	CP3	INSPIRE	J35A	3471	15995	
JH-114	2012年	GD3	Fit	L15A	1496	12236	
JH-114	2012年	GD3	Fit	L15A	1496	15257	
JH-115	2012年	GP4	FIT HYBRID RS	LEA-MF6	1496	17288	
JH-116	2012年	ZF2	CR－Z	LEA-MF6	1496	17370	
JH-117	2014年	GK5	フィット　RS	L15B	1496	17568	
JH-118	2014年	GP5	フィット　ハイブリッド	LEB	1496	17574	
JH-119	2014年	JG1	N－ONE	S07A	658	17452	ターボ付
JH-120	2016年	FK2	CIVIC TYPE R	K20C	1995	18142	
JH-121	2016年	JW5	S660	S07A	658	17981	
JH-122	2017年	NC1	NSX	JNC-H2-H3-H3	3492	18389	
JH-123	2018年	FN2	CIVIC TYPE R EURO	K20A	1998	16259	
JH-124	2018年	FK8	CIVIC TYPE R	K20C	1995	18618	

(株)SUBARU

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JF-007	1980年	A26	レオーネ	EA71	1595	3169	
JF-008	1980年	A27	レオーネ	EA71	1595	3170	
JF-009	1980年	A34	レオーネ	EA71	1595	3538	
JF-010	1980年	A33	レオーネ	EA71	1595	3537	
JF-011	1980年	A32	レオーネ	EA63	1361	3536	
JF-012	1980年	AF1	レオーネS/B	EA65	1298	4039	
JF-013	1980年	AF2	レオーネS/B	EA71	1595	4040	
JF-014	1980年	AF3	レオーネS/B	EA71	1595	4041	
JF-015	1980年	AF5	レオーネS/B	EA81	1781	4042	
JF-016	1980年	AB2	レオーネ	EA71	1595	3885	
JF-017	1980年	AB4	レオーネ	EA81	1781	3886	
JF-018	1980年	AB5	レオーネ	EA81	1781	3887	
JF-019	1980年	A22	レオーネ	EA63	1361	3171	
JF-023	1983年	AB5	スバル4WD　RXハードトップ	EA81	1781	3887	
JF-024	1984年	KA5	スバルジャスティ	EF10	997	4986	
JF-025	1984年	KA6	スバルジャスティ	EF10	997	4987	
JF-026	1984年	AA5	オールニューレオーネRXターボ	EA82	1781	5093	ターボ付
JF-027	1985年	KM2	レックス	EK23	544	4910	ターボ付
JF-028	1985年	KA8	スバルジャスティ4WD3ドア1.2	EF12	1189	5273	4WD
JF-029	1985年	AG5	スバルレオーネ4WD3ドアクーペターボ	EA82	1781	5320	ターボ付、4WD
JF-030	1985年	AX7	スバルアルシオーネターボ4WD	EA82	1781	5196	ターボ付、4WD
JF-031	1987年	KG2	スバルレックス	EK23	544	5571	4WD、ツインビスコ
JF-032	1987年	AG6	スバルレオーネ3ドアクーペ	EA82	1781	5399	ターボ付、フルタイム4WD
JF-033	1987年	AA7	スバルレオーネ4ドアセダン	EA82	1781	5094	ターボ付、フルタイム4WD
JF-034	1987年	KN2	スバルレックス	EK23	544	5515	4WD
JF-035	1988年	KG1	スバルレックス　スーパーチャージャー付	EK23	544	5513	スーパーチャージャー付
JF-036	1988年	KN1	スバルレックスコンビ　スーパーチャージャー付	EK23	544	5514	スーパーチャージャー付
JF-037	1988年	KA7	スバルMOVIN'　ジャスティFF1.2	EF12	1189	5966	5MT、ECVT
JF-038	1988年	KA8	スバルMOVIN'　ジャスティ4WD1.2	EF12	1189	5273	5MT、ECVT
JF-039	1989年	BC2	スバルレガシーFFセダン1.8	EJ18	1820	6061	
JF-040	1989年	BC3	スバルレガシー4WDセダン1.8	EJ18	1820	6062	
JF-041	1989年	BC4	スバルレガシーFFセダン2.0	EJ20	1994	6063	
JF-042	1989年	BC5	スバルレガシー4WDセダン2.0RS	EJ20	1994	6064	ターボ付
JF-043	1989年	BC5	スバルレガシー4WDセダン2.0	EJ20	1994	6064	
JF-044	1989年	BF3	スバルレガシー4WDワゴン1.8	EJ18	1820	6065	
JF-045	1989年	BF5	スバルレガシー4WDワゴン2.0	EJ20	1994	6066	
JF-046	1989年	BFA	スバルレガシー4WDワゴン2.0	EJ20	1994	6067	
JF-047	1989年	KH1	スバルレックスセダン	EN05	547	6125	スーパーチャージャー付
JF-048	1989年	KH2	スバルレックスセダン4WD	EN05	547	6126	スーパーチャージャー付

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JF-049	1989年	KP1	スバルレックスバン	EN05	547	6127	スーパーチャージャー付
JF-050	1990年	BF5	スバルレガシー4WDワゴン2.0	EJ20	1994	6066	ターボ付
JF-051	1990年	BC5	スバルレガシー4WDセダン2.0RS	EJ20	1994	6064	ターボ付
JF-052	1990年	KH3	スバルレックスセダン2WD	EN07	658	6484	ECVT装着車両を含む
JF-053	1990年	KH3	スバルレックスセダン2WD	EN07	658	6484	ECVT装着車両を含むスーパーチャージャー付き
JF-054	1990年	KH4	スバルレックスセダン4WD	EN07	658	6485	ECVT装着車両を含む
JF-055	1990年	KH4	スバルレックスセダン4WD	EN07	658	6485	ECVT装着車両を含むスーパーチャージャー付き
JF-056	1990年	KP3	スバルレックスバン2WD	EN07	658	6486	ECVT装着車両を含む
JF-057	1990年	KP4	スバルレックスバン4WD	EN07	658	6487	ECVT装着車両を含む
JF-058	1990年	BC5	スバルレガシーセダン4WD2.0	EJ20	1994	6064	ターボ付、クロスレシオタイプ変速機装着車両
JF-059	1990年	BC5	スバルレガシーセダン4WD2.0	EJ20	1994	6064	ターボ付、エンジンポート研磨処理およびクロスレシオタイプ変速機装着車両
JF-060	1991年	BC5	スバルニューレガシー4WDセダン2.0	EJ20	1994	6064	ターボ付、E/Gポートその他研磨処理車両、クロスレシオタイプ変速機、外観変更
JF-061	1991年	BC5	スバルニューレガシー4WDセダン2.0	EJ20	1994	6064	ターボ付、外観変更
JF-062	1991年	BC5	スバルニューレガシー4WDセダン2.0	EJ20	1994	6064	外観変更
JF-063	1992年	KK3	スバルヴィヴィオFFセダン	EN07	658	7066	
JF-064	1992年	KK3	スバルヴィヴィオFFセダン	EN07	658	7066	スーパーチャージャー付
JF-065	1992年	KK4	スバルヴィヴィオ4WDセダン	EN07	658	7067	
JF-066	1992年	KK4	スバルヴィヴィオ4WDセダン	EN07	658	7067	スーパーチャージャー付
JF-067	1992年	KW3	スバルヴィヴィオFFワゴンタイプ	EN07	658	7068	
JF-068	1992年	KW4	スバルヴィヴィオ4WDワゴンタイプ	EN07	658	7069	
				（部品名称）		（部品番号）	
JF-069	1992年	KK3	スバルヴィヴィオFFセダン（JF-063，064）	リアサスペンションのラテラルリンク形状及び塗装仕様			
		KK4	スバルヴィヴィオ4WDセダン（JF-065，066）				
		KW3	スバルヴィヴィオFFワゴンタイプ（JF-067）				
		KW4	スバルヴィヴィオ4WDワゴンタイプ（JF-068）				
				原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	
JF-070	1992年	GF6	スバルインプレッサワゴン1.8　4WD	EJ18	1820	7177	
JF-071	1992年	GC4	スバルインプレッサセダン1.6　4WD	EJ16	1597	7173	
JF-072	1992年	GC6	スバルインプレッサセダン1.8　4WD	EJ18	1820	7174	
JF-073	1992年	GC8	スバルインプレッサセダンWRX　2.0　4WD	EJ20	1994	7175	ターボ付
JF-074	1992年	GC8	スバルインプレッサセダンWRX−RA　2.0　4WD	EJ20	1994	7175	ターボ付、クロスレシオタイプ変速機、E/Gポートその他研磨処理
JF-075	1992年	GC8	スバルインプレッサセダンWRX　2.0　4WD スバルインプレッサセダンWRX−RA　2.0　4WD	EJ20	1994	7175	ターボ付、16インチタイヤ装着(アルミホイール品番:28111 FA080)
JF-076	1993年	KK4	スバルヴィヴィオ4WDセダン　RX−RA	EN07	658	7067	スーパーチャージャー付、クロスレシオタイプ変速機付、E/Gポートその他研磨処理
JF-077	1993年	KK4	スバルヴィヴィオ4WDセダン　RX−RA	EN07	658	7067	スーパーチャージャー付、クロスレシオタイプ変速機付、エアロパーツ装着
JF-078	1993年	KK4	スバルヴィヴィオ4WDセダン　RX−RA	EN07	658	7067	スーパーチャージャー付、クロスレシオタイプ変速機付、エアロパーツ無し車両
JF-079	1993年	CXD	スバルアルシオーネSVX	EG33	3318	6859	4WS付き車両
JF-080	1993年	CXW	スバルアルシオーネSVX	EG33	3318	6858	4WS無し車両
JF-081	1993年	BD5	スバルニューレガシーセダン2.0　4WD　ターボ	EJ20	1994	7461	ターボ付

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
				（部品名称）		（部品番号）	
JF-082	1993年	GF6 GC4 GC6 GC8 GC8 GC8	スバルインプレッサワゴン1.8　4WD（JF-070） スバルインプレッサセダン1.6　4WD（JF-071） スバルインプレッサセダン1.8　4WD（JF-072） スバルインプレッサセダンWRX2.0　4WD（JF-073） スバルインプレッサセダンWRX－RA2.0　4WD（JF-074） スバルインプレッサセダンWRX2.0　4WD スバルインプレッサセダンWRX－RA2.0　4WD（JF-075）	エアインテークダクトの形状及び材料仕様		14462AA120	蛇腹部をストレートにしたもの
				原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	
JF-083	1994年	GC8	スバルインプレッサセダンWRX－STI　2.0　4WD	EJ20	1994	7175	ターボ付、外観変更（リヤスポイラー）、鍛造ピストン、排気系（藤壺マフラー）等
JF-084	1994年	GF3	スバルインプレッサスポーツワゴン1.6FF（スバルインプレッサ5ドアスポーツ1.6FF）	EJ16	1597	7176	
JF-085	1994年	GC5	スバルインプレッサセダン1.8FF	EJ18	1820	7493	
JF-086	1994年	GF4	スバルインプレッサスポーツワゴン1.6　4WD（スバルインプレッサ5ドアスポーツ1.6　4WD）	EJ16	1597	7494	
JF-087	1994年	GF8	スバルインプレッサスポーツワゴンWRX2.0　4WD（スバルインプレッサ5ドアスポーツWRX2.0　4WD）	EJ20	1994	7495	ターボ付
JF-088	1994年	GF8	スバルインプレッサスポーツワゴン　WRX－STI　2.0　4WD（スバルインプレッサ　5ドアスポーツ　WRX－STI　2.0　4WD）	EJ20	1994	7495	ターボ付、外観変更（フロントグリル）、鍛造ピストン、排気系（藤壺マフラー）等
JF-089	1994年	GC8	スバルインプレッサセダンWRX－RA－STI　2.0　4WD	EJ20	1994	7175	ターボ付、外装・内装変更、ステアリング部品変更、エンジン部品変更、駆動系部品変更、ブレーキ部品変更等
JF-090	1996年	BD9	スバルニューレガシーセダン2.5　4WD	EJ25	2457	7690	
JF-091	1996年	GC4	スバルインプレッサセダン1.6　4WD　2ドア	EJ16	1597	7173	
JF-092	1996年	GC1	スバルインプレッサセダン1.5　2WD　2ドア	EJ15	1493	7172	
JF-093	1996年	GC8	スバルニューインプレッサセダンWRX	EJ20	1994	7175	ターボ付、4WD、外観変更、15インチ&16インチブレーキ仕様、280ps
JF-094	1996年	GC8	スバルニューインプレッサセダンSTIバージョン	EJ20	1994	7175	ターボ付、4WD、外観変更、15インチ&16インチブレーキ仕様、280ps
JF-095	1996年	GF8	スバルニューインプレッサスポーツワゴンWRX	EJ20	1994	7495	ターボ付、4WD、外観変更、15インチ&16インチブレーキ仕様
JF-096	1996年	GF8	スバルニューインプレッサスポーツワゴンSTIバージョン	EJ20	1994	7495	ターボ付、4WD、外観変更、15インチ&16インチブレーキ仕様、280ps
JF-097	1997年	GC8	スバルインプレッサWRXタイプR　STIバージョン（ピュアスポーツクーペ）	EJ20	1994	7175	2ドア
JF-098	1997年	KK4	スバルヴィヴィオRX－SS	EN07	658	7067	スーパーチャージャー付、4WD、スポーツシフト
JF-099	1997年	KK4	スバルヴィヴィオビストロ－SS	EN07	658	7067	スーパーチャージャー付、4WD、スポーツシフト
JF-100	1997年	GC8	スバルインプレッサセダンWRX	EJ20	1994	7175	ターボ付、1997年9月以降販売,STIバージョン含む
JF-101	1997年	GF8	スバルインプレッサワゴン	EJ20	1994	7495	ターボ付、1997年9月以降販売,STIバージョン含む
JF-102	1998年	GC8	スバルインプレッサWRX	EJ20	1994	7175	外観変更、ターボ付、4WD
JF-103	1998年	RA2	スバルプレオ5ドアワゴンRM	EN07	658	9207	スーパーチャージャー付、4WD
JF-104	1999年	GC8	スバルインプレッサセダンWRX	EJ20	1994	7175	ターボ付、4WD、外観変更、1999年9月以降販売
				（部品名称）		（部品番号）	
JF-106	1999年	GC8	スバルインプレッサセダンWRX（JF-104）	エアスクープ		9607055000	ボンネット上エアスクープの形状違い

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JF-107	2000年	GD9	スバルインプレッサWRX　NA	EJ20	1994	10604	4WD
JF-108	2000年	GDA	スバルインプレッサWRX　NB	EJ20	1994	10605	ターボ付、4WD
JF-109	2000年	GDB	スバルインプレッサWRX　STi	EJ20	1994	10747	ターボ付、4WD
				（部品名称）		（部品番号）	
JF-110	2001年	GDB	スバルインプレッサWRX　STi（JF-109）	フューエルポンプ		ST420214S000	
JF-111	2001年	GDB	スバルインプレッサWRX　STi（JF-109）	クランクシャフト		ST122004S000	
JF-112	2001年	GDB	スバルインプレッサWRX　STi（JF-109）	コンロッドセット		ST121004S000	
				原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	
JF-113	2002年	GG2	スバルインプレッサスポーツワゴン1.5　2WD	EJ15	1493	10606	2WD
JF-114	2002年	GG3	スバルインプレッサスポーツワゴン1.5　4WD	EJ15	1493	10607	4WD
JF-115	2002年	GG3	スバルインプレッサスポーツワゴン1.5　4WD	EJ15	1493	11088	4WD
JF-116	2002年	GG9	スバルインプレッサスポーツワゴン2.0　4WD	EJ20	1994	10608	4WD
JF-117	2002年	GGA	スバルインプレッサスポーツワゴン2.0　4WD	EJ20	1994	10609	ターボ付、4WD
JF-118	2002年	GD9	スバルインプレッサセダン2.0　4WD	EJ20	1994	10604	4WD
JF-119	2002年	GDA	スバルインプレッサセダン2.0　4WD　ターボ	EJ20	1994	10605	ターボ付、4WD
JF-120	2002年	GDB	スバルインプレッサセダン2.0　4WD　ターボ　STI	EJ20	1994	10747	ターボ付、4WD
JF-121	2003年	BL5	スバルレガシィB4　2.0i	EJ20	1994	11783	4WD
JF-121	2004年	BL5	スバルレガシィB4　2.0i	EJ20	1994	12049	4WD
JF-122	2003年	BL5	スバルレガシィB4　2.0R	EJ20	1994	11784	4WD
JF-123	2003年	BL5	スバルレガシィB4　2.0GT	EJ20	1994	11784	ターボ付、4WD
JF-124	2003年	BP5	スバルレガシィツーリングワゴン2.0i	EJ20	1994	11785	4WD
JF-124	2004年	BP5	スバルレガシィツーリングワゴン2.0i	EJ20	1994	12051	4WD
JF-125	2003年	BP5	スバルレガシィツーリングワゴン2.0R	EJ20	1994	11786	4WD
JF-126	2003年	BP5	スバルレガシィツーリングワゴン2.0GT	EJ20	1994	11786	ターボ付、4WD
JF-127	2003年	GD2	スバルインプレッサセダン15i	EJ15	1493	11891	2WD
JF-128	2003年	GD3	スバルインプレッサセダン15i	EJ15	1493	11892	4WD
JF-129	2003年	BLE	スバルレガシィB4　3.0R	EZ30	2999	11917	4WD
JF-129	2004年	BLE	スバルレガシィB4　3.0R	EZ30	2999	12050	4WD
JF-130	2003年	BPE	スバルレガシィツーリングワゴン3.0R	EZ30	2999	11919	4WD
JF-130	2004年	BPE	スバルレガシィツーリングワゴン3.0R	EZ30	2999	12053	4WD
JF-131	2004年	RC1	スバルR2　i、スバルR2　R	EN07	658	12021	2WD
JF-131	2004年	RC1	スバルR2　i、スバルR2　R	EN07	658	12054	2WD
JF-131	2006年	RC1	スバルR2　i、スバルR2　R	EN07	658	15229	2WD
JF-132	2004年	RC2	スバルR2　i、スバルR2　R	EN07	658	12023	4WD
JF-132	2004年	RC2	スバルR2　i、スバルR2　R	EN07	658	12056	4WD
JF-132	2006年	RC2	スバルR2　i、スバルR2　R	EN07	658	15230	4WD
JF-133	2004年	RC1	スバルR2　S	EN07	658	12022	スーパーチャージャー付、2WD
JF-133	2004年	RC1	スバルR2　S	EN07	658	12055	スーパーチャージャー付、2WD
JF-134	2004年	RC2	スバルR2　S	EN07	658	12024	スーパーチャージャー付、4WD
JF-134	2004年	RC2	スバルR2　S	EN07	658	12057	スーパーチャージャー付、4WD

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JF-135	2004年	BP9	スバル　アウトバック　2.5i	EJ25	2457	12052	4WD
JF-136	2004年	BPE	スバル　アウトバック　3.0R	EZ30	2999	12053	4WD
JF-137	2005年	RJ1	スバル　R1　i、スバル　R1　R	EN07	658	12782	2WD
JF-137	2006年	RJ1	スバル　R1　i、スバル　R1　R	EN07	658	15231	2WD
JF-138	2005年	RJ2	スバル　R1　i、スバル　R1　R	EN07	658	12783	4WD
JF-138	2006年	RJ2	スバル　R1　i、スバル　R1　R	EN07	658	15232	4WD
JF-139	2006年	RJ1	スバルR1	EN07	658	15233	スーパーチャージャー付、2WD
JF-140	2006年	RJ2	スバルR1	EN07	658	15234	スーパーチャージャー付、4WD
JF-141	2006年	GDC	スバルインプレッサセダン　1.5　2WD	EL15	1498	15338	2WD
JF-142	2006年	GDD	スバルインプレッサセダン　1.5　4WD	EL15	1498	15339	4WD
JF-143	2006年	GGC	スバルインプレッサスポーツワゴン　1.5　2WD	EL15	1498	15340	2WD
JF-144	2006年	GGD	スバルインプレッサスポーツワゴン　1.5　4WD	EL15	1498	15341	4WD
JF-145	2007年	GH2	スバル　インプレッサ　15S	EL15	1498	15704	2WD
JF-146	2007年	GH3	スバル　インプレッサ　15S	EL15	1498	15705	4WD
JF-147	2007年	GH7	スバル　インプレッサ　20S	EJ20	1994	15706	4WD
JF-148	2007年	GH8	スバル　インプレッサ　S－GT	EJ20	1994	15707	ターボ付、4WD
JF-149	2007年	GRB	スバル インプレッサ WRX STI、スバル WRX STI	EJ20	1994	15970	ターボ付、4WD
JF-150	2009年	GRB	スバル インプレッサ WRX STI spec C、スバル WRX STI spec C	EJ20	1994	15970	ターボ付、4WD
JF-151	2009年	BM9	スバル　レガシィ　B4　2.5	EJ25	2457	16291	ターボ付、4WD
JF-152	2010年	GRF	スバル WRX STI A-Line、スバル インプレッサ WRX STI A-Line	EJ25	2457	16264	ターボ付、4WD
JF-153	2010年	GVB	スバル　WRX　STI	EJ20	1994	16521	ターボ付、4WD
JF-154	2010年	GVF	スバル　WRX　STI　A－Line	EJ25	2457	16522	ターボ付、4WD
JF-155	2012年	GJ2	スバル　インプレッサ　G4	FB16	1599	16960	2WD
JF-156	2012年	GJ3	スバル　インプレッサ　G4	FB16	1599	16961	4WD
JF-157	2012年	GJ6	スバル　インプレッサ　G4	FB20	1995	16962	2WD
JF-158	2012年	GJ7	スバル　インプレッサ　G4	FB20	1995	16963	4WD
JF-159	2012年	GP2	スバル　インプレッサ　スポーツ	FB16	1599	16964	2WD
JF-160	2012年	GP3	スバル　インプレッサ　スポーツ	FB16	1599	16965	4WD
JF-161	2012年	GP6	スバル　インプレッサ　スポーツ	FB20	1995	16966	2WD
JF-162	2012年	GP7	スバル　インプレッサ　スポーツ	FB20	1995	16967	4WD
JF-163	2012年	ZC6	スバル　BRZ	FA20	1998	17115	
JF-164	2014年	VAB	スバル　WRX　STI	EJ20	1994	17722	
JF-165	2016年	ZC6	スバル　BRZ	FA20	1998	17115	外観（前後ランプ、リヤスポイラー、バンパー等）（MT/AT）、エンジン及び減速比（MT）
JF-166	2017年	VAB	スバル　WRX　STI	EJ20	1994	17722	外観（バンパー、グリル、ヘッドランプ）、タイヤ、駆動系、ブレーキ
JF-167	2018年	VAG	SUBARU WRX S4	FA20	1998	17724	

ダイハツ工業(株)

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JD-001	1980年	A30	ダイハツシャルマン1300	4K	1290	3664	
JD-002	1980年	A10	ダイハツシャルマン1600	12T	1588	3665	
JD-003	1980年	L45	ダイハツマックスクォーレ2ドア	AB	547	3799	
JD-004	1980年	L45	ダイハツマックスクォーレ4ドア	AB	547	3799	
JD-005	1980年	G10	ダイハツシャレード5ドアセダン	CB	993	3620	
JD-006	1980年	G10	ダイハツシャレード3ドアクーペ	CB	993	3620	
JD-007	1980年	L55	ダイハツクォーレ3ドア	AB	547	4212	
JD-008	1980年	L55	ダイハツクォーレ4ドア	AB	547	4212	
JD-016	1982年	A35	ダイハツシャルマン	4K-U（II）	1290	4409	
JD-017	1982年	A55	ダイハツシャルマン	3A-U（II）	1452	4410	
JD-018	1982年	L55V	ダイハツミラ	AB	547	4559	
JD-019	1983年	G30	シャレード（ディーゼルセダン）	CL	993	4739	
JD-020	1983年	G11	シャレード（セダン）	CB	993	4738	
JD-021	1983年	G11V	シャレード（バン）	CB	993	4740	
JD-022	1983年	G30V	シャレード（ディーゼルバン）	CL	993	4741	
JD-023	1983年	G11	シャレードターボ	CB	993	4738	ターボ付
JD-024	1983年	L55V	ミラターボ	AB	547	4559	ターボ付
JD-025	1984年	G26	ダイハツシャレード926ターボ	CE	927	（新型自動車）50898	ターボ付
JD-026	1985年	L70S	クオーレ	EB	547	5265	
JD-027	1985年	L70V	ミラターボ	EB	547	5266	ターボ付
JD-028	1985年	L70V	ミラ	EB	547	5266	
JD-029	1985年	L71V	ミラ（4WD）	EB	547	5267	
JD-030	1986年	L71V	ミラターボ4WD	EB	547	5267	ターボ付
JD-031	1987年	G100S	シャレード（ターボ付）	CB	993	5589	ターボ付
JD-032	1987年	G100S	シャレード	CB	993	5589	
JD-033	1987年	L100S	リーザ	EB	547	5565	
JD-034	1987年	L100V	リーザ	EB	547	5566	
JD-035	1987年	L100V	リーザ（ターボ付）	EB	547	5566	ターボ付
JD-036	1988年	G102S	シャレード1.3i	HC	1295	5839	
JD-037	1988年	G112S	シャレード1.3i（4WD）	HC	1295	5840	4WD
JD-038	1989年	A101S	アプローズ	HD	1589	6222	
JD-039	1989年	A111S	アプローズ	HD	1589	6223	4WD
JD-040	1990年	L220S	ミラ	EF	659	6504	ターボ付、4WS付
JD-041	1990年	L200S	ミラ	EF	659	6502	ターボ付
JD-042	1991年	L210S	ミラ	EF	659	6503	ターボ付、4WD
JD-043	1993年	G201S	シャレード・デトマソ	HD	1589	7459	
JD-044	1994年	L500S	ミラ	EF	659	7754	ターボ付
JD-045	1994年	L502S	ミラ	JB	659	7755	

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JD-046	1994年	L512S	ミラ	JB	659	7757	ターボ付、4WD
JD-047	1995年	L500S	ミラ	EF	659	7754	ターボ付、ツインカム式エンジン追加等
JD-048	1995年	L502S	ミラ	JB	659	7755	ターボ付､クロスレシオ変速機､Rrディスクブレーキ追加等
JD-049	1998年	M100S	ストーリア	EJ	989	9018	
JD-050	1998年	M110S	ストーリア（4WD）	EJ	989	9019	4WD
JD-051	1998年	M112S	ストーリアX4	JC	713	9020	ターボ付、4WD
JD-052	1998年	L700S	ミラ	EF	659	9195	2WD（FF）
JD-053	1998年	L710S	ミラ	EF	659	9196	4WD
JD-054	1999年	L710V	ミラ	EF	659	9198	4WD
JD-055	1999年	L802S	オプティ	JB	659	9235	2WD（FF）
JD-056	1999年	L810S	オプティ	EF	659	9236	4WD
JD-057	1999年	L700S	ミラ/ミラジーノ	EF	659	9195	ターボ付、2WD
JD-058	1999年	L710S	ミラ/ミラジーノ	EF	659	9196	ターボ付、4WD
JD-059	1999年	L810S	オプティ	EF	659	9236	ターボ付、4WD
JD-060	2000年	M101S	ストーリア	K3	1297	10569	2WD
JD-061	2000年	M111S	ストーリア	K3	1297	10570	4WD
JD-062	2000年	L710S	ダイハツ　ミラジーノ	EF	659	9196	ターボ付、4WD、3ドア車
JD-063	2000年	L710S	ダイハツ　ミラ/ミラジーノ	EF	659	10757	4WD
JD-064	2000年	L810S	ダイハツ　オプティ	EF	659	10759	4WD
JD-065	2001年	M201G	ダイハツ　YRV	K3	1297	10673	2WD
JD-066	2001年	M201G	ダイハツ　YRV	K3	1297	10673	ターボ付、2WD
JD-067	2001年	M211G	ダイハツ　YRV	K3	1297	10674	4WD
JD-068	2001年	M211G	ダイハツ　YRV	K3	1297	10674	ターボ付、4WD
JD-069	2001年	L950S	マックス	EF-VE	659	11153	2WD
JD-070	2001年	L950S	マックス	EF-DET	659	11154	ターボ付、2WD
JD-071	2001年	L952S	マックス	JB-DET	659	11155	ターボ付、2WD
JD-072	2001年	L960S	マックス	EF-VE	659	11156	4WD
JD-073	2001年	L960S	マックス	EF-DET	659	11156	ターボ付、4WD
JD-074	2001年	L962S	マックス	JB-DET	659	11157	ターボ付、4WD
JD-075	2002年	L750S	ネイキッド	EF	659	11026	ターボ付、2WD
JD-076	2002年	L760S	ネイキッド	EF	659	11027	ターボ付、4WD
JD-077	2002年	M101S	ストーリア	K3	1297	11192	2WD
JD-078	2002年	M111S	ストーリア	K3	1297	11194	4WD
JD-079	2002年	M201G	YRV	K3	1297	11243	ターボ付、2WD
JD-080	2002年	M211G	YRV	K3	1297	11244	ターボ付、4WD
JD-081	2002年	L880K	コペン	JB	659	11404	ターボ付、2WD
JD-082	2002年	M112S	ストーリアX4	JC	713	11429	ターボ付、4WD
JD-083	2003年	L250S	ミラ	EF	659	11676	2WD
JD-084	2003年	L250S	ミラアヴィ	EF	659	11677	ターボ付、2WD
JD-085	2003年	L260S	ミラアヴィ	EF	659	11679	ターボ付、4WD
JD-086	2003年	L700S	ミラ/ジーノ	EF	659	10756	2WD

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JD-087	2005年	M310S	ダイハツ　ブーン	1KR	996	12484	4WD
JD-088	2005年	M301S	ダイハツ　ブーン	K3	1297	12485	2WD
JD-089	2005年	L660S	ダイハツ　ミラジーノ	EF	659	12746	4WD
JD-090	2006年	L235S	エッセ	KF	658	15235	2WD
JD-091	2006年	L245S	エッセ	KF	658	15237	4WD
JD-092	2006年	J200G	ビーゴ	3SZ	1495	15249	2WD
JD-093	2006年	J210G	ビーゴ	3SZ	1495	15250	4WD
JD-094	2006年	M312S	ブーン　X4	KJ	936	15303	ターボ付、4WD
JD-095	2007年	L275S	ミラ	KF	658	15622	2WD
JD-096	2007年	L285S	ミラ	KF	658	15624	4WD
JD-097	2014年	LA400K	ダイハツ　コペン	KF	658	17752	ターボ付

スズキ(株)

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JS-015	1988年	AA34S	カルタスGTi	G13B	1298	5989	
JS-020	1990年	AF34S	カルタスGTi4WD	G13B	1298	6259	4WD
JS-021	1990年	CN21S	アルト	F6A	657	6466	ターボ付、2WD
JS-022	1990年	CP21S	アルト4WD	F6A	657	6467	ターボ付、4WD
JS-023	1990年	CN31S	セルボ・モード	F6B	658	6610	ターボ付、4気筒ツインカム
JS-024	1990年	CP31S	セルボ・モード4WD	F6B	658	6611	ターボ付、4気筒ツインカム、4WD
JS-025	1992年	AA44S	スズキカルタス	G10	993	5987	
JS-026	1992年	EA11R	スズキカプチーノ	F6A	657	6894	ターボ付
JS-027	1992年	CR22S	スズキアルト	F6A	657	6887	ターボ付
JS-028	1992年	CS22S	スズキアルト	F6A	657	6890	ターボ付、4WD
JS-029	1992年	CM22V	スズキアルトワークスR	F6A	657	6894	ターボ付
JS-030	1992年	CP32S	スズキ　セルボ・モード　4WD	F6B	658	6892	ターボ付、リヤディスクブレーキ、4WD
JS-031	1992年	CN32S	スズキ　セルボ・モード	F6B	658	6889	ターボ付、リヤディスクブレーキ
JS-032	1994年	HA21S	アルトワークスRS／Z	K6A	658	7820	ターボ付、2WD、DOHC3気筒
JS-033	1994年	HB21S	アルトワークスRS／Z	K6A	658	7821	ターボ付、4WD、DOHC3気筒
JS-034	1994年	TA11W	エスクードハードトップV6－2000	H20A	1998	7901	4WD、DOHC V型6気筒EPI
JS-035	1994年	TD11W	エスクードノマドV6－2000	H20A	1998	7902	4WD、DOHC V型6気筒EPI
JS-036	1994年	TA31W	エスクードハードトップ2000ディーゼルターボ	RF	1998	7903	4WD、4気筒、燃料噴射
JS-037	1994年	TD31W	エスクードノマド2000ディーゼルターボ	RF	1998	7904	4WD、4気筒、燃料噴射
JS-038	1995年	GA11S	カルタスクレセント	G13B	1298	7800	2WD、EPI
JS-039	1995年	GA21S	カルタスクレセント	G15A	1493	7801	2WD、EPI
JS-040	1995年	GB21S	カルタスクレセント	G15A	1493	7802	4WD、EPI
JS-041	1995年	HB21S	アルトワークスR	F6A	658	7821	4WD、ターボ変更、クロスレシオミッション
JS-042	1995年	HA21S	アルトワークスRS／Z	K6A	658	7820	外観変更、ターボ付
JS-043	1995年	HB21S	アルトワークスRS／Z	K6A	658	7821	外観変更、ターボ付、4WD
JS-044	1995年	HB21S	アルトワークスR	K6A	658	7821	外観変更、ターボ付、4WD
JS-045	1998年	HB21S	アルトワークスR	K6A	658	7821	インタークーラー・エアスクープ大型化等の変更
JS-046	1999年	HA22S	スズキアルトワークス	K6A	658	9190	軽自動車新規格サイズ、外観変更、ターボ付
JS-047	1999年	HN21S	スズキKei	K6A	658	9224	軽自動車新規格サイズ、新型車、ターボ付
JS-048	2001年	HT51S	スイフト	M13A	1328	10452	2WD・4WD
JS-049	2001年	RB21S	エリオ	M15A	1490	10889	2WD・4WD
JS-050	2001年	HN22S	Kei	K6A	658	10888	ターボ付、2WD・4WD
JS-051	2002年	HT51S	スイフトRS	M13A	1328	10452	
JS-052	2003年	HT81S	スイフトスポーツ	M15A	1490	11836	
JS-053	2006年	ZC31S	スイフトスポーツ	M16A	1586	15163	
JS-054	2012年	ZC32S	スイフトスポーツ	M16A	1586	17052	
JS-055	2016年	HA36S	アルト ワークス	R06A	658	17954	2WD及び4WD
JS-056	2017年	ZC33S	スイフトスポーツ	K14C	1371	18639	6MT／6AT共に型式指定番号は同じ

いすゞ自動車(株)

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JI-005	1980年	PF50	ジェミニ1600	G161Z	1584	3626	
JI-006	1980年	PF60	ジェミニ1800	G180Z	1817	3776	
JI-007	1980年	PF60E	ジェミニZZ	G180WA	1817	3776	
JI-008	1980年	PA30	フローリアン	G180Z	1817	3858	
JI-011	1980年	PF50	ジェミニ1600	G161Z	1584	3229	
JI-012	1980年	PF50	ジェミニ1600	G161Z	1584	3462	
JI-013	1980年	PF60	ジェミニ1800	G180Z	1817	3540	
JI-015	1980年	PA30	フローリアン	G180Z	1817	3337	
JI-016	1980年	PA30	フローリアン	G180Z	1817	3228	
JI-017	1981年	JR130	ピアッツァEX、XF、XL、XJ	G200W、Z	1949	4319	
JI-018	1982年	PFD60	ジェミニディーゼルターボ	4FB1	1817	4415	ターボ付
JI-019	1983年	JJ110	フローリアンアスカ	4ZB1	1817	4766	
JI-020	1983年	JJ120	フローリアンアスカ	4ZC1	1994	4767	
JI-021	1983年	JJ120	フローリアンアスカ2000ターボ	4ZC1	1994	4767	ターボ付
JI-022	1983年	JJ510	フローリアンアスカ（ディーゼル）	4FC1	1995	4768	
JI-023	1984年	JR120	ピアッツァターボ	4ZC1	1995	5039	
JI-024	1985年	JT150	ジェミニ	4XC1	1471	5190	
JI-025	1986年	JT150	ジェミニターボ	4XC1	1471	5190	ターボ付
JI-026	1986年	JT600	ジェミニターボディーゼル	4ECI	1487	5191	ターボ付
JI-027	1988年	JT190	ジェミニZZ	4XE1	1588	5827	
JI-028	1990年	JT151F	ジェミニ	4XC1	1471	6408	
JI-029	1990年	JT191F	ジェミニ	4XE1	1588	6409	
JI-030	1990年	JT191S	ジェミニ	4XE1	1588	6410	ターボ付
JI-031	1990年	JT641F	ジェミニ	4EE1	1686	6411	ターボ付
JI-032	1991年	JT221F	ピアッツア	4XF1	1809	6755	
JI-033	1992年	JT191S	ジェミニ	4XE1	1588	6410	ターボ付、エンジンポート、コモンチャンバー、エキゾーストマニホールド研磨処理、ピストン、コンロッド、クランクシャフト、フライホイールのアッセンブリーバランス取り
JI-034	1992年	JT191F	ジェミニ	4XE1	1588	6409	クロスレシオタイプ変速機装着、エンジンポート、コモンチャンバー、エキゾーストマニホールド研磨処理、ピストン、コンロッド、クランクシャフト、フライホイールのアッセンブリーバランス取り

オースチンローバージャパン(株)

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-001	1987年	741CT	プジョー205GTI	CT	1579	地審1057	
JIP-003	1988年	10CW	プジョー309GTI	CW	1904	地審第393号	
JIP-005	1992年	99X	ミニ（ミニ1000）	99H	999	自車768号他18件	
JIP-006	1992年	99XL	ミニ（ミニ1000）	99M	999	地審1276号他2件	
JIP-007	1992年	XN12	ローバー（ミニクーパー1.3）	12H	1271	地審1070号他4件	
JIP-008	1992年	XN12A	ローバーミニ1.3i	12A	1271	自審20号	
JIP-009	1992年	XP14K4	ローバー（ローバー114GTi）	14K4	1396	自審255号	

(株)ガレージ伊太利屋

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-002	1987年	L31B5	ランチャ，デルタHF4WD	831B5	1995	地審416	ターボ付、4WD
JIP-004	1988年	L31C5	ランチャ，デルタHF4WD	831C5	1995	地審第805号	ターボ付、4WD

ミツワ自動車(株)

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-011	1992年	964A	ポルシェ　911　カレラ2	62型	3604	地審134号 新型自動車外30820号	
JIP-012	1992年	964A	ポルシェ　911　カレラRS	62型	3604	地審141号 新型自動車外30820号	
JIP-014	1994年	993	ポルシェ　911　クーペ	63型	3600	自審1434号 新型自動車外30876号	
JIP-015	1996年	993T	ポルシェ　911　ターボクーペ	M6461	3600	自審705号 新型自動車外30897号	ターボ付、4WD

ビー・エム・ダブリュー（株）

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-010	1992年	M5J	ＢMW　M５	36 6S	3530	地審491号	
JIP-026	2015年	SU16	MINI Cooper	N16B16A	1598	16504	
JIP-027	2015年	XDJCW	MINI JCW クロスオーバー	N18B16C	1598	17500	
JIP-028	2015年	XM20	MINI Cooper S	B48A20A	1998	17710	
JIP-029	2015年	XM12	MINI One	B38A12A	1198	17805	
JIP-031	2016年	XMJCW	MINI John Cooper Works	B48A20B	1998	18090	

フォルクスワーゲン　アウディ日本（株）

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-013	1993年	IHABF	フォルクスワーゲン　ゴルフ　GTI　16V	ABF	1984	7209 自審1105号	

ポルシェジャパン（株）

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-016	2000年	99663	ポルシェ　911　GT3	63	3600	自審1021号	
JIP-017	2003年	99679	ポルシェ　911　GT3	79	3600	国自審第1487号	

エルシーアイ（株）

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-018	2005年	1117	ロータス　エリーゼ111R, ロータス　エリーゼR	2ZZ	1795	国自審第137号	
JIP-019	2005年	1117	ロータス　エキシージ	2ZZ	1795	国自審第395号	
JIP-020	2007年	1117	ロータス　エキシージS	2ZZ	1795	国自審第354号	
JIP-021	2007年	1119	ロータス　エリーゼS	1ZZ	1794	国自審第1520号	
JIP-022	2011年	1120	ロータス・エリーゼ	1ZR	1598	国自審第1110号	
JIP-024	2014年	122	ロータス・エボーラ	2GR	3456	国自審第610号	
JIP-032	2016年	不明（1117）	ロータス・エキシージS	2GR	3456	－	登録車両エキシージS（JIP-020）の、原動機、タイヤ&ホイールサイズ、およびブレーキサイズ違い（ただしベースシャシーは共通）

ＪＡＦ登録車両規定第２条２による車両として承認されておりますが、自動車検査証の型式欄は「不明」の表記となるため、上表には基本車両の型式を参考として（1117）表記しています。なお、当該車両の諸元等の同一性の確認は、登録申請者提示による車体番号等によるものとし、競技会においては当該申請者発行の「ＪＡＦ登録車両規定第２条２による車両証明書」により行われるものとします。

（株）キャロッセ

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車 の 通 称 名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-023	2012年	BS6	プロトン　サトリアネオ	S4PH	1597	国自審第468号	

プジョー・シトロエン・ジャポン（株）

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-025	2015年	A9C5F03	プジョー208 GTi	5F03	1598	17558	
JIP-030	2016年	A9C5G04	プジョー208GTi	5G04	1598	18206	

FCAジャパン（株）

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-033	2017年	NF2EK	アバルト124スパイダー	3268	1368	18377	
JIP-034	2018年	940141	アルファロメオ ジュリエッタ	940A2	1368	17122	

ルノー・ジャポン（株）

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-035	2018年	AHH4B1	ルノー トゥインゴ GT	H4B	897	国自審680号	5MT

フォルクスワーゲングループジャパン（株）

ＪＡＦ登録No.	登録年	車の型式	車の通称名	原動機の型式	排気量又は定格出力	国土交通省指定番号	備　考
JIP-036	2019年	AWCZP	ポロ GTI	CZP	1984	18940	